ISSN 1342-5749

農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2012 国際協同組合年

2012 12 DECEMBER

農業と国際貿易交渉を考える

●日中韓FTAと農業

●貿易自由化と日本農業の重要品目

●国際貿易交渉

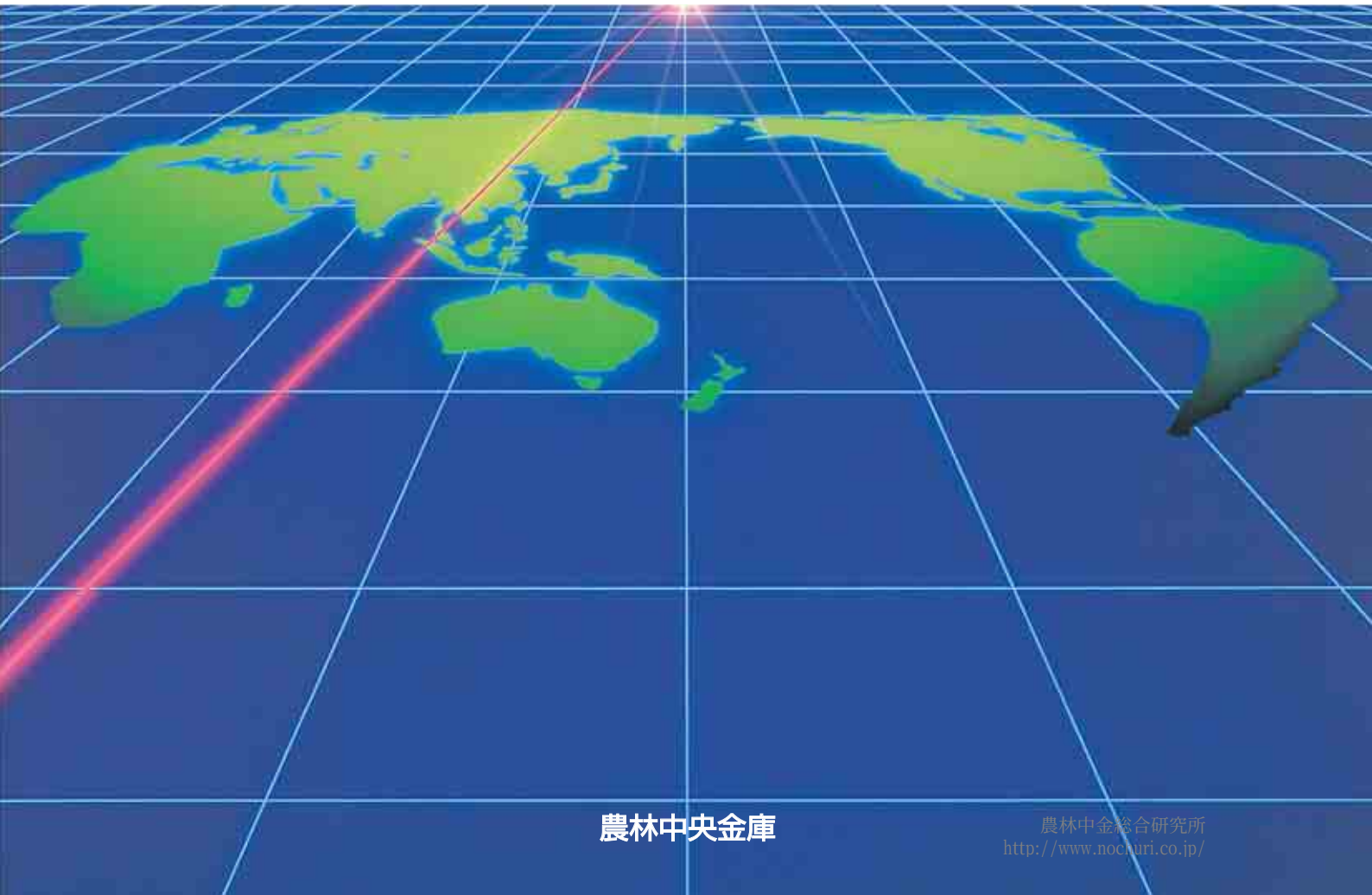

農林中央金庫

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

今月の窓

今どきの若者の生活意識・社会意識

内閣府の2012年度「国民生活に関する世論調査」によると，20歳代の75%が現在の生活に満足していて他のどの世代よりも高い割合となっている。近年，就職難で若年層の非正規雇用比率が上昇している経済環境下で意外感のある調査結果である。今どきの若者のライフスタイルを考えてみると，シェアハウスに住み，服はファストファッション，昼はコンビニ弁当，夜は集まって鍋，寝るまではインターネットでYouTubeをみるかSkypeで友達とおしゃべりという感じで，お金は無くてもそれなりに楽しい日常生活を送っているということであろうか。バブル期を経験した中高年からすると車もブランド品も無くてそれで満足なのという感じだが，20歳代が育ってきたいわゆる「失われた20年」の間にも，企業のビジネスモデルの変革や情報通信技術の革新で安価で良質なモノ・サービスが提供されるようになり，デフレ経済で所得環境が厳しいなかでもこうしたモノ・サービスを利用し，エコでシンプルでシェア志向のライフスタイルが醸成されてきたものと思われる。ただし，同じ世論調査で20歳代の62%が悩みや不安を感じ，特に将来の収入・資産に対する不安が強いという結果も出ており，将来不安があるからこそ今の幸せを大事にするということで現在の生活満足度が高くなっている可能性もある。

一方で内閣府の11年度「社会意識に関する世論調査」によると，20歳代の70%が社会への貢献意識を持っており02年度調査の45%から大きく増加している。また社会志向か個人志向かの設問でも社会志向の割合が02年度36%から11年度50%と大きく増加している。これは将来不安を社会への貢献で払拭したいという気持ちが出ているものと思われる。東日本大震災に際し，被災地でのボランティア活動に駆け付けた多くの若者の姿がその社会貢献意識の高さを表したものといえよう。大都市部においても，高齢化の進む東京高島平団地で地元の大学を中心に若者と団地自治会が連携し，高齢化・空洞化する団地のコミュニティ再生に取り組むなどの活動事例もみられる。

また，内閣府が05年に実施した「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」によると，都市部在住の20歳代は農山漁村への定住願望を持つものが30%と他の世代より高い地方志向を持っており，世界を均質化させるグローバル化が進展する時代だからこそ地方的なものが志向されるのであろう。実際に島根県隠岐郡海士（あま）町（人口約2,400人）では，町の定住促進政策により04年度から８年間で若者中心にＩターンの移住者が327人にも上っているという。

地域活性化には，一般的に「よそ者，若者，ばか者」が必要であるといわれるが，上記のとおりエコでシンプルでシェア志向・地方志向のライフスタイルを持ち社会貢献意識の高い今どきの若者のなかには，地域活性化の活動に興味を示す者も多数存在すると思われる。地域活性化の活動で若者の取り込みに悩んできた組織・団体も，今後はFacebook等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を有効活用することなどで全国から有能で熱意を持った若者を集め，新たな視点での活動が期待できる時代が到来しているといえよう。

（（株）農林中金総合研究所　調査第二部長　堀内芳彦・ほりうち　よしひこ**）**

農林金融　第65巻　第12号〈通巻802号〉

目　次

今月のテーマ

農業と国際貿易交渉を考える

今月の窓

今どきの若者の生活意識・社会意識

（株）農林中金総合研究所 調査第二部長　堀内芳彦

アジアの経済連携にどう位置づけるか

日中韓FTAと農業

石田信隆 —— 2

貿易自由化と日本農業の重要品目

清水徹朗・藤野信之・平澤明彦・一瀬裕一郎 —— 20

1927年の輸出入禁止制限撤廃条約交渉とその今日的意義

国際貿易交渉

早稲田大学 日米研究機構 客員上級研究員　林　正徳 —— 46

情勢

U・Iターンで活性化する海士町

石田信隆・寺林暁良 —— 61

談話室

東京に作る農業経営大学校

日本農業経営大学校 校長　岸　康彦 —— 44

本棚

矢口芳生　著
『農業貿易摩擦論』

平澤明彦 —— 19

統計資料 —— 70

＜第65巻総目次＞巻末添付

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

日中韓FTAと農業

――アジアの経済連携にどう位置づけるか――

理事研究員　石田信隆

〔要　　旨〕

1　尖閣諸島・竹島問題で日中・日韓間に軋轢が高まっている。また日本国内ではTPP交渉への参加をめぐって激しい綱引きが行われている。一方日中韓FTAは2012年５月の首脳会談で交渉開始が合意され，事務レベル協議を終了した。このFTAはウィン・ウィンの状況をもたらすとされるが，日本と韓国の農業には深刻な影響を生じる懸念があり，共同研究報告書は各国のセンシティブ品目に然るべく配慮することが重要であるとしている。

2　アジア・太平洋地域では，ASEAN＋３，ASEAN＋６，RCEP，TPPなどさまざまな連携構想が出されている。日本はアジアの中でアジアと共に成長する戦略をとることが重要であり，アジアを分断するTPPには参加すべきでない。日本は戦後ヨーロッパの経験に学び，日中韓三国を核としつつアジアの連携を進めるべきである。そのために，尖閣・竹島問題を乗り越える対話と知恵を追求すべきである。

3　日中韓三国の農業は，農地面積や生産規模の違い，生産コストの違い，食料自給率の違いなど相違点もあるが，一方では，農業経営の規模が小さい，農業人口の高齢化，将来における食料安全保障問題，都市化に伴う諸問題など，共通する問題も少なくない。

4　2000年代に入り，ASEAN＋３の農産物貿易は，急激に拡大し，その姿をダイナミックに変えてきている。その背景には，中国の経済発展に伴う需要の増加，中国における輸出農業の展開，この地域で形成されてきたFTAとりわけACFTA（アセアン一中国FTA）の影響がある。

5　日中韓FTAは，農業分野に関しては特定の部門・品目に致命的な打撃が及ばないよう慎重に検討しつつ，共通する課題に取り組む協力を広く織り込むことが望ましい。そのことを通して，尖閣・竹島問題を乗り越え，アジアの経済連携の核としての役割を果たすことが期待される。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　アジアの経済連携と日中韓FTA
（1）　2013年初に交渉が開始される日中韓FTA
（2）　共同研究報告書の整理と提言
（3）　日本とアジアの経済連携
（4）　尖閣・竹島問題と日本のFTA
2　日中韓三国農業の現況と課題
（1）　日中韓三国農業の概観
（2）　中国農業の現況と課題
（3）　韓国農業の現況と課題
3　日中韓三国の農産物貿易
（1）　日中韓三国の農産物関税
（2）　日中韓三国の農産物貿易概況
（3）　中国の農産物貿易動態
4　日中韓FTAの課題

はじめに

尖閣諸島・竹島問題で日中・日韓の間で高まった軋轢は，日本の経済・社会にもさまざまな反応を呼び起こしている。日本企業は中国とどう付き合えばよいのか，中国以外の東南アジア諸国やインドに活路を開くべきか，など，さまざまな声が聞こえてくる。

経済連携をめぐって，いま日本では，TPP交渉への参加の是非をめぐって激しい綱引きが行われているが，これに関連しても，尖閣問題を契機に「米国とのつながりを経済連携面でも重視すべきだ」というような声も聞かれる。

こうした状況のなかで，交渉を立ち上げることが首脳間で合意されている日中韓FTAについて，どう考えればよいのであろうか。

本稿では農業を軸にしつつ，日中韓FTAのあり方について考察する。

1　アジアの経済連携と日中韓FTA

（1）　2013年初に交渉が開始される日中韓FTA

日中韓FTAについては，2003年から2009年まで，民間共同研究が実施された。この研究に参加した機関は，日本の総合研究開発機構（NIRA），中国の国務院発展研究中心（DRC），韓国の対外経済政策研究院（KIEP）であった。(注1)

この共同研究の結果を受け，３か国首脳は09年10月の日中韓サミットで，日中韓FTA産官学共同研究の立ち上げについて一致した。この共同研究は，11年12月の会合で完了し，12年３月に共同研究報告書の全文が公表された。

12年５月に開催された日中韓サミットでは，12年内の交渉開始について３か国首脳が一致した。これを受けて，交渉開始に向けた事務レベル協議が12年８月と９月に開催され，終了している。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

そして，11月20日にプノンペンで開かれた３か国経済貿易大臣会合はFTAの交渉入りを宣言，13年の初めから実務者レベルの交渉を開始することとなった。

（注１）日本は，09年にNIRAから日本貿易振興機構（JETRO）に変更された。

（2） 共同研究報告書の整理と提言

「日中韓産官学共同研究報告書」は，三国間FTAが３か国すべてにマクロ経済上の利益をもたらし，ウィン・ウィンの状況をもたらすとして，交渉の開始を提言した。

報告書は，農業に関しては以下のとおり整理している。

まず，日中韓FTAは，消費者がより安い価格で幅広い農産品を入手できるようになること，輸出者にとって相手国市場へのアクセスが改善されるなど，３か国に潜在的利益がもたらされるであろうとする。中国は一次産品の，日本と韓国は付加価値の高い加工品の輸出を増加させうるとしている。

しかし，三国間の農産物貿易には非対称的な効果が生じ，日本と韓国において国内農業生産への深刻な影響に関する懸念を生む可能性があること，また，中国においても資源・国内需要・コスト高騰などの制約要因があることを指摘している。

このため報告書は，各国のセンシティブ品目に然るべく配慮すべきであること，また同時に，各国が持続可能で強靭な農業を実現すること，自国の農業を再生することが重要であるとした。

これらの考え方は，大枠においては，現実に即した違和感のないものである。ただし，このような結論が具体化されていく過程では，日本にとっては，①日中韓FTAをFTA戦略のなかにどう位置づけるかを明確にして戦略的に対応すること，②具体論のレベルで報告書が指摘する「農業生産への深刻な影響」をいかに回避するかについて十分な検討と交渉を行うこと，が重要であろう。

（3） 日本とアジアの経済連携

アジア・太平洋地域では，さまざまな経済連携構想が推進されてきた（第１図）。

このなかで，アジアでの経済連携の中心になってきたのが，ASEANである。ASEANは1992年に先行加盟６か国によりAFTA(注2)―CEPT(注3)協定への署名が行われ，93年からCEPT協定に基づく関税引下げが開始された。その後残りの４か国が協定に加わり，2010年にはAFTA―CEPT協定を引き継ぐ基本協定としてATIGA（AFTAの物品貿易に関する協定）が発効した。10年には目標どおり先行６か国でセンシティブ品目を除く99％以上の品目で関税を撤廃，新規加盟４か国は2015年に関税を撤廃し，ASEAN経済共同体の完成が目指されている。

アジア・太平洋地域では，ASEANを軸としてFTAが拡大され，ASEANと日本，中国，韓国，インド，オーストラリア，ニュージーランドとASEAN＋１の形で協定が締結されてきた。

さらに，より広域の経済連携についても，ASEANを軸に議論が行われてきた。中国・韓国によって提唱されたASEAN＋３（日中

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1図　環太平洋地域のさまざまな経済連携構想

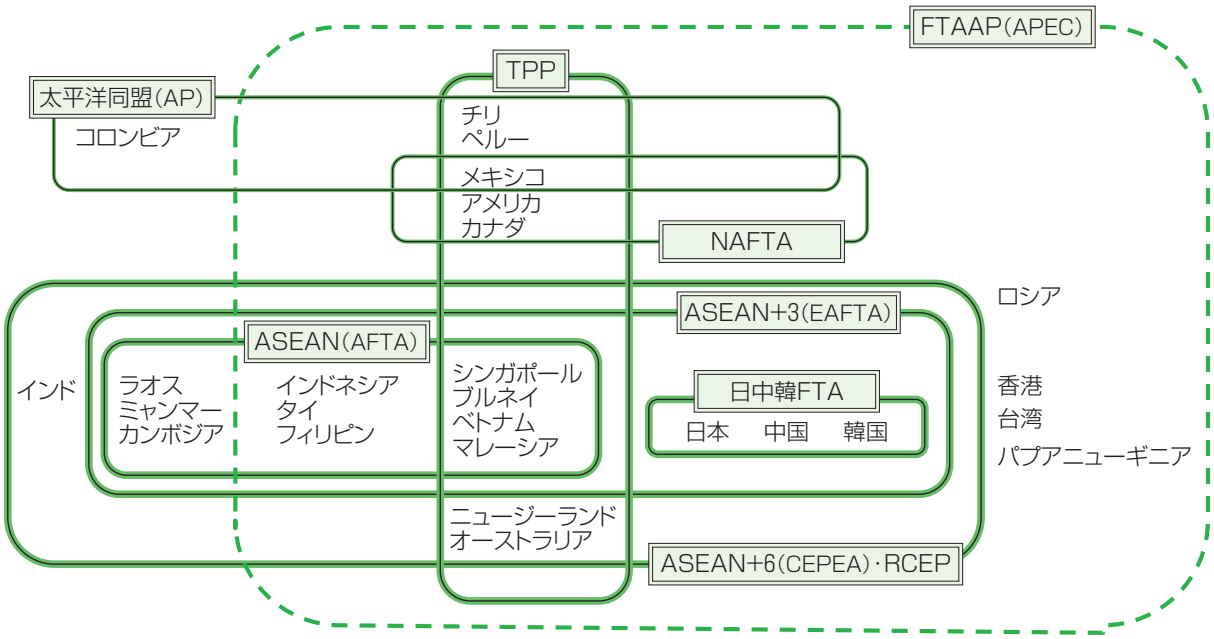

資料　筆者作成
（注）　TPPは，シンガポール，ブルネイ，ニュージーランド，チリで発足，その他は参加交渉国。

韓），日本が提唱したASEAN＋６（日中韓＋インド，オーストラリア，ニュージーランド）などである。そしてそれらは最近になり，東アジア諸国で参加国を限定せず進めようとするRCEP（Regional Comprehensive Economic Partnership：地域包括的経済連携）へと収斂しつつある。そして一方では，東アジアにおいて抜きんでた経済力を持つ日本・中国・韓国のFTAも交渉開始目前となっている。

一方では，06年に発効した環太平洋連携協定（通称P4協定）への参加という形で10年に交渉が開始されたTPPは，これらの連携構想にも大きな影響を及ぼすこととなった。(注4, 5)

このようななかで，日本は，どのような連携を進めるのか，戦略を改めて明確にして取り組むことが課題になっている。なんでもFTAなら取り組むというような「ダボハゼ」戦略は，戦略とはいえない。

TPPについては，中国，韓国，インドネシアなどアジアの主要国が参加せず，アジアを分断し混乱を持ち込むものであることが第一の大きな問題である。TPPはAPEC全体をFTA化するFTAAP構想につながるものと位置づけられているが，多様な国・地域の集合体であるAPECを近い将来FTA化することは非現実的である。北米にNAFTAがあるように，アジアにはアジアの連携ができるのが自然であり，アジアのまとまりをしっかりと作っていくことが，この地域の発展につながる。

第二の問題は，TPPは米国のグローバル企業がアジアで利益を獲得するための地盤作りであることである。公共分野の営利企業への開放と米国基準による紛争解決手続の導入は，食料安全保障をはじめ医療・福

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

祉・食品安全などの公共政策を大きく制約し，米国型格差社会と同様の姿に日本の経済・社会を変化させることが懸念される。以上から，TPPに日本が加わることは絶対に避けるべきである。

それでは，日本はどのような連携を志向すべきであろうか。筆者は，日本にはアジアの一員として，アジアとしっかりと結びつく以外の戦略はないと考える。

アジアにおいて経済連携構想が積極的に進められていることの背景には，この地域の経済が緊密に結びついていることがある。第２図は貿易（輸出＋輸入）の推移をみたものであるが，東アジアの貿易額は世界全体に占めるシェアを着実に高めており，また，域内の貿易比率も５割近くまで上昇している。

現在は，「世界の工場」としての中国の域外への輸出の伸びが著しく，それとつながる域内の経済の緊密な発展によって，東アジアは成長してきた。そしてこれからは，

第2図　東アジアの貿易

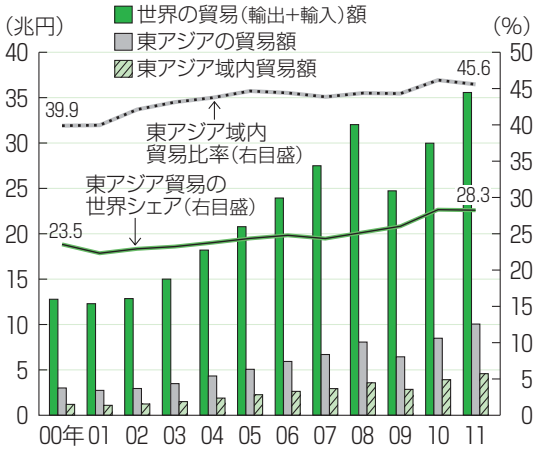

資料　日本貿易振興機構「世界貿易マトリクス」から作成
(注)　東アジアは，日本，中国，韓国，香港，台湾およびASEAN(2007以前はタイ，マレーシア，インドネシア，フィリピン)。

この地域の成長によって地域自体が消費市場として成長し，域内の内需によってけん引される成長パターンが強まっていくことが予想される。欧州の債務危機による影響は無視できないが，中長期的にみれば，この流れは変わることがなく，アジアは21世紀の成長センターとしての役割を果たしていくであろう。

日本は，この地域から離れて成長することは不可能である。TPP推進論者は，「アジアの成長を取り込む」ためにTPPを進めるべきだと主張する。中国が入らないTPPでアジアの成長を取り込めるのかという問題もあるが，そもそも，他国に自国の果実を取り込んでほしいと思う国などあるだろうか。そのようなスタンスではなく，日本はアジアの中で，アジアと共に成長する姿勢を明確にし，そのための連携戦略を構築すべきである。

(注２) ASEAN自由貿易地域
(注３) 共通効果特恵関税
(注４) TPPについては石田（2010）（2011a）（2011b）（2012）を参照されたい。
(注５) P4協定はブルネイ，チリ，ニュージーランド，シンガポールが締結。TPP参加交渉は10年からこれら４か国に加え，米国，オーストラリア，ペルー，ベトナム，マレーシアで実施され，12年秋よりカナダ，メキシコが交渉に参入した。

(4)　尖閣・竹島問題と日本のFTA

このような日本の経済成長戦略を考えるうえで，尖閣・竹島問題をどう考えたらよいであろうか。

筆者は，日本は中国・韓国と向き合うこの東アジアから出ていくことはできないし，中国・韓国と経済面でも政治・文化・社会

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

の面でもよい関係を築くことでしか，よりよい未来を創りだすことはできないと考える。そしてそのことは，中国・韓国にとっても同様である。

経済に限ってみても，GDP世界第２位と第３位の中国と日本，そして急速な発展で世界での存在感を示している韓国，これら隣接する三国が緊密に協調するか抗争するかによっては，東アジアの将来は大きく変わるであろう。これから世界で最も成長が期待されるこの地域で，日中韓三国が，いま生じている問題を乗り越えてより高い次元の協調関係を創りだすことは，単にこれら三国だけではなく，アジア，世界の経済に対する責務である。

すでに現代の歴史は，そのような人間の意思をもって現実を変えた経験を持っている。第二次世界大戦以前のヨーロッパは，ドイツとフランスの対立をはじめとして，つねに緊張を含み，繰り返される戦争の度に国境線が書きかえられる地域であった。このような対立に終止符を打つという意思のもとに，1952年に欧州石炭鉄鋼共同体が発足し，半世紀近い歳月を経てEUの発足に至ったのである。現在ヨーロッパは欧州債務危機の渦中にあるが，それは現時点の一局面であり，ヨーロッパの歩んだ道の歴史的意義を損ねるものではない。

日本はアジアで最初に先進国となった国として，また過去にこの地域に多大な苦難を及ぼした国であるからこそ，積極的に協調のアジアを生みだすことを基本的な戦略とすべきである。

小さな島があることによって日中・日韓が反目することは，いかほどの損失を三国およびその周辺に与えることであろうか。それを乗り越える対話と知恵が追求されなければならない。

2　日中韓三国農業の現況と課題

(1)　日中韓三国農業の概観

第一次産業のGDP比率をみると，日本・韓国は１～２％で先進国水準に下がっている（第１表）。中国も，急速な経済成長によって低下し，約10％になっている。日本と韓国は農村から都市への大量の人口移動を経て，農村人口比率は低いが，中国では，農村地域人口が約７億人と総人口の半数にのぼっている。

農家の経営規模は三国とも小規模で，とくに中国の１戸当たり耕地面積は日本の３分の１以下である。

主要穀物および大豆の生産・消費等を比較すると，日本および韓国では，米はミニマム・アクセスによる輸入米を除けばほぼ

第１表　日中韓三国の農業概観（2009年）

	単位	日本	中国	韓国
名目GDP（暦年）	億ドル	50,420	49,844	8,325
農林水産業総生産額	億ドル	712	5,337	195
同　GDP対比	%	1.4	10.7	2.3
人口	千人	128,056	1,334,740	48,747
農村地域人口	千人	6,503	712,880	3,117
同　割合	%	5.1	53.4	6.4
農家世帯	千戸	2,528	259,750	1,195
耕地面積	千ha	4,609	121,716	1,737
1戸当たり耕作面積	ha	1.82	0.47	1.45

資料　『日中韓FTA産官学共同研究報告書』（2011年12月16日）から作成
　ただし，GDPおよび農林水産業総生産額は，農林水産省『ポケット農林水産統計』，耕地面積は日本：同，中国：『中国統計年鑑（2008年値）』，韓国：『農林水産食品主要統計』

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2表　日中韓三国の農産物需給比較(2007年)

（単位　千トン，%）

		日本		中国		韓国		世界計
		数量	世界シェア	数量	世界シェア	数量	世界シェア	
米	生産	7,266	1.7	124,994	28.6	4,027	0.9	437,509
	輸出	18	0.1	1,312	3.8	3	0.0	34,368
	輸入	610	2.1	1,000	3.4	255	0.9	29,151
	国内消費	7,824	1.8	124,854	29.5	4,149	1.0	423,471
トウモロコシ	生産	0	0.0	152,419	19.4	84	0.0	787,440
	輸出	4	0.0	5,591	4.9	103	0.1	113,464
	輸入	16,636	14.9	4,656	4.2	8,714	7.8	111,645
	国内消費	16,019	2.2	146,496	19.9	8,659	1.2	735,947
小麦	生産	910	0.2	109,298	18.1	7	0.0	604,465
	輸出	371	0.2	3,759	2.2	69	0.0	167,091
	輸入	5,593	3.7	2,061	1.4	3,429	2.3	149,826
	国内消費	6,550	1.1	106,114	17.3	3,167	0.5	612,530
大豆	生産	5	0.0	12,725	5.8	114	0.1	219,579
	輸出	0	0.0	533	0.7	2	0.0	75,350
	輸入	4,161	5.6	33,198	44.5	1,186	1.6	74,532
	国内消費	4,302	1.9	45,299	20.1	1,299	0.6	225,160

資料　FAO, Food Balance Sheetsから作成

完全に自給しているが，その他の産品は輸入依存度が極めて高いのが特徴である（第２表)。中国は，これら産品の消費量の世界シェアが20～30%にのぼる大消費国であり，大豆を除く３品目についても同様のシェアを有する大生産国である。しかし大豆は，需要が急速に伸びている反面，国内生産は農地の制約から限定的で，輸入が膨大な量にのぼっている。

(2)　中国農業の現況と課題

中国では，増大する農産物への需要に対比し農地は緩やかな減少が続いており，農地賦存量の面からの制約が強まっている。

農地の増加は，開拓適地が少なく，近年は小規模である。中国では過去に，傾斜度が大きく農地に適さない土地まで開拓した結果，土壌流失，河川下流域における土砂堆積と河川氾濫，河川の断流（地上水の消失）などの問題が深刻化した。これに対し中国政府は1999年から退耕還林政策を開始し，傾斜度が高いなど農地に適さない土地等に造林を行い，林地に戻してきた。また，都市における土地需要は，経済成長に伴い極めて旺盛で，都市的用途への農地転用も高い水準で続いている（第３表)。

また，農地とならんで水も，農業的利用と都市的利用の間での競合が強まっており，農業生産の制約要因となっている。

中国では食糧（穀物および大豆）の自給を95%以上確保することが政策目標とされて

第3表　中国の耕地面積

（単位　千ha）

	耕地面積	増加面積	減少面積	うち建設	退耕還林
00年	128,243	604	1,566	163	763
01	127,616	266	893	164	591
02	125,930	341	2,027	197	1,426
03	123,392	344	2,881	229	2,237
04	122,444	346	1,146	145	733
05	122,067	307	595	139	390
06	121,776	367	583	167	339
07	121,735	196	237	188	25
08	121,716	230	249	192	

資料　農業部『中国農業発展報告』から作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第4表　主要農畜産物の需給（中国）

（単位　万トン）

		00年	05	09
米	生産量	18,791	18,059	19,510
	輸入量	25	52	36
	輸出量	296	69	79
小麦	生産量	9,964	9,745	11,512
	輸入量	92	354	90
	輸出量	19	61	25
トウモロコシ	生産量	10,600	13,937	16,397
	輸入量	0	0	8
	輸出量	1,048	864	13
大豆	生産量	1,541	1,635	1,498
	輸入量	1,042	2,659	4,255
	輸出量	22	41	36
食用植物油	生産量	835	2,071	3,280
	輸入量	187	621	950
	輸出量	11	23	12
綿花	生産量	442	571	638
	輸入量	25	275	176
	輸出量	30	1	1
豚肉	生産量	3,966	4,555	4,891
	輸入量	24	20	53
	輸出量	11	39	18

資料　第3表に同じ

おり，米，小麦，トウモロコシについては高い国内自給を維持してきている（第４表）。しかし，肉類消費の増加から畜産飼料向けトウモロコシと大豆への需要が増大しており，また食用油への需要も急速に拡大している。これに対し，トウモロコシの生産を優先した結果，大豆およびパームオイルの輸入は膨大な量に拡大し，中国の2011/12穀物年度の大豆輸入量は5,800万トンと，世界全体の輸入量の60％を占める見込みである（USDAによる予測）。

国連の予測によれば，中国の人口は10年の1,341百万人から2030年に1,393百万人となってピークを迎えるが，今後，人口増加と生活水準の向上に伴う肉・食用油需要の増加から，農産物への需要はさらに増加する。

中国の農村住民の所得は，1980年から2010年までの30年間に30.1倍に増加した(注6)。しかし都市住民の所得との格差は，1980年の2.5倍から2010年の3.2倍へと拡大している。

このような状況の下で，中国農業の課題としては，以下のことが挙げられよう。

①食料自給の維持

農地面積の維持，農地利用率の向上・単収の増加・飼料効率の向上など生産効率のさらなる向上，農業技術の開発，水資源の開発と確保など。

②持続可能な農業経営の確立

農村労働力の農外移出と高齢化の下での農業労働力の確保，農地制度の改革，農業金融の確立

③都市と農村の格差是正

農業経営の収益性の向上，農外就労機会の確保

（注６）国家統計局『中国統計年鑑』

（3）　韓国農業の現況と課題

韓国農業は，日本農業とよく似ている。前掲第１表にみるとおり農業が国の経済に占める割合は低い。農家の規模も小さく，減少が続いている。農家の高齢化が著しく，それは日本の農家の高齢化を追い越すに至っている。かつては米が主要な作目であったが，畜産・野菜・果樹の比率が高まって生産は多様化した。しかし米は，依然として農村が存立するうえでの基幹的な作物としての地位を維持している。両国ともに，食料自給率は極めて低い水準にまで低下している。

日本と異なるのは，韓国では専業農家の比率が高いことである。1970年の67.7％か

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ら徐々に低下してきたが，2010年現在なお53.3％を占める(注7)。これは，韓国の農村では兼業機会が少なく，また農家の子弟の都市就業意向が強いことから，農家の子弟の多くが都市部に転出し農外就労をしてきたことによる。

韓国農業は，1990年以降大きな変動の波を被ってきた。

韓国は，ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉が妥結に向かうなかで，国際化に対応する42兆ウォンの投資計画を打ち出した。これは，施設型農業へのシフト，農業機械の導入を進め，輸出戦略品目の専門団地を育成し，特に日本市場をターゲットに競争力強化を図ろうとするものであった。しかしこれは，97年アジア通貨危機もあり思うような海外市場開拓につながらず，不適切な事業認定もあって，農家負債の激増という結果に終わった（第３図）。農家負債対策は，2000年代に入ってからも韓国農政の重要な課題になっている。

韓国では2000年代に入り，盧武鉉政権が積極的なFTA戦略に転じ，李明博政権もその政策を継続している。韓国は巨大経済圏とのFTAを同時多発的に進める方針をとり，すでにインド，EU，米国とのFTAが発効しており，オーストラリア，ニュージーランド，カナダ，中国等と交渉中である。

このような政策の背景には，韓国経済は貿易依存度が極めて高く(注8)，いち早く巨大市場との間でFTAを結び，先行者利益を確保したいとする意向があった。

しかし，このような戦略は，農業部門には大きな被害をもたらすことが予想される。特に韓米FTAは，米を例外扱いとしたものの，その他の品目は，長期間をかけるものはあっても最終的には完全に市場を開放する内容であり，農業者は激しい反対運動を展開した(注9)。

韓国政府は，04年からFTA対策として119兆ウォンの長期投融資計画を実施し，また韓米FTA対策としても20兆ウォンの対策を打ち出している。しかしこれらの対策は，金額は大きいとはいえ既存の政策も含んで再編成したものであり，また新しい政策の内容も，被害補償，直接支払い，畜舎現代化などが中心で，コスト低減効果は限定的であるとみられる。

韓国の小規模で担い手の高齢化が進む稲作をどのようにして持続可能な姿に変えていくのか，また，稲作以外の分野で成長してきた畜産・園芸・果樹等の農業がFTAによって被る被害にどう対処するのか，韓国の農政は大きな課題に直面している。

第3図　韓国の農家負債比率推移

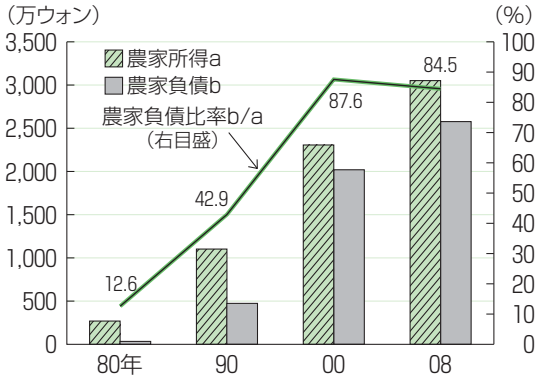

資料　農林水産食品部『農林水産食品主要統計』から作成

（注７）韓国農林水産食品部『農林水産食品主要統計』

（注８）08年現在92.2%（GDPに占める輸出・輸入

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

合計の比率）

（注９）韓米FTAは農業への被害以外に大きな問題が指摘されている。詳しくは，宋基昊（2012）『恐怖の契約　米韓FTA―TPPで日本もこうなる―』農山漁村文化協会，参照。

3　日中韓三国の農産物貿易

「日中韓産官学共同研究報告書」が指摘するように，日中韓FTAはその内容次第では，日本と韓国の農業に深刻な影響を及ぼす懸念があり，品目別に詳細な検討を行う必要がある。以下ではその前提として，ASEANとの関係もふまえつつ三国の農産物貿易の現状について概観する。

また，中国はASEANとのFTAを締結しており，その結果協定国・地域間の農産物貿易にどのような変化が生じているかも，日中韓FTAを考えるうえで参考になると考えられるので，2000年代に入ってからの中国を軸とした農産物貿易の動態についても分析することとする。

（1）　日中韓三国の農産物関税

はじめに，日中韓三国の農産物関税について確認しておく（第５表）。

日本は無税品目の割合が他の２か国と比べて高い。反面，最高税率は韓国と同様，高い税率を適用している品目がみられる。日本は，市場開放できる品目はすでに相当開放が進んでおり，残っている品目は，食料安全保障や地域経済にとって重要な品目であることから，このような姿になっている。

中国は，平均税率・最高税率ともに低い。農産物全般にわたり競争力があることを反映している。しかし無税品目の割合は低く，多くの品目で相応の関税をかけていることがわかる。

韓国は日本同様，最高税率は高く，一方無税品目の割合は低い。ただし，韓米FTAなど自由化度の高いFTAが増加すると，FTA税率を含めてみる必要がある。

（2）　日中韓三国の農産物貿易概況

以下，米，野菜，果実，加工食品の貿易

第5表　品目別MFN実行関税率（2010年）

（単位　%）

	日本			中国			韓国		
	平均	無税割合	最高	平均	無税割合	最高	平均	無税割合	最高
畜産物	18.9	43.8	271	14.8	10.1	25	22.1	2.4	89
乳製品	93.3	9.5	640	12.0	0.0	20	67.5	0.0	176
果実, 野菜, 植物	10.6	19.7	394	14.8	5.9	30	57.4	0.2	887
コーヒー, 茶	15.3	22.7	184	14.7	0.0	32	53.9	0.0	514
穀物および調整品	42.0	16.3	618	24.3	3.4	65	134.5	0.3	800
油糧種子および油脂	9.0	41.9	613	11.0	5.3	30	37.0	4.1	630
砂糖および菓子類	27.2	12.7	94	27.4	0.0	50	16.8	12.5	243
飲料およびたばこ	14.6	32.3	54	22.3	2.2	65	31.7	0.0	270
綿	0.0	100.0	0	15.2	0.0	40	0.0	100.0	0
その他の農産品	4.4	70.6	562	11.4	9.4	38	16.1	18.3	754

資料　WTO, World Tariff Profiles 2011から作成
（注）1　MFNは最恵国待遇税率。
　　2　タリフライン（関税分類上の細目品目）を集計したもの。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

についてみていく。

a　米

ASEAN＋３の米輸出をみると（第６表），世界の米輸出ランキング１位のタイと同２位のベトナムの輸出が突出して多い。

中国は2010年で約62万トンを輸出しているが，2000年から05年にかけて67万トン輸出を増加させた後，05年から10年にかけては５万トン減少している(注10)。10年時点でベトナムから110万トン輸入するなど，輸出は拡大傾向にあるとはいえない。

この背景としては，日本と韓国の米輸入はミニマム・アクセス米の輸入がほとんどであること，中国では米の需要が増大しており，農地・水の制約もあって積極的に米輸出を伸張する状況にないことがあげられる。

ただし，仮に日本や韓国のような高所得国が米の関税を撤廃したとすれば，世界市場でもっとも有利に販売できるこれらの国に向けて，国内生産のシフトが起こる可能性が高いとみる必要がある。

b　野菜

野菜の場合は，様相が異なる（第７表）。

中国は圧倒的な輸出力を誇っており，日本，韓国，ASEAN，さらにはそれ以外の地域にも輸出している。

ASEANでは，タイの野菜輸出の規模が大きく，その多くは中国向けである。ASEAN全体でみても，その輸出の大宗は中国向けとなっている。

05年から10年にかけてのASEAN＋３域内の動きをみると，日本と韓国の中国からの輸入，ASEANと中国の間での輸出入が大きく増加している（第８表）。

c　果実

果実では，中国とともにASEANの輸出規模が大きい（第９表）。

中国から日本・韓国への輸出は小規模で，

第6表　ASEAN+3の貿易(2010年)

（米）　　（単位　千トン）

		輸入国・地域							
		日本	中国	韓国	日中韓計	ASEAN	ASEAN+3計	その他	世界計
輸出国・地域	日本	－	0	0	0	1	1	37	38
	中国	47	－	182	229	13	242	377	619
	韓国	0	0	－	0	0	0	4	4
	日中韓計	47	0	182	229	14	243	418	661
	タイ	284	292	58	634	1,038	1,672	7,268	8,940
	ベトナム	0	1,101	5	1,106	3,276	4,382	3,719	8,101
	その他	0	10	0	10	55	65	67	132
	ASEAN計	284	1,403	63	1,750	4,369	6,119	11,054	17,173
	ASEAN+3	331	1,403	245	1,979	4,383	6,362	11,472	17,834

資料　Global Trade Atlas から作成
（注）　輸出データを基本に集計。ただし，ブルネイ，ラオス，ミャンマーのデータはないので，相手国の輸入データを使用。その場合，輸入金額に0.9を乗じて，CIF価格をFOB価格に補正した。また，これら3か国同士の貿易および，これら3か国とASEAN+3以外の国・地域との貿易は含まない。以下同様。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ASEANおよびASEAN＋３以外の地域へ多く輸出されている。一方ASEANの果実輸出は，日本，中国，ASEAN域内，ASEAN＋３と広範囲な地域に行われている。この違いの背景には，中国の果実は温帯果実が中心であり，ASEANの果実は熱帯果実と温帯

第7表　ASEAN+3の貿易（2010年）

（野　菜）　　（単位　百万ドル）

		輸入国・地域							
		日本	中国	韓国	日中韓計	ASEAN	ASEAN+3計	その他	世界計
輸出国・地域	日本	－	0	0	0	5	5	30	35
	中国	1,191	－	547	1,738	2,272	4,010	3,467	7,477
	韓国	80	7	－	87	4	91	40	131
	日中韓計	1,271	7	548	1,826	2,281	4,107	3,536	7,643
	タイ	102	802	0	904	43	947	123	1,070
	ベトナム	13	200	13	226	35	261	35	296
	その他	39	84	13	136	299	435	44	479
	ASEAN計	154	1,086	26	1,266	377	1,643	202	1,845
	ASEAN+3	1,425	1,093	574	3,092	2,658	5,750	3,738	9,488

資料　第6表に同じ

第8表　ASEAN+3の貿易（2010-2005年増減）

（野　菜）　　（単位　百万ドル）

		輸入国・地域							
		日本	中国	韓国	日中韓計	ASEAN	ASEAN+3計	その他	世界計
輸出国・地域	日本	－	△3	0	△3	5	2	9	11
	中国	175	－	331	506	1,801	2,307	2,118	4,425
	韓国	△11	6	－	△5	4	△1	31	30
	日中韓計	164	3	332	499	1,810	2,309	2,157	4,466
	タイ	13	506	0	519	27	546	9	555
	ベトナム	△8	159	△4	147	24	171	7	178
	その他	6	61	5	72	114	186	15	201
	ASEAN計	11	726	1	738	165	903	31	934
	ASEAN+3	175	729	333	1,237	1,975	3,212	2,188	5,400

資料　第6表に同じ

第9表　ASEAN+3の貿易（2010年）

（果　実）　　（単位　百万ドル）

		輸入国・地域							
		日本	中国	韓国	日中韓計	ASEAN	ASEAN+3計	その他	世界計
輸出国・地域	日本	－	10	0	10	5	15	92	107
	中国	164	－	33	197	1,194	1,391	1,289	2,680
	韓国	15	17	－	32	25	57	88	145
	日中韓計	179	27	33	239	1,224	1,463	1,469	2,932
	タイ	18	205	5	228	117	345	230	575
	ベトナム	9	303	3	315	77	392	918	1,310
	その他	211	96	39	346	211	557	567	1,124
	ASEAN計	238	604	47	889	405	1,294	1,715	3,009
	ASEAN+3	417	631	80	1,128	1,629	2,757	3,184	5,941

資料　第6表に同じ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

果実の双方があることがある。

中国の果実は品質の問題と植物検疫上の制限から日本等への輸出には限界があり，一方，ASEANの熱帯果実は，日本・中国をはじめ世界市場への輸出が盛んである。ASEANからの果実輸出は，単一国としてはベトナムの規模が大きい。

05年から10年にかけての変化をみると，中国からASEANへの輸出（＋845百万ドル），ASEANから中国への輸出（＋284百万ドル），中国およびASEANからASEAN＋３域外への輸出が増加している。

d　加工食品

加工食品（飲料を含む）の輸出は，日本・韓国とも約25億ドルと，かなりの規模になっている（2010年，第10表）。しかしASEAN＋３全体でみると，中国およびタイの輸出が大きい。

日本の輸出先はASEAN＋３域外が多く，韓国の輸出先は日本およびASEAN＋３域外が多い。

中国の輸出の３割近くを日本向けが占め，ASEAN向けが１割弱で，ASEAN＋３域外にも大量に輸出が行われている。

ASEANの輸出は，タイがその半分弱を占めており，日本への輸出が多い。その他，ASEAN域内やASEAN＋３域外への輸出も大きな規模になっている。

05年から10年にかけては，中国からASEAN（＋908百万ドル）およびASEAN＋３域外（＋4,674百万ドル）への輸出，ASEANから各地域全般への輸出の伸びが堅調であった。

(注10) Global Trade Atlasデータによる。以下，とくに断りのないかぎり同じ。

(3)　中国の農産物貿易動態

a　ACFTAと農産物貿易

以上，ASEAN＋３地域の農産物貿易についてみてきた。ここでは，品目によって様相は異なるが，中国およびタイ・ベトナムを中心とするASEANの輸出が大きな規模になっており，また，近年急速に拡大してきていることがみてとれる。

第10表　ASEAN+3の貿易（2010年）

（加工食品）　　（単位　百万ドル）

		輸入国・地域							
		日本	中国	韓国	日中韓計	ASEAN	ASEAN+3計	その他	世界計
輸出国・地域	日本	－	165	196	361	233	594	1,897	2,491
	中国	4,414	－	889	5,303	1,595	6,898	9,503	16,401
	韓国	812	384	－	1,196	268	1,464	1,010	2,474
	日中韓計	5,226	549	1,085	6,860	2,096	8,956	12,410	21,366
	タイ	2,169	63	197	2,429	3,019	5,448	7,484	12,932
	ベトナム	275	103	99	477	209	686	1,048	1,734
	その他	931	916	211	2,058	5,172	7,230	5,752	12,982
	ASEAN計	3,375	1,082	507	4,964	8,400	13,364	14,284	27,648
	ASEAN+3	8,601	1,631	1,592	11,824	10,496	22,320	26,694	49,014

資料　第6表に同じ
（注）　HS16からHS22の品目の合計である。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

その背景としては，一般的には，これら地域の経済発展により農産物への需要が高まってきていることがあげられようが，さらに，中国とASEANの間で発効しているFTA(注11)の影響もあると考えられる。

中国とASEANのFTA（以下「ACFTA」という）は物品貿易協定が05年７月に発効した。物品貿易についてはセンシティブ品目・高度センシティブ品目が設けられるが，その他のノーマルトラック品目は，先行加盟６か国は10年までに関税撤廃を完了，残りの４か国は2015年までに関税を撤廃する。また，アーリーハーベスト（先行引下げ）措置として，04年１月に農産品（HS01～HS08）の関税引下げを開始し，先行加盟６か国は06年まで，残りの４か国は10年までに関税を撤廃した。

このような動向を踏まえ，以下では2000年以降の中国のASEANおよび日本・韓国との品目別貿易推移をみていく。

b　野菜

中国の野菜貿易は，2000年から11年までの11年間で，輸出は5.6倍，輸入は22.2倍に拡大し，野菜の貿易収支の黒字は4.7倍になった（第４図）。この動きは，2000年代後半に入って急激に加速している。

これを国別にみると（第５図），最大の輸出先日本に対する黒字が大きく増加している。また，2000年代前半には貿易収支の大きなプラス・マイナスがなかった韓国，インドネシア，マレーシアなどに対しても，大幅な輸出超過が定着するようになった。タイに対しては輸入超過幅が拡大しているが，これはキャッサバの輸入が急増しているためであり，キャッサバを除くとタイに対する野菜の貿易収支は韓国等と同じ規模の黒字に拡大している。

中国では工業原料，飼料原料，バイオ燃料の原料としても使われるキャッサバの輸入が急増しており，11年には14億ドルに達した。その輸入先はほとんどがタイ，ベトナムなどASEAN諸国である。

第4図　中国の野菜貿易

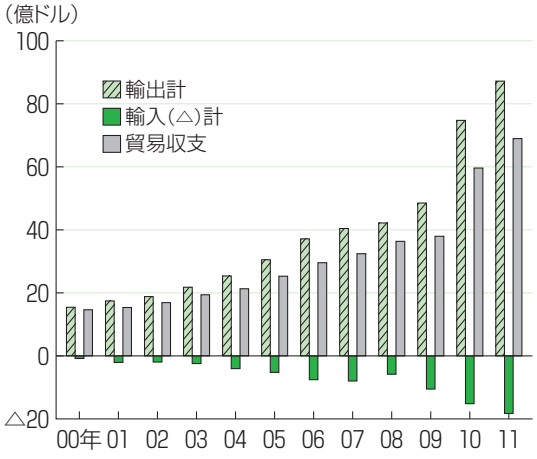

資料　第6表に同じ

第5図　中国の野菜貿易収支(国別)

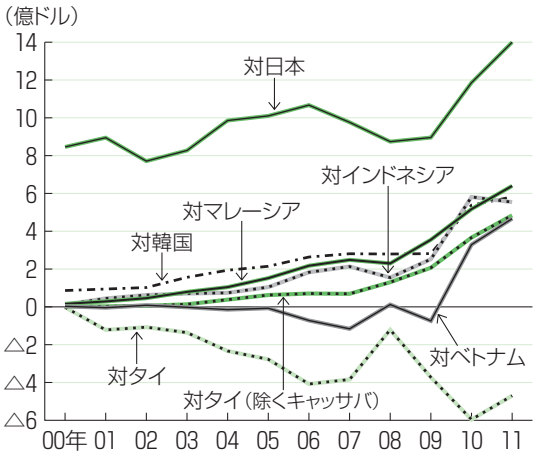

資料　第6表に同じ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

c　果実

中国の果実貿易は，野菜とは異なる動きをしている（第６，７図）。

2000年代後半に貿易の拡大が加速しているのは野菜と同様であるが，輸出とともに輸入も増加し，果実の貿易収支の黒字は，2000年代後半に入り一時拡大したものの，最近では黒字幅は極めて小さくなっている。

国別には，日本に対する黒字は安定して続いているが，マレーシア，インドネシアに対する黒字が大きく拡大しており，一方，フィリピン，タイ，ベトナムとの間では，赤字が急速に拡大した。このような動きの背景には，経済成長に伴う熱帯果実への需要の増加と，ACFTAの影響が出ているものとみられる。

第6図　中国の果実貿易

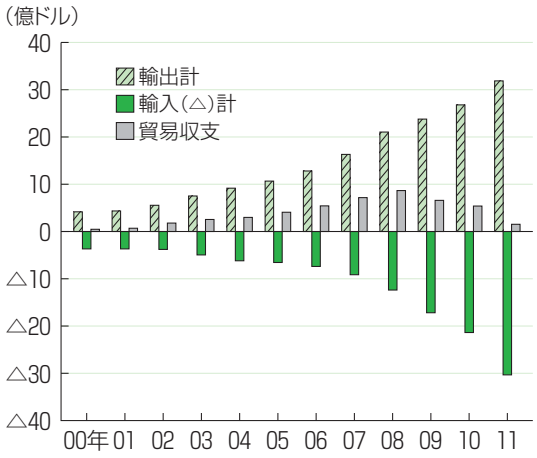

資料　第6表に同じ

第7図　中国の果実貿易収支（国別）

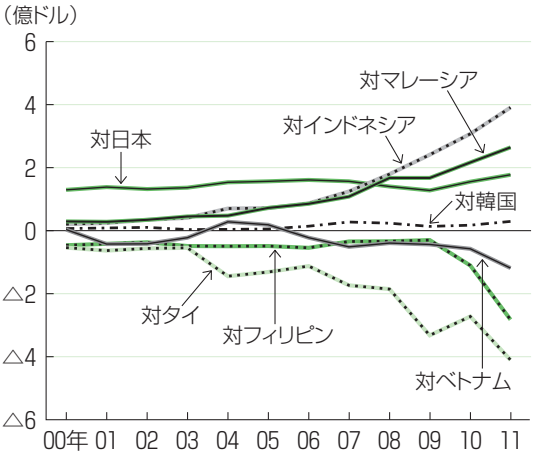

資料　第6表に同じ

d　加工食品

中国の加工食品貿易は，輸出の伸びが旺盛で，近年は輸入も増加しているものの，貿易収支の黒字が大きくなっている（第８図）。

国別には，日本に対する黒字が大きく，全体の黒字の約半分を占める（第９図）。日本に対する黒字は，冷凍餃子事件の影響で08年から09年にかけて減少したが，10年以降再び拡大している。

e　中国と油糧種子輸入

中国では所得の向上に伴い，食用油などの油脂類への需要が飛躍的に高まり，油糧種子の輸入が増加している。

大豆の輸入については「２－(1) 日中韓

第8図　中国の加工食品貿易

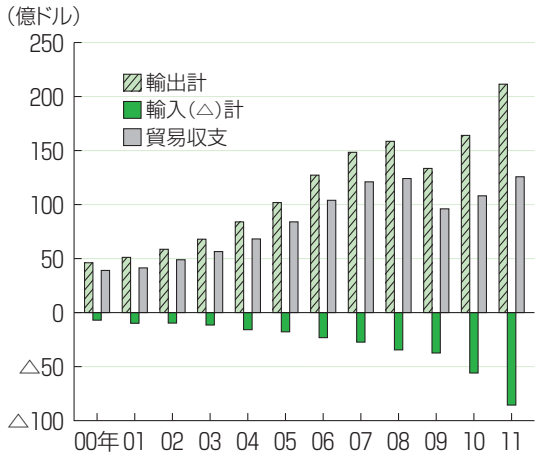

資料　第6表に同じ
（注）　HS16-22の合計である。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第9図　中国の加工食品貿易収支（国別）

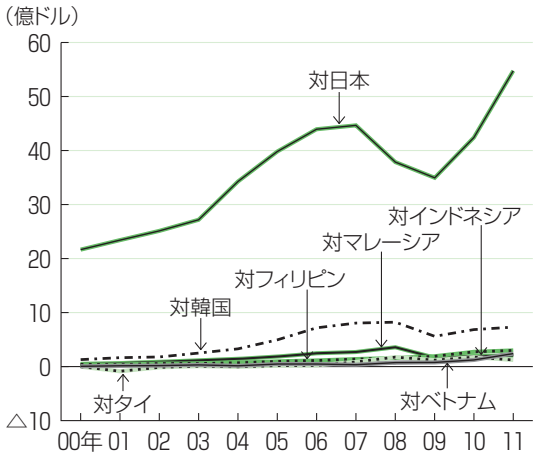

資料　第6表に同じ
（注）　第8図に同じ。

三国農業の概観」で述べたとおりであるが，油ヤシから作られるパームオイルの輸入も大きく増加している。2000年の輸入は146万トン（482百万ドル）であったが，10年には583万トン（4,840百万ドル）となり，これらのほとんどはインドネシアとマレーシアから輸入される。

パームオイルへの需要は世界的に増加しており，これら産地の農業や森林の姿を変えてきている。

（注11） ASEAN—中国包括的経済協力枠組み協定

4　日中韓FTAの課題

以上，極めて概括的ではあるが，日中韓三国の農業と，ASEANとの関連でみた農産物貿易の動向についてみてきた。

日中韓三国を中心とした東アジアの農産物貿易は，とくに2000年代後半に入ってから極めてダイナミックな変化を遂げてきている。その背景にはいくつかのことが考えられる。経済発展に伴う需要増加によって中国の輸入が増加したこと，日本および韓国に向けての中国の輸出型農業の発展，さらには，中国とASEANとのACFTAによって2000年代半ばから農産品の関税引下げが進んだことなどが複合して，これらの動きを生みだしている。

このなかで日中韓FTAを検討する場合，農業部門では，中国の規模が格段に大きく，競争力があることに十分に留意する必要がある。前掲第２表でみたとおり，中国の農業は世界の生産・消費に占める割合が高く，国内事情のわずかな変動でも国際貿易に大きな影響を及ぼすことがある。これは生鮮農産品に限らず，ダイナミックに成長している加工食品においても同様である。たとえば韓国ではすでに，特産品であるキムチの輸出を，中国からのキムチ輸入が上回るようになっている。

特定の部門・品目に致命的な打撃が及ばないよう，慎重に検討することが必要である。

他方，日中韓三国の農業が抱える課題については，共通点も多く，これらの点で相互に協力することを，協定内容の柱の一つとして盛り込むことが望ましい。

日中韓三国農業の相違点としては，以下の点があげられる。

①中国は国土が広く人口も多いことから，農地面積規模が極めて大きく，個別品目ごとにみても中国の生産規模は日本および韓国と比べて格段に大きい。

②中国の農産物生産コスト・農産物価格

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

は日本・韓国より格段に低い。

③中国は農産物の大生産地かつ大消費地であり，穀物の自給確保に努めている一方で，日本と韓国の食料自給率は極めて低くなっている。

一方，共通する問題点・課題も，以下のとおり少なくない。

①各国とも農業経営の規模は小さく，家族経営が中心である。

②日本と韓国では農業人口の高齢化が進んでおり，中国においても今後急速な進展が見込まれ，持続可能な農業経営への再編成が求められる。

③現在のところ中国と日本・韓国の食料自給率の水準は異なるが，将来においては中国でも，人口増加と生活水準の向上により農産物需要が増加する一方で，農地・水等の資源制約は強まることが予想され，食料自給の確保は三国共通の課題となる。

④都市化の進展に伴い，日本と韓国では農村から都市への大規模な人口移動が生じたが，中国においても農村から都市への人口移動や農業部門から非農業部門への労働力の移転が進んでおり，いかにして都市と農村を持続可能な形で整備していくかは，三国に共通する重要な課題である。

このような課題はまた，ASEANを含むアジア規模で共通する点が少なくない。すでにAPTERR(注12)の枠組みができているが，このような協力を日中韓三国が中心となって進めていくことが重要である。そのことを通して，日中韓FTAはアジアにおける経済連携の核としての役割を果たすことが可能になろう。

尖閣・竹島問題で緊張が走る日中韓の関係をどう解きほぐし，未来志向の関係として深めていくのか，そのための一つの取組みとして，日中韓FTAへの共同作業がありうるのではないか。共同研究会報告書が謳ったウィン・ウィンの関係に向けての取組みが前に進むことを期待したい。

(注12) ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve：ASEAN+３における緊急事態のための米の備蓄制度に関する協定

<参考文献>

・石田信隆（2010）「TPPと戦略的経済連携―「開国」幻想と決別し整合性ある貿易政策へ―」農林金融12月号
・石田信隆（2011a）『TPPを考える 「開国」は日本農業と地域社会を壊滅させる』家の光協会
・石田信隆（2011b）「TPPと農産物貿易政策」農林金融９月号
・石田信隆（2012）『見えてきたTPPの正体 迫りくる脅威とこれからの日本の選択』家の光協会
・石田信隆（2004）「韓国農業の現状と日韓FTA」農林金融7月号
・陳錫文氏講演録（2012）「中国農村政策と長期経済展望」農林中金総合研究所ホームページ
・「日中韓FTA産官学共同研究報告書」2011年12月16日
・日本貿易振興機構（2012a）「ASEAN自由貿易協定（AFTA）の物品貿易に関する協定（ATIGA）（AFTA-ATIGA）」JETROビジネス情報サービス課
・日本貿易振興機構（2012b）「世界と日本のFTA一覧」（http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001093/fta_ichiran_2012.pdf）

（いしだ のぶたか）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

本棚

矢口芳生　著

『農業貿易摩擦論』

本書は著者の40年近くにわたる研究成果を再構成した著作集（全８巻）の第２巻である。おもに1986年と90年刊行の単著に基づいており，対象時期は72年から80年代（８頁）が中心である。

構成は序論で課題と方法を示し，第Ⅰ部では国際的な相互依存関係の下における日米農業摩擦について，第Ⅱ部では日本農業への影響と対応について論じている。結論では80年代までの状況を総括した上で，2006～08年の世界食料危機を73～74年のそれと比較している。

本書の大きな特色は，著者自身も指摘する通り，「食糧戦略」にかかる枠組みを独自に理論化した点である。食糧戦略は，主体が国際政治経済のなかで食糧の生産・流通（貿易）をとおしてインタレストの極大化とコスト・リスクの極小化を図るための体系であり（８頁），その主体と戦略は３類型に整理されている。すなわち国際機関レベルの飢餓解放戦略，国家レベルでは農業大国の輸出戦略と輸入大国の安全保障戦略，各国レベル（あるいは脱国家レベル）では企業の販売戦略と国民の求める需給安定である。

市場をもっぱらの対象とする経済学の分析枠組みでは対処の難しい，大きな構図が示されているといえよう。このなかで国際農業摩擦は食糧戦略の衝突として把握されている。

もう一つの特色は，上記の枠組みに対応した，広範かつ基礎的な視点からの接近である。第Ⅰ部では，米国側の事情を幅広く見渡し（ヘゲモニー再建構想やECなどとの摩擦，双子の赤字，農業不況など），それによって日米間における農業摩擦の性格を明らかにしたうえで，コメ摩擦について論じている。第Ⅱ部では，日本における農産物貿易自由化を受けた農業・農政の変化を捉え，あるべき姿を模索するために，日本の食料供給力，貿易構造，地域経済，個々の農業経営，農業構造改革が網羅されている。

こうした整理が，日本農業のおかれた状況の要約にも役立っている。日本の食料（糧）戦略（賃金財である食料の安価な輸入，国内農業の保護）は工業発展（加工貿易）に積極的役割を果たす位置づけであり，食料安全保障は対米・国際関係を良好にすることではかられたという（49～50頁）。日本や西ドイツによる工業製品の輸出と米国の赤字拡大，それを是正するためのドル安およびマクロ経済政策の国際的協調という西側世界経済システムの危機回避に加えて，米国・ECの農産物過剰生産と輸出補助金という世界農業の悪循環を解消するために，日本の農産物市場開放が求められた（358～360頁）。

このように全体を通じて俯瞰的な視点が際立つ一方，各種の政策文書や当局者の発言を参照した詳細な記述は，現在の情勢を考える上で踏まえるべきところが多く勉強になる。著者が研究対象の現実と向き合い格闘してきた貴重な記録でもある。また本書で示された食糧戦略の理論的枠組みが今日的にどのような意味を持つのか興味深いところであり，今後の展開が期待される。農業の国際分野や，国際的文脈におかれた日本農業に関心のある方には一読をお薦めしたい。なお，ウルグアイラウンド（農業摩擦対策）の決着を踏まえた世界の農政改革は本書に続く第３巻の主題である。

――農林統計出版株式会社　2012年3月発行

定価6,000円（税別）　502頁――

（主席研究員　平澤明彦・ひらさわ　あきひこ**）**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

貿易自由化と日本農業の重要品目

基礎研究部長　清水徹朗　主席研究員　藤野信之
主席研究員　平澤明彦　研究員　一瀬裕一郎

〔要　　旨〕

1　日本は1955年にGATTに加盟して以降，貿易自由化を進めたが，米，麦，砂糖，乳製品等の重要品目については国境措置を維持し，日本農業や地域経済への深刻な打撃を回避する枠組みを構築してきた。

2　戦後の農産物貿易自由化には４つの大きな波があり，日本は72年までに多くの農産物の輸入を自由化し輸入制限品目は限られた数になったが，米国のGATT提訴とオレンジ・牛肉交渉によって80年代末に米，麦，指定乳製品を除いて輸入自由化を行った。さらに，ウルグアイラウンドの結果，日本は全ての農産物を関税化した。

3　2000年頃より日本はFTA推進路線に転換したが，これまで締結してきたFTAでは重要品目のほとんどを除外してきた。ドーハラウンドでは，一定の重要品目については一般品目よりも緩やかな関税削減率とする方向で交渉が進められたが，交渉は中断しており再開のメドが立っていない。

4　日本農業において米は最も重要な作物であり，11年度において857万トン生産し，稲作経営体は117万ある。米は関税化されたが，二次関税率が高いため，米の輸入はミニマムアクセスの枠内にとどまっている。小麦の自給率は11%であるが，北海道，北関東，北九州では重要な作物である。

5　日本では，北海道のてんさいと沖縄県，鹿児島県のさとうきびから砂糖を製造しており，国産砂糖は砂糖総需要の３割を占め，これらの地域では砂糖原料作物は重要な品目である。国産砂糖のコストは高いため，輸入粗糖から徴収している調整金を財源に価格差を調整している。また，日本では北海道のじゃがいもと鹿児島県のかんしょからでん粉を生産しており，でん粉の自給率は８％であるが，いずれも地域の農業にとって重要な作物である。

6　牛乳・乳製品は，たんぱく質，カルシウムの供給において重要な食品であり，日本全国に酪農家がいるが，北海道の割合が５割を占めている。日本はバター，脱脂粉乳を国家貿易にしており，無制限な輸入増大を防いでいる。牛肉は輸入自由化後も差別化が成功して40%の自給率を維持しており，中山間地域の農業にとって重要である。豚肉は肉類の４割を占めており，タンパク質の供給源として重要な役割を担っている。

7　米国主導で進められているTPPの参加国のほとんどは農産物輸出国であり，輸入国である日本とは利害が異なっている。TPPでは関税撤廃が原則であり，重要品目への打撃が極めて大きく，これを直接支払いで補償することは困難である。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　日本農業の重要品目
（1）「重要品目」とは何か
（2）「重要品目」の重要度
2　農産物貿易自由化の過程と重要品目の扱い
（1）GATT加盟からケネディラウンドまで
（2）ケネディラウンド後東京ラウンドまで
（3）東京ラウンド後ウルグアイラウンドまで
（4）ウルグアイラウンド合意に基づく関税化と関税率削減
（5）FTA推進路線への転換とドーハラウンド
3　重要品目の概況
（1）米
（2）麦類
（3）砂糖
（4）でん粉
（5）牛乳・乳製品
（6）牛肉
（7）豚肉
4　TPPと重要品目

はじめに

日本は1955年にGATTに加盟して以来，貿易自由化を進め，農産物についても輸入制限品目は減少してきた。しかし，貿易自由化の過程は漸進的であり，国内農業，地域経済への影響を十分に配慮しながら進め，特に，日本の食料供給，地域経済に重大な影響があると懸念される「重要品目」については，輸入自由化の対象から除外してきた。ウルグアイラウンドでは「例外なき関税化」の原則のもと，日本も全ての農産物について輸入割当を廃止して関税化したが，重要品目については関税割当を設定して高い二次関税率を設け，一部の品目は国家貿易を維持するなどにより，日本農業への深刻な打撃を回避する枠組みを構築してきた。また，日本がこれまで締結してきたFTAでは，重要品目は例外扱いにしてきた。

しかし，現在米国主導で進められているTPPでは，重要品目も含めた全ての農産物の関税が撤廃される可能性があり，TPPはこれまでの貿易自由化とは性格が大きく異なるものである。TPPを巡る動向は不透明であるが，本稿では，これまでの農産物貿易自由化の過程で重要品目がどう扱われてきたのかをたどるとともに，個別の重要品目について生産・輸入等の現状と制度の概要を解説する。

1　日本農業の重要品目

（1）「重要品目」とは何か

「重要品目」とは，WTO交渉では「センシティブ品目」と呼ばれているものであり，各国の農業にとって重要であり，関税撤廃等によって輸入が急増すると地域経済や食料の安定供給に大きな影響が出る可能性のある品目のことである。ドーハラウンドでは，一定程度の重要品目について，関税削減の程度を一般品目より緩やかにする方向

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1表　日本農業の重要品目

	従量税（円／kg）	関税率（%）	国内生産量（千トン）	生産農家戸数（千戸）	生産額（億円）	主要生産地	輸入量（千トン）
米	341	778	8,474	1,445	17,950	東北，北海道，北陸他	869
小麦	55	252	674	86	585	北海道，北関東，北九州	5,354
大麦	39	256	168	35	169	北関東，北九州	2,084
脱脂粉乳	21.3%＋396円	218	170	22（酪農）	6,623（酪農）	北海道他（酪農）	9
バター	29.8%＋985円	360	82				0
でん粉	119	583	250	36	139	北海道，鹿児島	136
落花生	617	500	20	12	98	千葉，茨城	78
こんにゃく芋	2,796	990	67	2	142	群馬	410
砂糖	103.1	328	859	40	839	北海道，沖縄，鹿児島	1,560
豚肉	-	4.3	1,318	7	5,085	南九州，東北，千葉	1,034
牛肉	-	38.5	516	74	4,406	北海道，南九州，東北	679

資料　農林水産省資料等から作成
（注）　データは2009年（一部推計）であり，一部本文中のデータと異なる。関税率は従価税換算（農林水産省計算）。

で交渉が行われてきた。

どの農産物が重要品目であるかは，各国の農業の実情，食料需給構造に依存するが，本稿では，これまで日本で重要品目とされてきた米，麦類，砂糖，でん粉，乳製品，牛肉，豚肉を取り上げる（第１表）。野菜や果実も日本農業にとって重要であり，ミカン，トマト加工品など一部に関税率が比較的高い品目もあるが，本稿では誌面の都合からこれらの説明は省略する。また，こんにゃく芋，落花生，葉たばこなど地域的に重要な品目もあるが，同様の理由で説明を省略する。

(2)「重要品目」の重要度

本稿で取り上げる品目がなぜ重要であるかを簡単に説明すると，以下の通りである（詳細は後掲「３」参照）。

①米

米は日本農業の代表的な作物であり，日本全国で多くの農家が生産しており，国内で自給できる唯一の穀物である。米の消費量は減少しているとはいえ，日本人が摂取している熱量（カロリー）の23.6％は米に依存しており，米は日本の食料安全保障にとって最も重要な作物である。

②麦類

日本人は麦類から13.4％のカロリーを摂取しており，麦は米と並ぶ重要な穀物である。小麦は９割を輸入に依存しているものの，国内でも75万トンを生産しており，大麦も17万トン生産している。特に小麦は，北関東，北九州などでは水田の裏作として，北海道では輪作作物の一つとして重要な作物であり，日本国内で小麦と大麦の生産を一定程度維持しておく必要がある。

③砂糖

砂糖は総カロリーの8.1％を占める重要

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

な基礎的食品であり，菓子，飲料に不可欠である。日本では，北海道のてんさい，沖縄県と鹿児島県のさとうきびから砂糖を生産しており，国産砂糖は日本の砂糖総需要量の３割を占めている。沖縄県，鹿児島県の離島ではさとうきび以外の作物を生産することは困難であり，北海道ではてんさいは畑作地帯の重要な輪作作物になっている。

④でん粉

砂糖よりは少ないが，でん粉も総カロリーの6.5％を占めている基礎的食品であり，異性化糖の原料や様々な食品に用いられている。日本では，北海道のじゃがいも，鹿児島県のかんしょからでん粉を生産しており，自給率は８％と低いものの，これらの地域では不可欠の作物になっている。

⑤牛乳・乳製品

牛乳は，飲用乳として消費される以外に，バター，チーズ，ヨーグルト，アイスクリームなど幅広い乳製品の原料となっており，菓子などの様々な食品の素材ともなる重要な食品である。日本人は，タンパク質の17.5％，熱量の6.2％，カルシウムの３割を牛乳から摂取している。牛乳の生産量は北海道が５割を占めるが，日本全国に酪農家がおり，地域の資源循環にとっても酪農は重要な農業部門である。

⑥牛肉・豚肉

日本人は熱量の6.9％，タンパク質の33.7％を肉類から摂取しており，肉類のうち牛肉から6.2％，豚肉から13.2％のタンパク質を摂取している。牛肉，豚肉とも，北海道，南九州，東北地方などでの生産量が多く，地域の経済，特に中山間地域の経済にとって重要な農業部門である。また，食肉加工，配合飼料など畜産に関連する産業も多く存在している。

2　農産物貿易自由化の過程と重要品目の扱い

日本は終戦後10年目の1955年にGATTに加盟し，その後自由貿易主義を政策の柱に掲げて貿易自由化を進めてきた（第２表）。農産物貿易自由化には，第１波（60～64年），第２波（70～72年），第３波（89～91年），第４波（95年～00年）の４回の大きな波があるということができるが，以下では，GATT加盟以降の農産物貿易自由化の動きをたどり，その過程で日本農業の重要品目がどう扱われてきたのかを解説する。

(1)　GATT加盟からケネディラウンドまで（55～67年）

日本がGATTに加盟したのは1955年であるが，60年に「貿易為替自由化計画大綱」を策定し，この大綱に基づいて本格的な貿易自由化が進められた。まず，60年に121品目が自由化され，さらに62年から64年にかけて輸入制限品目は約４分の１に減少した（第３表）。

この時期に自由化された主な農産物は，大豆，鶏肉，バナナ，粗糖，レモンであるが，64年12月の段階でも農林水産物の輸入制限品目は72品目あった（輸入制限品目全体の６割）。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2表　農産物貿易自由化の過程

	主な出来事	主な輸入数量制限撤廃品目
1955年	GATT加盟	
60	121品目輸入自由化	ライ麦, コーヒー豆, ココア豆
61	貿易為替自由化の基本方針決定	大豆, しょうが
62		玉ねぎ, 鶏卵, 鶏肉, にんにく
63	GATT11条国へ移行	バナナ, 粗糖, 棉実油
64		レモン
66		ココア粉
67	ケネディラウンド決着(64年～)	
70		豚の脂身, マーガリン, レモン果汁
71		ブドウ, リンゴ, グレープフルーツ, 豚肉, 紅茶, ナタネ
72		配合飼料, ハム, ベーコン, 精製糖
74		麦芽
78	日米農産物交渉(牛肉･かんきつ)	ハム･ベーコン缶詰
79	東京ラウンド決着(73年～)	
84	日米農産物交渉(牛肉･かんきつ)	
85		豚肉調製品(一部)
86	ウルグアイラウンド開始	グレープフルーツ果汁
88	日米農産物交渉合意(牛肉･かんきつ, 12品目)	ひよこ豆
89		プロセスチーズ, トマトケチャップ･ソース,トマトジュース, 牛肉･豚肉調製品
90		フルーツピューレ･ペースト, パイナップル缶詰, 非かんきつ果汁
91		牛肉, オレンジ
92		オレンジ果汁
93	ウルグアイラウンド決着(86年～)	
95	ウルグアイラウンド合意実施	小麦, 大麦, 乳製品(バター, 脱脂粉乳等), でん粉, 雑豆, 落花生, こんにゃく芋
99		米

資料　農林水産省「農産物貿易レポート」から作成
(注)　日米農産物交渉における12品目
①プロセスチーズ, ②フルーツピューレ･ペースト, ③フルーツパルプ, パイナップル缶詰, ④非かんきつ果汁, ⑤トマト加工品(トマトジュース及びトマトケチャップ･ソース), ⑥ぶどう糖･乳糖等, ⑦砂糖を主成分とする調製食料品, ⑧粉乳･練乳等乳製品, ⑨でん粉, ⑩雑豆, ⑪落花生, ⑫牛肉及び豚肉調製品

第3表　日本の残存輸入制限品目数の推移

（単位　数）

	品目合計	農林水産物	その他
1962年 4月	492	…	…
62. 10	225	81	144
63. 9	155	76	79
64. 12	123	72	51
69. 12	118	73	45
70. 12	90	58	32
71. 12	40	28	12
72. 12	33	23	10
73. 12	31	23	8
74. 12	29	22	7
75. 12	27	22	5

資料　農林水産省資料から作成

64年からはケネディラウンドが開始され，67年に合意したが，ケネディラウンドの結果，工業品について一律50％の関税率引下げが行われたものの，農産物については大きな進展はなかった。

(2)　ケネディラウンド後東京ラウンドまで（68～79年）

ケネディラウンド終了後，日本は70年から72年にかけて多くの残存輸入制限農産物の自由化を行った。その結果，69年末に73品目あった農林水産物の輸入制限品目は，72年12月には23品目（うち農産物19品目）となり，約３分の１に減少した。この時に自由化した主な農産物は，豚肉，ハム，ベーコン，リンゴ，グレープフルーツ，ナタネ，精製糖等であり，同時に牛肉の輸入枠を拡大し，大豆の関税率の引下げを行った。

この時残った農産物の非自由化品目（19品目＋国家貿易品目）は，食料の安定供給にとって基幹的と考えられる米，麦類，砂糖，でん粉，牛肉，乳製品，柑橘類や，地域的に重要な落花生，こんにゃく芋，雑豆などであり，これらの品目の多くは日米農産物交渉が決着する88年まで輸入制限が行われた（第４表）。

73年に東京ラウンドが開始されたが，その年に石油ショックが起きて世界的に経済混乱，景気低迷に襲われたこともあり，東京ラウンドの交渉は長期化し79年まで足掛

第4表　農産物の残存輸入制限品目（1975～88年）

	数	品目
乳製品	3	○ミルク·クリーム ▲無糖練乳等 ▲プロセスチーズ等
肉及び肉加工品	2	◎牛肉 ▲牛肉，豚肉の調製品
米·麦加工品	2	○米粉，小麦粉，大麦粉，はだか麦粉 ○米，小麦，大麦，はだか麦のミール等
果実·野菜及びその加工品	6	◎オレンジ·タンジェリン ◎オレンジ·タンジェリン（一時的貯蔵した物） ▲果汁，トマト·ジュース ▲フルーツ·ピューレ，フルーツ·ペースト ▲パイナップル調製品，フルーツ·パルプ ▲トマト·ケチャップ，トマト·ソース
でん粉類及び糖類	2	▲でん粉 ▲ぶどう糖，乳糖等
地域農産物及び海藻	3	▲雑豆（小豆，そら豆，いんげん豆等） ▲落花生 ○こんにゃく芋，のり及びこんぶ等の食用海藻
その他	1	▲その他の調製食料品
合計	19	

資料　第3表に同じ
（注）1　米，麦類，指定乳製品（バター，脱脂粉乳），砂糖は国家貿易品目であるためこの表には含まれていない。
2　▲：農産物12品目，◎：牛肉，かんきつ類品目
3　品目数は貿易品目分類（CCCN）4桁ベース。

け７年かかった。東京ラウンドでは非関税障壁を正面から取り上げたが，農業分野については合意に至らず，その後農産物については二国間交渉に委ねられることになった。

（3）　東京ラウンド後ウルグアイラウンドまで（80～94年）

84年に日本は牛肉，オレンジ，果汁の輸入枠を再度拡大したものの，86年に米国は日本の輸入制限農産物12品目がGATT違反であるとしてGATTに提訴した。翌87年にパネルの裁定が下り，落花生，雑豆以外の10品目（プロセスチーズ，果汁，トマト加工品等）がGATT違反とされ，日本は89，90年に，このうち，でん粉，乳製品を除いた８品目を自由化した。さらに，日米交渉の結果，牛肉，オレンジを91年から，オレンジ果汁を92年から自由化することを88年に決定した。

このように，残った輸入制限品目も次々と自由化されていったが，86年からは，これまでのラウンドの総決算ともいうべきウルグアイラウンドが開始された。ウルグアイラウンドは，GATTとしては８回目のラウンド（多角的貿易交渉）であったが，それまで未解決であった課題を一挙に取り上げ，大きな目標を持った野心的なラウンドであり，交渉分野は15分野に及んだ。農業交渉は難航し，最終合意は93年12月（署名は94年４月）までずれ込んだ。

この時期の輸入自由化の背景にはプラザ合意（85年）以降急速に進んだ円高があり，当時，内外価格差が大きな問題になるなかで，経済界等から農政改革を求める主張が強くあった。こうした状況に対応して，農政審議会は「21世紀へ向けて農政の基本方向」（86年）をとりまとめ，食品産業を食料供給において農業と並ぶ「車の両輪」と位置づけ，農業の生産性向上を提言した。

（4）　ウルグアイラウンド合意に基づく関税化と関税率削減（95～00年）

ウルグアイラウンドの合意内容は多岐にわたるが，その主なものは，①農業・繊維分野における合意，②サービス貿易・知的所有権・貿易関連投資措置のルールの確立，③WTO設立によるガット体制の強化，である。

このうち農業分野の合意内容は，①非関

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

税障壁の「例外なき関税化」，②国内農業保護の削減，③関税率引下げ，④輸出補助金の削減，である。GATTの場で国内農業政策まで踏み込んで交渉されるようになったのは初めてのことであり，ウルグアイラウンド以降農業政策が国際的な調整の時代に入ったことを意味している。

ウルグアイラウンドにおいて，日本が農業に関して約束（合意）した内容は，以下の通りである（第５，６表）。

①米以外の輸入制限品目（小麦，大麦，乳製品，雑豆，落花生，こんにゃく芋，繭・生糸）を関税化する。米については特例措置をとる（関税化を猶予(注1)）。

②国内保護（AMS(注2)）を６年間で20％削減する（基準期間86～88年）。

③関税率を６年間で平均36％引き下げる（最低15％）。

主要品目の合意内容は以下の通りであり，この合意に基づいて2000年まで関税率引下げが行われた。

①米

・６年間関税化を猶予し（特例措置），国家貿易(注3)を維持する（輸入差益徴収）。
・国内消費量の４～８％（95～00年）をミニマムアクセスとして輸入する。

②小麦，大麦

・輸入数量制限を廃止し関税化する。
・アクセス数量(注4)分については国家貿易を維持し，輸入差益（マークアップ(注5)）を徴収する。
・アクセス数量を超えた分の関税率（二次税率）は６年間で15％引き下げる。

③乳製品（脱脂粉乳，バター等）

・輸入数量制限を廃止し関税化する。
・アクセス数量分については，一部品目については農畜産業振興事業団（現農畜産

第5表　ウルグアイラウンド合意後の国境措置（主要品目）

	UR前の国境措置	UR後の国境措置	アクセス機会		関税相当量（円/kg）
			アクセス数量（千トン）	適用税率	
米（99年～）	輸入数量制限 国家貿易	国貿維持	682	無税	341
小麦	輸入数量制限 国家貿易	国貿維持	5,740	無税	55
大麦			1,369	無税	39
乳製品	輸入数量制限 （一部国家貿易）	国貿維持	農畜産業振興機構 137（生乳換算）	脱脂粉乳 25%	369円/kg +21.3%
		関税割当	（学給，飼料等） 脱脂粉乳93，バター1.9 （その他）134	バター 35%	985円/kg +29.8%
でん粉	輸入数量制限	関税割当	157	25%	140→119
雑豆	輸入数量制限	関税割当	120	10%	417→354
落花生	輸入数量制限	関税割当	75	10%	726→617
こんにゃく芋	輸入数量制限	関税割当	267トン	40%	3,289→2,796
豚肉	差額関税制度	関税化（実質的には差額関税制度），基準輸入価格409.9円/kg（枝肉）			

資料　農林水産省「農産物レポート」等から作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

業振興機構）による国家貿易を維持し関税及び輸入差益を徴収する。民間貿易分は関税割当制度(注6)とする。

・アクセス数量を超えた分の関税率（二次税率）は６年間で15%引き下げる。

④でん粉

・輸入数量制限を廃止し関税化する。

・アクセス数量分は関税割当制とし，アクセス数量を超えた分の関税率（二次税率）は６年間で15%引き下げる。

⑤雑豆，落花生，こんにゃく芋

・輸入数量制限を廃止し関税化する。

・アクセス数量分は関税割当制とし，アクセス数量を超えた分の関税率（二次税率）は６年間で15%引き下げる。

⑥豚肉

・差額関税制度を実質的に維持し，基準輸入価格を６年間で15%引き下げる。

第6表　主要な品目の関税引下げ内容(UR合意)

	UR合意前の税率	2000年以降の税率
牛肉	50%	38.5% 輸入量が一定水準を超えた場合は50%に引上げ （緊急調整措置）
生鮮オレンジ （6月～11月） （12月～5月）	 20% 40%	 16% 32%
オレンジジュース （無糖，しょ糖分10%超）	30%	25.5%
ナチュラルチーズ	35%	29.8% （一部26.3%，22.4%）
アイスクリーム （しょ糖分50%未満）	28%	21%
キャンディー類	35%	25%
マカロニ，スパゲティ	40円／kg	30円／kg
ビスケット（加糖）	24%	15%
大豆・菜種油（粗油）	17円／kg	10.9円／kg

資料　第5表に同じ

・定率関税を5.0%から4.3%（00年）に引き下げる。

・関税の緊急措置を設ける。

⑦牛肉

・関税率を50%から38.5%（00年）に引き下げる。

・関税の緊急措置を設ける。

（注１）ただし，ミニマムアクセスによる米輸入の負担軽減を図るため，日本は99年より米についても関税化した。

（注２）AMS＝内外価格差×生産量[価格支持作物]＋削減対象財政支出[価格支持等生産刺激的補助金]

（注３）国家貿易とは，国または国によって運営される国家貿易企業によって輸入業務を排他的・独占的に行うものであり，輸入量等を管理することが可能になる。

（注４）ウルグアイ・ラウンドでは，関税化した農産物について最低限のアクセス機会の提供を行うことを合意し，基準期間（1986～88年）の輸入数量が国内消費量に対して，①５%以下だったものは，国内消費量の３～５%を最低輸入機会（ミニマムアクセス）として提供，②５%以上のものは，その現行輸入数量（カレントアクセス）の維持，を約束した。

（注５）マークアップとは，輸入を行う国家貿易企業が徴収する輸入差益のことであり，日本では，米・麦については農林水産省，乳製品については農畜産業振興機構が輸入差益（マークアップ）を徴収し，内外価格差を調整している。

（注６）関税割当とは，一定の数量の枠内の輸入品に対して無税または低税率（一次税率）の関税を適用する一方で，一定数量を超える輸入分については高い関税（二次税率）を適用する仕組みであり，輸入量を制限することを目的に行われている。

(5)　FTA推進路線への転換とドーハラウンド（2000年以降）

日本は90年代まではGATTによる多角的貿易体制を重視しており，NAFTAなどの世界経済の地域主義的傾向を批判しFTA（自由貿易協定）を締結することはなかった

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

が，00年頃より方針を転換し，FTAを積極的に推進するようになった。その結果，日本は現在までに，東南アジア諸国を中心に13の国・地域とFTAを締結するに至っている（第７表）。

FTAはWTOの最恵国待遇原則と矛盾する側面があるため，WTO協定（第24条）では「実質的に全ての関税を撤廃する」ことを条件としているが，一定の範囲内で例外も認められている。そのため，日本はこれまで締結した全てのFTAにおいて重要品目を例外にしており，関税撤廃の比率は84～88％程度になっている。逆に言うと，重要品目を例外にできるような国とのみFTAを締結してきたのであり，重要品目を除外できない可能性の高い米国，豪州，ニュージーランドとはFTAを締結していない。しかし，米国や豪州がこれまで締結してきたFTAは自由化率が非常に高く，米国が主導しているTPPでは例外品目がごくわずかになる可能性が高い。

第7表　日本が締結しているFTA

相手国	政府間交渉（年月）	協定署名（年月）	協定発効（年月）
シンガポール	01.1～01.10	02.1	02.11
メキシコ	02.11～04.9	04.9	05.4
マレーシア	04.1～05.12	05.12	06.7
チリ	06.2～07.4	07.3	07.9
タイ	04.2～05.9	07.4	07.11
インドネシア	05.7～06.11	07.8	08.7
ブルネイ	06.6～06.12	07.6	08.7
フィリピン	04.2～04.11	06.9	08.12
ベトナム	07.1～08.9	09.2	09.9
ASEAN全体	05.4～07.11	08.4	08.12
スイス	07.4～08.9	09.2	09.9
インド	07.1～10.9	11.2	11.8
ペルー	09.5～10.11	11.5	12.3
韓国	03.12～（中断）		
GCC	06.9～		
豪州	07.4～		

資料　農林水産省，外務省資料から作成
（注）　□はTTP交渉参加国。

WTOドーハラウンドは01年から開始されたが（農業交渉は00年に開始），開始後12年が経過したにもかかわらず，先進国（特に米国）と途上国の対立のため交渉は中断したままになっており，再開・妥結の見通しは立っていない状況にある。

ドーハラウンドはウルグアイラウンドの延長線上にあるということができ，農業交渉では，ウルグアイラウンドで設定した高関税率を大幅に引き下げる交渉が行われてきた。これまでの交渉で，一般品目の関税率を50～70％削減し（高関税品目ほど高い削減率），重要品目については一般品目の３分の１，２分の１，３分の２の削減率とする方向で収束しかけていた。しかし，重要品目の数をどの程度とするかについて対立が残っており，４～６％の線で交渉が進められていたものの，８％を要求する日本の主張とはまだ開きがあった。

もしドーハラウンドが合意に至った場合には，日本はどの農産物を重要品目に指定し，関税削減率をどの程度にするかの判断を迫られたであろうが，現在は長期にわたって交渉が中断しており再開のメドも立っていないため，この検討は先送りになっている。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

3　重要品目の概況

次に，個別の重要品目について，概況を解説する。

(1)　米

a　国内生産

米の作付面積は，戦後の食料増産等によってピーク時の1969年には317万haまで増加したが，70年以降生産調整によって減少し，12年は164万haとなり，この40年間で作付面積はほぼ半減した（第１図）。米の単収は，69年は435kg /10aであったが，11年には533kg /10aとなり，この間に22.5％増加した。米の生産量は，67年の1,447万トンをピークに減少し，11年度には857万トンになっている。米は全国で生産されているが，東北地方が26.2％を占め，北海道7.6％，新潟県7.5％，関東地方16.0％で，関東以北の割合が高い。

第１図　水稲の作付面積と単収の推移

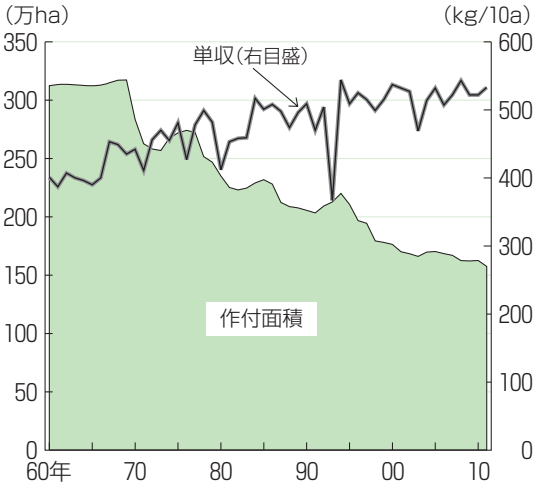

資料　農林水産省「作物統計」から作成

第8表　水稲の作付面積・販売経営体数

	2000年	05	10	増加率(%)	
				05/00	10/05
作付面積(千ha)	1,475	1,348	1,369	△8.6	1.6
経営体数(千戸)	1,747	1,402	1,169	△19.7	△16.6
1経営体当たり作付面積(a)	84.4	96.1	117.1	13.8	21.8

資料　農林水産省「農林業センサス」から作成

10年における稲作経営体数（販売目的）は116万９千，米作付面積は136万９千haであり，１経営体当たりの作付面積は1.17haと，05年に比べて22％増大した（第８表）。規模別にみると，作付面積１ha未満の経営体が73％を占めているが，作付面積では32％である。その一方で，３ha以上の農家は5.9％であるが，作付面積では35％を占めており，借地を中心とする規模拡大が着実に進んでいる。ただし，主業農家が米の産出額全体に占める割合は38％であり，現在でも零細な兼業農家が米生産の多くを担っている。

b　米の価格と生産額

米の価格は，85年まで上昇を続けたが，86年以降低下傾向を続けており，農産物価格指数（05年＝100）でみると，85年に157.9であった米の価格指数は，00年に108.8になり，10年では93.9に低下している（第２図）。

米の生産額は，ピーク時の84年には３兆9,300億円あったが，生産量の減少，価格の低下により，10年には１兆5,517億円に減少し，ピーク時の39％になっている。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2図　米の価格と生産額の推移

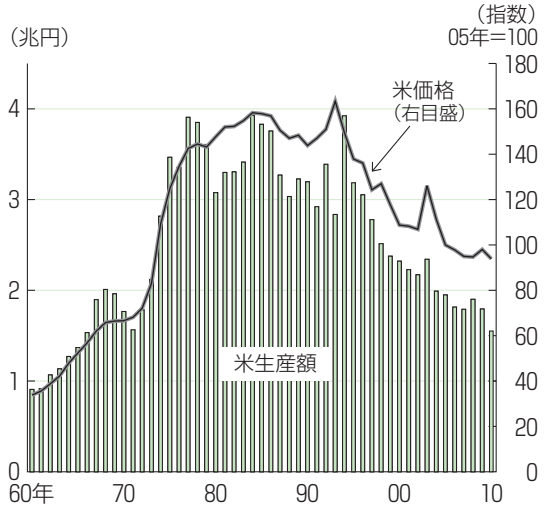

資料　農林水産省「生産農業所得統計」「農業物価統計」から作成

c　米の消費・加工・流通

米の消費量は食生活の洋風化によって大きく減少しており，１人当たりの米消費量は，ピーク時の62年は130.4kgであったが，11年には57.8kgと50年間で半分以下になっている。

米は外食・中食等の業務用が増大しており，業務用は290万トンで需要量全体の34.2%を占めている。生産者の出荷販売数量636万トンのうち，農協を通じた委託販売は390万トンであり，生産者から消費者等への直接販売が130万トンある。また，米卸（米専門商社）の販売数量は410万トンであり，このうち小売業者に240万トン販売され，業務用需要が160万トンある（08年産）。

なお，米は清酒，米菓，味噌等の加工用にも用いられ，加工用需要は全体では37万トンあるが，等級外の主食用米やMA（ミニマムアクセス）米も加工用に用いられているため，国内の加工用米生産量は15万トンである（11年度）。

また，米は米粉，飼料用米としても使用されており，政府の助成措置もあって，米粉用に４万トン，飼料用米として16万トンが使用されるようになっている（11年度）。

d　国内制度

米は，かつては食管制度のもと無制限買入に基づく価格支持政策が行われていたが，95年に食管法が廃止されて政府米買入れは備蓄米に限定され，流通の主体は自流米に移行して価格支持政策は廃止された。

しかし，米の余剰基調によって米価が低下を続けたため，98年から米価・収入の変動を緩和する「稲作経営安定対策」（米価低下額の８割を補てん）が導入された。04年からは，米政策改革に基づいて，これが「稲作所得基盤確保対策」と「担い手経営安定対策」に改められ，担い手経営安定対策の対象者は個別経営で４ha（北海道は10ha）以上，集落営農で20ha以上に限定されたが，07年から導入された「稲作経営所得安定対策」（収入減少影響緩和対策）においても同様の対象者の限定が行われた。しかし，09年の民主党政権誕生後，10年度より生産調整に協力した全ての米販売農家に対する戸別所得補償制度（標準的生産費と標準的販売価格の差額を補てん）が導入された。

一方で，70年以降，米の需給均衡を図るため生産調整が行われ，麦，大豆，飼料作物等への転作が進められてきたが，生産調整面積は次第に増大し，近年ではで水田面積の３分の１強（約100万ha）を占めるに至っている。生産調整に伴って「転作奨励金」

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

が支給され，04年には米政策改革のなかで地域の自主性な転作奨励を促す「産地づくり交付金」が導入されたが，10年度にはこれが「水田利活用自給率向上事業」に変更された。

e　輸入制度と輸入動向

日本はウルグアイラウンドで，米の輸入枠（MA）を受け入れ，99年からは関税化に移行した。MA米の枠は，00年度以降76.7玄米万トンで維持されており，このうち10万トンの枠でSBS方式（売買同時入札）が導入されている。

米は国家貿易品目であり，関税割当枠内の輸入については食糧法に基づいて政府が一元的に輸入している。枠内関税は無税であるが，政府はマークアップ（上限292円/kg，実勢50円/kg程度）を上乗せして売却している。枠外関税は341円/kgと高いため，枠外関税を払っての輸入はごくわずかである。

MA米の輸入量は，一般輸入米が約60万トン，SBS一般米が約９万トン，同・砕精米が約１万トンとなっており，米の自給率は95年以降95％程度で推移している。MA米によって国内米生産に影響が出ないよう，MA米の販売先は，SBS米を除いて加工用，政府援助用，飼料用に限定されている。

MA一般米の輸入先は，米国が29万５千トン（50.8％）と最大であり，次いでタイ20万７千トン（35.6％），豪州４万９千トン（8.4％），ベトナム３万トン（5.2％）となっている（11年度）。主食用のSBS米は，中国産うるち精米短粒種が多く，米国産や豪州産も輸入されている。輸入落札価格は，11年度平均でMA一般米が57円/kg（3,420円/60kg），SBS米が152円（9,097円/60kg）で，SBS輸入米の輸入価格は一般輸入米の2.7倍である。

日本は米の輸出も行っているが，米の輸出量（商業用）は2,129トン（11年度）にとどまっている。

(2)　麦類

a　国内生産

(a)　小麦

小麦の作付面積は61年には64.9万haあったが，水田裏作の麦作が縮小して73年には7.5万haまで減少した。70年代後半以降，米の生産調整拡大に伴って転作小麦が増加し，11年では21.2万haに回復している（第３図）。小麦の生産量は，60年当時は150万トンを超えていたが，11年では75万トンになっている。このうち北海道が最大（50万トン）で全

第3図　北海道・都府県別の小麦作付面積・単収の推移

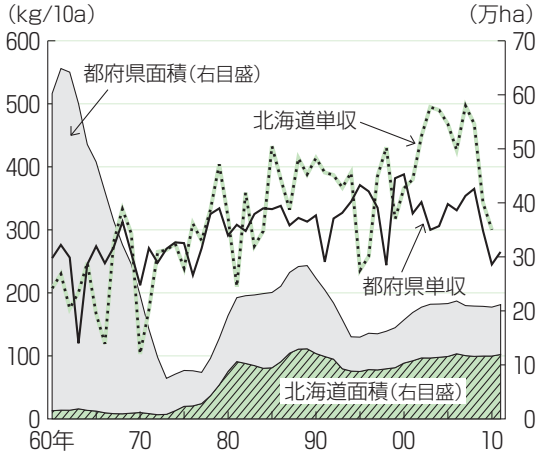

資料　第1図に同じ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第9表　小麦の作付面積・販売経営体数

	2000年	05	10	増加率(%)	
				05/00	10/05
作付面積(千ha)	148.6	180.1	210.6	21.2	16.9
経営体数(千戸)	91.5	86.1	46.2	△5.9	△46.3
1経営体当たり作付面積(a)	162.4	209.2	455.8	28.8	117.9

資料　第8表に同じ

体の67%を占め，次いで福岡県（４万３千トン），佐賀県（３万１千トン），群馬県（２万３千トン），愛知県（１万８千トン），埼玉県（１万６千トン）であり，北海道，北九州，北関東で８割を占めている。

10年において小麦の作付面積（販売目的）は21万１千ha，経営体数は４万６千であり，１経営体当たりの作付面積は4.6haで05年に比べて2.2倍に増大した（第９表）。これは07年に開始した水田・畑作経営所得安定対策に対応して集落営農が組織された要因が大きい。

(b)　大麦・はだか麦

大麦（二条大麦，六条大麦）の作付面積は，60年代には30万haを超えていたが，11年は５万５千haになっている。はだか麦の作付面積は，戦後間もなくは50万haを超えていたが，11年ではわずか５千haに減少している。生産量は，二条大麦11万９千トン，六条大麦３万９千トン，はだか麦１万４千トンであり（11年），主な生産地域は，二条大麦は佐賀県，栃木県，福岡県，六条大麦は，福井県，富山県，栃木県，はだか麦は，高知県，香川県，大分県である。

b　輸入量

生産量が減少するなかで，麦類の輸入量は増加しており，小麦の輸入量は，60年には266万トンであったが，11年では648万トンに，大麦・はだか麦の輸入量は，60年では３万トンであったが，11年では197万トン（うち飼料用が116万トン）に増加している。その結果，小麦の自給率は11%，大麦・はだか麦の自給率は８%に低下している。

小麦の最大の輸入先は米国で324万トン（58%）と過半を占め，次いでカナダ130万トン（23%），豪州102万トン（18%）と続く（11年）。大麦は，大部分が豪州から輸入されている。

c　製粉業と加工品

小麦は国内製粉産業によって製粉され，小麦粉生産量は456万トン（09年）である。小麦粉の用途は，主にパン，麺，菓子であり，家庭用は少ない。副産物のフスマは家畜飼料原料として利用されている。国内製粉産業は大手４社の寡占状態（生産量の75%）にあり，年間生産量３万トン以上の13社で86%を占め，残りを100社余りの中小の地場製粉企業が担っている。

大麦の約５割は飼料として使われているが，そのほか二条大麦は主にビール，焼酎醸造用原料，六条大麦は押麦，麦茶用原料，はだか麦は味噌，焼酎，押麦原料となっている。このうち主食用，麦味噌用では国内産麦の使用割合が高いが，ビール，焼酎用では外国産麦の使用割合が圧倒的に多い。大麦は国内精麦企業によって精麦されて焼

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

酎，味噌メーカー等で最終加工されるほか，ビール用，麦茶用大麦は直接ビールメーカー，麦茶メーカーで加工される。

d　麦類の国内制度

小麦はかつては政府による直接統制が行われていたが，1952年に生産者の売渡し申込みに応じて政府が無制限に買い入れる間接統制に移行した。しかし，食管制度のもと政府買入価格と政府売渡価格が大幅な逆ざやであったため，生産された小麦の大部分は政府に売却され，政府は定められた売渡価格でこの小麦を製粉会社に売り渡すという方式が続いた。

95年に食管法が廃止されて新食糧法が制定されたが，小麦については「新たな麦政策大綱」（98年）に基づき00年産から民間流通に移行して国産麦の政府買入はなくなり，同時に輸入麦に対するマークアップ収入を原資とする麦作経営安定資金が導入され生産者に対して助成金が支払われるようになった。07年度から経営安定対策に移行したが，11年度からは畑作物の所得補償交付金となっている。転作小麦に対しては，10年度は「水田利活用自給力向上事業」として35千円/10aが交付され，11年度からは「水田活用の所得補償交付金」に衣替えされた。

e　輸入制度

（a）　小麦

食管制度の時代には，小麦の輸入は政府（食糧庁）が一元的に行っており，輸入した小麦を製粉企業に一定の価格で売り渡すという方式が続いたが，ウルグアイラウンドの結果，95年度より小麦は関税化され，関税を支払えば誰でも輸入できることとなった。しかし，関税の水準が高く設定されているため（55円/kg），関税を払っての輸入はほとんど行われていない。また，カレントアクセス分については国家貿易が維持されたため，基本的には従来と変わらず製粉企業は政府が一元輸入した小麦を購入している。

関税割当枠内の小麦の輸入は無税であるが，政府は一定のマークアップ（上限45.2円/kg，実勢20円/kg）を上乗せして輸入した小麦を製粉企業に売却している。輸入小麦の輸入価格と売渡価格との売買差益は，経営安定対策や戸別所得補償の交付金や政府管理経費に充当されている。ウルグアイラウンド合意上のカレントアクセス数量は，01年度以降574万トンで維持されている。

（b）　大麦

大麦も小麦と同様に国家貿易品目であり，関税割当枠内の輸入関税は無税であるが，政府はマークアップ（上限28.6円/kg）を上乗せして輸入した大麦を国内の需要者に売却している。枠外関税は39円/kgと高く，関税を払っての輸入はほとんどない。

ウルグアイラウンドで合意した大麦のカレントアクセス数量は，01年度以降136万９千トンと大きいが，これには飼料用（約110万トン）が含まれている。輸入大麦の売買方式は，02年度以降，全量がSBS方式に

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

移行している。

(3) 砂糖

a 国内生産

砂糖の原料はてんさいとさとうきびであり，てんさいは北海道で生産され，さとうきびは鹿児島県南西諸島と沖縄県で生産されている。この二つの砂糖原料から製造されている国産の砂糖は64万４千トン（てんさい糖49万トン，甘しゃ糖15万４千トン）であり，日本の砂糖需要量全体（209万５千トン）の31％を占めている（11年）。

(a) てんさい

てんさいは北海道全域で生産されているが，主産地は十勝地域とオホーツク地域であり，十勝地域では４輪作体系，オホーツク地域では３輪作体系において重要な作物になっている。作付農家戸数は，90年の18,506戸から11年の8,214戸へと21年間で半分以下に減少し，作付面積は90年の72,000haから11年の60,419haへと16％減少した（第４図）。てんさいは他の畑作作物と比べて多くの労働時間を要し所得が低いことが，生産農家減少の主因である。１戸当たりの作付面積は7.4haである。てんさいの生産量は，90年の399万トンから04年の466万トンに増加したが，その後減少に転じ，11年には355万トンとなっている。

(b) さとうきび

台風等の自然災害に強いさとうきびは，鹿児島県南西諸島と沖縄県で生産されており，これらの地域ではさとうきびが基幹作物になっている。さとうきびが地域の農業に占める割合は，鹿児島県南西諸島では農家数76％，栽培面積48％，農業産出額40％であり，沖縄県では，農家数72％，栽培面積64％，農業産出額36％である。これらの地域では，大雨・強風等の気象条件と消費地から遠い地理的条件のため，さとうきびから野菜等の他作物へ転換することは困難である。

作付農家戸数は90年の48,295戸から11年の26,106戸へと21年間で46％減少し，作付

第4図　てんさい生産の推移

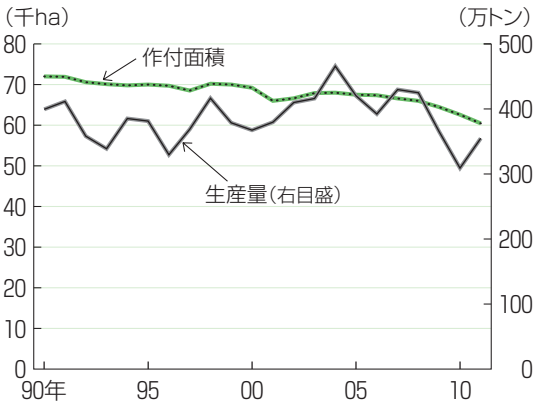

資料　第1図に同じ

第5図　さとうきび生産の推移

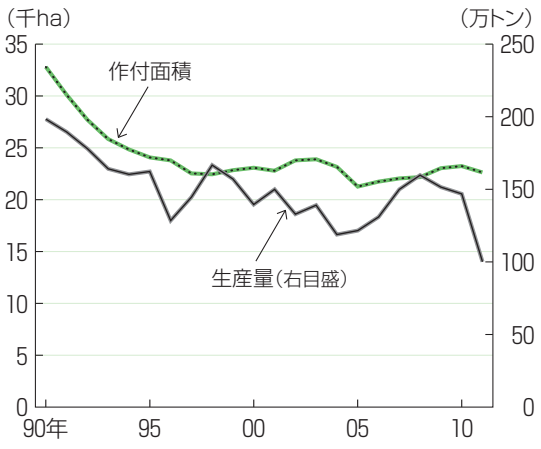

資料　第1図に同じ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

面積は90年の32,800haから11年の22,615haへと30％減少した（第５図）。生産量は，90年の198万トンから04年の119万トンまで減少し，08年まで一旦増加したものの再び減少に転じ，11年は台風被害等により99.9万トンと100万トンを割り込んだ。１戸当たりの作付面積は0.9haで零細である。

b　砂糖消費量・用途

砂糖の１人当たり消費量は減少傾向にあり，90年は21.9kgであったが，10年では16.5kgに減少している。砂糖の用途は，菓子用26.8％，清涼飲料用20.5％，乳製品用10.1％と業務用の割合が高く，家庭用は14.1％である。

c　国内制度

日本国内の砂糖原料作物から生産された砂糖のコストは諸外国に比べて高いため，輸入粗糖と国産粗糖の価格差を調整する仕組みが設けられている（砂糖価格調整制度）（第６図）。この制度では，輸入粗糖を原料としている精製糖メーカーから徴収した調整金を財源にして，さとうきび生産者，てんさい生産者，甘しゃ糖・てんさい糖製造事業者に対して，費用（原料作物の生産費，砂糖の製造経費）と販売価格（原料作物の販売価格，砂糖の販売価格）の差額を助成しており，国内の砂糖原料生産，製糖工場を維持している。

沖縄県，鹿児島県の製糖工場は島ごとに存在しており，それぞれの製糖工場は小規模である。国内のてんさい糖，甘しゃ糖，精製糖メーカーでは工場の再編や人員の削減を行っており一定の合理化が進んできたが，依然として規模は零細である。

d　輸入制度と輸入動向

粗糖の輸入に際しては，価格調整制度の下で調整金を徴収しており，国産粗糖との調整を行っている。また，精製糖については，国内で精製される精製糖価格を上回る水準になるよう調整金等が設定されているため，精製糖の輸入はほとんどない。また，砂糖調製品についても高い関税を設けており，無制限な輸入増大を防いでいる。

砂糖は，主に粗糖として輸入されているが，10年の輸入量は143万トンであり，国内の砂糖需要低迷のため輸入量は90年（169万トン）に比べて15％減少している。日本が砂糖（粗糖）を輸入している国は，主に豪州とタイである。

第6図　砂糖の価格調整制度の仕組み

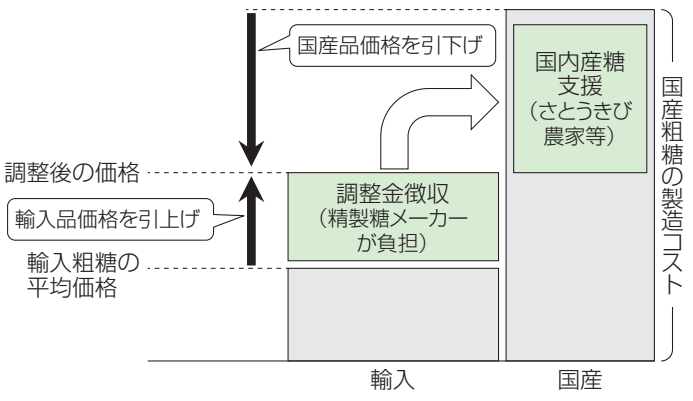

資料　農林水産省「砂糖及びでん粉政策をめぐる現状と課題について」から作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

(4)　でん粉

a　でん粉需給の全体構造

11年における日本のでん粉の総需要量は278万トンであるが，このうち輸入トウモロコシから製造されたコーンスターチが241万トンで87％を占め，国産原料を使ったでん粉は21万トン（ばれいしょでん粉16.3万トン，かんしょでん粉4.5万トン）で，そのほか輸入でん粉が16万トンある。でん粉の自給率は低下傾向にあり，90年には13％であったが，10年では８％になっている。

でん粉の最大の用途は異性化糖で需要量全体の66％を占めており，そのほかでん粉は様々な食品や製紙などに用いられている。

b　国内生産

国産でん粉の原料はかんしょとばれいしょであり，かんしょは南九州で生産され，ばれいしょは北海道で生産されている（第７図）。

第7図　国産いもでん粉の生産量推移

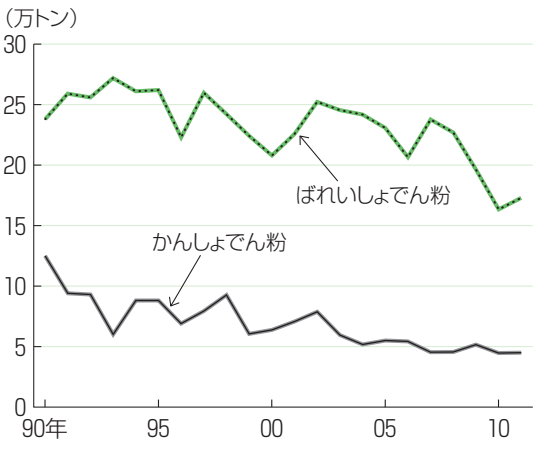

資料　第1図に同じ

(a)　でん粉原料用かんしょ

でん粉原料用かんしょは，主に台風の常襲地域で水はけのよい火山灰土壌であるシラス台地が広がる鹿児島県で生産されており，11年の生産量は鹿児島が148.8千トン，宮崎が4.1千トンである。でん粉用かんしょを生産している農家戸数は７千戸であり，その作付面積は5,780haで，１戸当たりの作付面積は0.8haである。

かんしょ収穫量に占めるでん粉原料用かんしょの割合は，鹿児島で43％，宮崎で６％であり，鹿児島では生食用，焼酎原料用と並んでででん粉原料用が重要な位置を占めている。ただし，かんしょの焼酎需要が増大するなかででん粉用かんしょの生産量は減少傾向にあり，この10年間で生産量は約３割減少している。

(b)　でん粉原料用ばれいしょ

でん粉原料用ばれいしょは北海道のみで生産されており，主に十勝地域やオホーツク地域で輪作体系を構成する作物になっている。10年におけるでん粉原料用ばれいしょの生産量は74万５千トンであり，これは北海道のばれいしょ生産量の42％，全国のばれいしょ生産量の33％を占めている。北海道のばれいしょ生産農家戸数は3,700戸であり，１戸当たりの作付面積（でん粉用）は6.8haである。ばれいしょでん粉の生産量は減少傾向にあり，この10年間で26％減少している。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

c　国内制度

内外コスト格差を是正するため，関税割当によって輸入されたコーンスターチ用とうもろこし等から調整金を徴収しており，この調整金を財源としてでん粉原料用いも生産者や国内産いもでん粉製造事業者に対する助成を実施している。

国産かんしょでん粉工場は96年に49工場存在したが，11年にはほぼ３分の１の19工場まで減少し，国産ばれいしょでん粉工場は96年の28工場から，11年には17工場に減少している。

d　輸入制度と輸入動向

でん粉は，94年まで輸入割当制度が続いていたが，ウルグアイラウンド合意に基づいて95年より関税割当制度へと移行した。でん粉の二次関税率は119円/kgと高く設定されているため，でん粉の輸入量はアクセス数量（15.7万トン）の枠内にとどまっており，でん粉の輸入量はほぼ横ばいで推移している。

関税割当枠内の税率は，でん粉糖用については無税であるが，調整金が課せられている。また，その他の用途の小麦でん粉，ばれいしょでん粉，イヌリン等の関税率は25％である。

輸入されるでん粉はその種類によって主要な輸入先が異なっており，ばれいしょでん粉はオランダ，デンマーク，ドイツから輸入され，タピオカでん粉はタイ，ベトナムから輸入されている。

(5)　牛乳・乳製品

a　生産

11年の生乳生産量は747万トンであり，1960年に比べると約４倍に増加しているが，2000年代に入って10％以上減少している。飼養頭数は147万頭，生産者である酪農家の戸数は2.1万戸，１戸当たりの頭数は69.9頭である。60年以降，酪農家数は約20分の１に減少し，１戸当たり頭数は35倍に増大した（第10表）。

牛乳生産量のうち北海道が52％を占めているが，北海道は主要消費地から距離的に遠いため，主に加工用に向けられ，都府県は消費地近郊での飲用乳生産が主である（第８図）。北海道の酪農は経営規模が大き

第10表　酪農の概況

	酪農家戸数（千戸）	飼養頭数（千頭）	1戸当たり頭数（頭/戸）	牛乳生産量（千トン）	1頭当たり搾乳量（kg）	輸入量（千トン）	自給率（%）	1人当たり消費量（kg）
1960年	410	824	2.0	1,887	4,010	237	86.7	22.2
70	308	1,804	5.9	4,761	4,398	561	88.9	50.1
80	115	2,091	18.1	6,504	5,006	1,411	81.9	65.3
90	63	2,058	32.5	8,189	6,383	2,237	77.4	83.2
00	34	1,764	52.5	8,497	7,401	3,952	69.0	94.2
11	21	1,467	69.9	7,474	8,034	4,017	64.3	88.6

資料　農林水産省「畜産統計」「牛乳乳製品統計」「食料需給表」から作成
（注）1　輸入量，1人当たり消費量は年度の計数であり、生乳換算。
　　2　自給率=生産量／国内消費仕向け量

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第8図　生乳生産量と用途別処理量

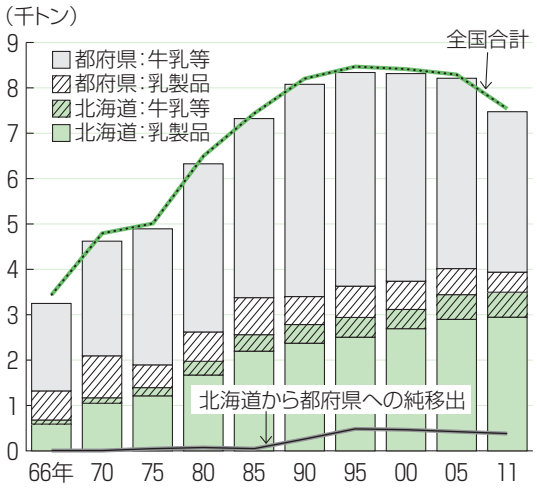

資料　農林水産省「牛乳乳製品の生産動向」から作成

く，豊富な土地資源を生かした効率的な生産を行っており，都府県の生乳生産量は90年代前半から縮小しているのに対して，北海道は拡大傾向にあり，こうした動きは飲用乳の減少と乳製品の拡大を反映している。

日本の酪農は戦後，十分な飼料基盤を欠いたまま輸入飼料に依存して急拡大し，牛乳生産費のうち飼料費が44.2％を占めているため，国際穀物価格の変動による影響を受けやすい構造になっている。

b　牛乳需要と乳業

１人当たりの牛乳消費量は戦後４倍以上増大したが，2000年代に入ってやや減少し，11年の１人当たり消費量は88.6kg（生乳換算）になっている。近年では，生乳の消費量が減少するなかで，チーズ等の乳製品の消費量が増大している。

牛乳の国内生産量753万トンのうち，飲用向けに408万トン，乳製品向けに339万トンが用いられており，国産の牛乳から，粉乳17.2万トン（脱脂粉乳13.5万トン，乳児用粉乳2.4万トン，全脂粉乳1.3万トン），バター6.3万トン，チーズ4.5万トン，練乳4.4万トンなどの乳製品が製造されている。乳業は大手メーカー数社が大きなシェアを持つが，その一方で中小の乳業メーカーや農協系の乳業工場も多数ある。

c　生乳価格決定方式と需給調整

乳価は，乳業メーカーと酪農生産者団体との間の交渉によって用途別に決定されるが，乳業は大手メーカーのシェアが高い寡占市場であり，また川下の小売部門では大手スーパーの価格支配力が大きく，さらに牛乳の需要減退もあるため，乳価交渉は難航しがちである。

牛乳は保存性が低くかつ日々生産されるため，生産者団体が生産計画による需給調整を実施している。飲用乳は保存性の低さから輸入品と競合度が小さいため，助成は乳製品向け生乳に対して行われており，加工原料乳については12.20円／kg，チーズ向け生乳については14.60円／kg（12年度）の助成金が酪農家に支払われる。また，加工原料乳およびチーズ向け生乳の価格が過去３年間の全国平均取引価格を下回った場合，その差額の８割を積立金（生産者の拠出に国が助成）から補填している。

d　輸入制度と輸入動向

脱脂粉乳，バター，ホエイなどの指定乳製品は，国が農畜産業振興機構を通じて輸入を一元管理し，国家貿易と関税割当制度

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

が実施されており，国家貿易による輸入差益は国内酪農に対する助成の財源に用いられている。

関税割当枠内の関税率（一次税率）は，脱脂粉乳25％，バター35％，ホエイ25％（砂糖を加えたもの35％），無糖練乳25％であり，割当枠外に適用される二次税率は，脱脂粉乳21.3％＋396円/kg，バター29.8％＋985円/kg，ホエイ29.8％＋425円/kg（または687円/kg），無糖練乳21.3％＋254円である。なお，ホエイと脱脂粉乳については飼料原料用の無税枠がある。

チーズの輸入は自由化されており，その関税率は，ナチュラルチーズが29.8％（一部品目は26.3％，22.4％），プロセスチーズが40％である。ただし，プロセスチーズ原料用のナチュラルチーズには無税枠がある。

乳製品の輸入量は国内生産よりも急速に拡大し，11年の輸入量（生乳換算）は402万トンである。自給率は70年代以降低下傾向が続いており，11年には64.3％となっている。主な乳製品の輸入量はチーズ22.2万トン，脱脂粉乳3.1万トン，乳糖6.6万トン，バター1.6万トン，カゼイン1.4万トン，アイスクリーム0.7万トンであり，チーズの輸入量が多い。

乳製品輸入先は，オーストラリア，ニュージーランド，米国の３か国が大きな割合を占めており，オーストラリアはチーズ，ニュージーランドは粉乳，米国はホエイの最大の輸入先である（第11表）。

(6) 牛肉

a 生産

10年における牛肉の国内生産量は51.2万トンであり，30年前とほぼ同水準になっている（第９図）。牛肉の生産量は，戦後，消費量の増加に支えられ増大し，90年の牛肉

第11表 乳製品の分類別・主要相手国別輸入実績（2011年）

（単位 トン，10億円）

	分類別輸入量						輸入額合計
	ミルクとクリーム	粉乳等	発酵乳製品	ホエイ等	バター等	チーズ及びカード	
オーストラリア	17	1,790	18	6,085	2,037	90,062	34.9
ニュージーランド	-	14,045	-	1,169	5,310	56,329	26.5
米国	1	8,249	215	25,523	5,016	21,424	17.1
上記3か国シェア（%）	35.3	73.0	76.6	44.4	57.9	64.2	52.7
EU	5	4,121	32	17,257	4,484	46,252	33.9
うちフランス	-	856	-	1,091	365	9,023	8.0
イタリア	-	70	11	4	1	6,584	6.1
オランダ	-	109	-	4,777	3,243	6,373	5.7
デンマーク	-	0	-	12	5	8,295	4.8
ドイツ	-	1,487	16	1,714	707	9,363	4.8
アルゼンチン	-	-	-	7,347	-	4,057	2.4
全体	51	33,003	304	73,897	21,334	261,514	-
金額（10億円）	-	9.6	0.1	14.5	9.7	115.2	149
単価（円/kg）	450	290	315	196	453	440	-

資料 財務省「貿易統計」から作成
（注） HSコード4桁でそれぞれ0401から0406の品目。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第9図　牛肉の生産・輸入動向

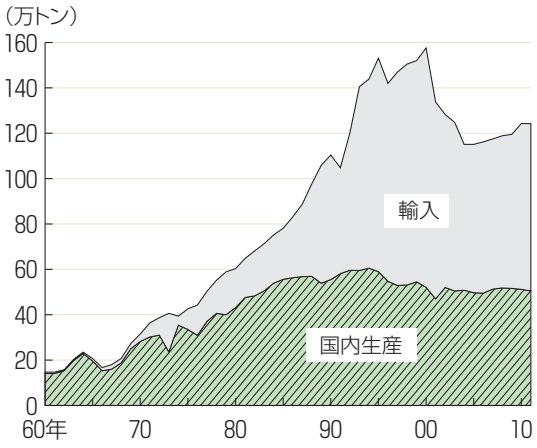

資料　農林水産省「食料需給表」から作成

輸入自由化以降も，和牛ブランドの確立により輸入牛肉との差別化に成功し，ピーク時の99年の生産量は60.5万トンになった。しかし，その後，BSEの発生により牛肉消費量が減少したため，生産量は減少した。

10年における肉用牛の飼養頭数は289万頭であり，そのうち黒毛和牛が185万頭（64％）と多く，和牛との交雑種が55万頭（19％），乳用牛（オス）が41万頭（14％）である。肉牛の生産者数は大きく減少し，70年では36万４千戸，90年では23万２千戸であったが，10年では７万４千戸になっている。その一方で，１戸当たりの飼養頭数は，70年は６頭，90年では12頭であったが，10年では39頭に増大している。

主な生産地域は，北海道（18.6％），鹿児島県（12.7％），宮崎県（10.1％），熊本県（5.2％），岩手県（3.9％）である。

b　輸入量

輸入自由化，関税率低下，円高の進行により牛肉の輸入量は急増し，10年の輸入量は105.5万トンになっており，牛肉の自給率は40％に低下している。ただし，BSEの発生により近年は輸入量は減少傾向にある。

米国におけるBSEの発生により米国からの牛肉輸入量は大きく減少し，豪州からの輸入量が大きくなり，11年では豪州産が７割，米国産は２割程度であり，ニュージーランドからも牛肉を輸入している。

なお，日本は和牛を中心に牛肉の輸出も行っているが，11年の輸出量は541トンのみである（うち香港が４割を占める）。

c　消費量

牛肉の消費量は，食生活の洋風化によって戦後大きく増大し，70年に2.1kgであった１人当たり消費量は，95年には7.5kgに増大した。しかし，BSEの発生以降減少傾向にあり，10年は5.9kgになっている。なお，牛肉の消費は外食が６割を占めており，家計消費は３割程度で他の肉に比べて少ない。

d　国内制度

肉用牛の生産農家の経営を安定させるため，牛肉については，肉用牛肥育経営安定対策，肉用牛子牛対策の価格安定制度が設けられており，価格が低下した際に肥育経営，繁殖経営に対して補給金が支払われている。また，国際穀物価格の変動の影響を緩和するため，配合飼料価格安定基金が設けられている。

e　輸入制度

牛肉の輸入は，日米交渉の結果，91年よ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

り自由化された。また，ウルグアイラウンドの結果，関税率が削減され，現在の関税率は38.5％になっている。ただし，輸入量が急増した場合には，セーフガードとして関税率を50％まで引き上げることができる。

なお，米国でのBSEの発生により，日本は03年に米国産牛肉の輸入を禁止したが，05年に生後20か月以下の危険部位が除去された牛肉を対象に輸入が再開が決定された。

(7)　豚肉

a　生産

10年における豚肉の生産量は127.6万トンであり，肉類全体の40％を占めている。ピーク時の87年の生産量は159.2万トンであったが，輸入量が増大したため，国内生産量は減少した（第10図）。しかし，近年では，国産豚肉の差別化戦略もあってほぼ横ばいで推移している。

生産戸数は大きく減少し，80年では14万１千戸であったが，10年では６千戸に減少している。その結果，１戸当たりの飼養頭数は，80年には71頭であったが，10年では1,531頭になっている。

鹿児島県が最大の産地であり（14.0％），次いで宮崎県（7.8％），千葉県（6.7％），茨城県（6.4％），北海道（6.2％），岩手県（5.0％）が主な産地である。

第10図　豚肉の生産・輸入動向

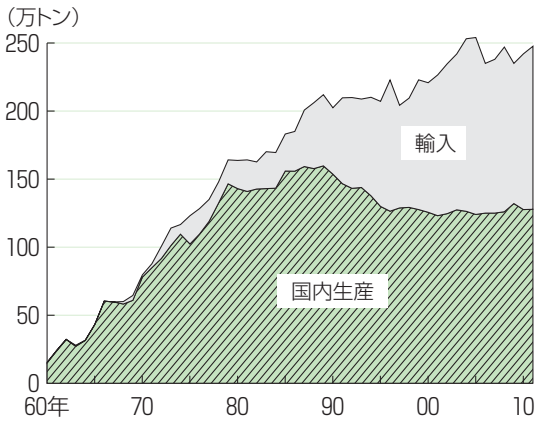

資料　第9図に同じ

b　輸入量

豚肉の輸入量は大きく増大しており，10年の輸入量は114万トンで，90年（49万トン）に比べて2.3倍になっている（自給率53％）。ただし，輸入量は05年の130万トンがピークであり，その後停滞している。

豚肉の主な輸入相手先は，米国（40.0％），カナダ（23.8％），デンマーク（17.5％），メキシコ（5.3％）である。なお，豚肉は冷凍，冷蔵で輸入されるため，国産豚肉に比べて加工向け（ハム・ソーセージ）に使用される割合が高い。

c　消費量・加工

豚肉の消費量は順調に増加を続けてきたが，近年，消費量はやや停滞しており，10年の１人当たり消費量は11.7kgである。

なお，牛肉の消費量減少のなかで，最も伸びている食肉は鶏肉である。

d　国内制度

豚肉は循環的な価格変動があり，その変動を緩和するため調整保管や価格差補てんの制度が設けられている。また，牛肉で説明したように配合飼料の価格安定基金が設けられている。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

e　輸入制度

豚肉については，安価な豚肉の輸入増大による価格低落を防ぐため，差額関税制度という特別の関税制度が設けられている。これは，輸入価格が分岐点価格（枝肉393円/kg）を下回った場合は，輸入価格と基準輸入価格（枝肉409.9円/kg）の差額を関税として支払うというものであり，輸入価格が分岐点価格を上回った場合は4.3％の従価税になっている。

この制度では，豚肉の輸入は一定価格以下では行われない仕組みになっており，豚肉の価格安定には貢献しているものの，制度の本来の目的を果たしていないとして，制度改革を求める主張が一部にある。なお，豚肉調製品についても差額関税制度が設けられているが（関税率8.5％，分岐点価格1035円/kg），ソーセージ類の関税率は10％である。

4　TPPと重要品目

以上，日本農業の重要品目が農産物貿易自由化のなかでどう扱われてきたかをたどり，個々の重要品目について需給動向と国内制度，輸入制度を概観したが，最後に，TPPとの関係で重要品目をどう考えたらよいかについて考察し，まとめとしたい。

これまでみたように米，麦類，砂糖，でん粉，牛乳，牛肉，豚肉は，日本の食料供給を支える重要な品目であり，地域の経済にとっても不可欠な農産物である。そのため，日本はこれまでの貿易自由化においてこれらの重要品目を例外扱いにし，国境措置を維持してきた。

しかし，現在進められているTPPの参加国のほとんどは農産物輸出国であり（第12表），農産物輸入国である日本とは置かれた状況が大きく異なっており，TPPでは例外のない（極めて少ない）関税撤廃が求められる可能性が高い。その意味で，TPPはWTO交渉や日本がこれまで締結してきたFTAとは性格が大きく異なるものである。TPPではドーハラウンドのように重要品目を設けることもしておらず，国内の農業政策のあり方に関する議論も行われていない。したがって，国境措置によって食料生産を維持している日本がこうした性格を有するTPPに参加するのは困難である。

関税を撤廃しても直接支払いで対応（補償）すればよいとの主張も一部にあるが，これまで日本の農業予算は大きく減少してきており（第11図），しかも12年度の農林水産省の予算２兆3,284億円のうち，既に１兆円が直接支払いに使用されている（うち戸別所得補償が6,901億円）。現在のような財政状況のなかで，これ以上の財源確保は難しい状況になっており，重要品目の関税を全て撤廃しそれを直接支払いで補償することはできず，たとえ短期的な対応はできたとしても持続できないであろう。したがって，日本の食料安全保障，地域経済の維持のためには，日本はこれらの品目の国境措置を維持することが望ましい。

日豪FTAは５年前から15回にわたって交渉が行われてきたが，未だに決着してお

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第12表　TPP交渉参加国の食料需給（2007年）

（単位　万トン）

		米国	豪州	ニュージーランド	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	シンガポール	ブルネイ	メキシコ	カナダ	*日本（参考）*
穀物	生産量	41,217	2,194	93	289	340	167	2,828	0	0	3,421	4,811	*840*
	純輸出	9,657	1,766	△46	△296	△329	△582	246	△46	△33	△1,791	2,087	*△2,615*
うち米	生産量	**600**	11	0	7	162	158	**2,397**	0	0	20	0	*727*
	純輸出	**254**	7	△4	△12	△8	△78	**461**	△25	△31	△53	△33	*△59*
砂糖	生産量	739	**503**	0	33	91	6	167	0	0	531	13	*93*
	純輸出	△184	**411**	△25	△49	△22	△116	△3	△30	△1	15	△114	*△153*
牛乳	生産量	**8,419**	**958**	**1,562**	246	160	5	27	0	0	1,051	815	*801*
	純輸出	**△67**	**376**	**1,274**	28	△7	△106	△77	△74	△2	△278	△37	*△203*
牛肉	生産量	**1,198**	**223**	**63**	24	16	3	32	0	0	164	128	*50*
	純輸出	**△78**	**131**	**50**	△12	△1	△13	0	△3	0	△32	20	*△62*
豚肉	生産量	995	38	5	50	12	20	255	2	0	115	190	*125*
	純輸出	76	△10	△5	15	0	0	0	△9	0	△31	84	*△135*
果実	生産量	2,602	327	106	534	409	130	572	0	1	1,583	73	*348*
	純輸出	△1,313	△38	38	312	24	△39	12	△36	△3	169	△415	*△478*
野菜	生産量	3,882	179	101	247	242	62	799	2	1	1,212	260	*1,205*
	純輸出	△316	△29	39	52	40	△61	3	△50	△1	409	△170	*△274*

資料　FAO "Food Balance Sheet" から作成

第11図　農林水産予算の推移

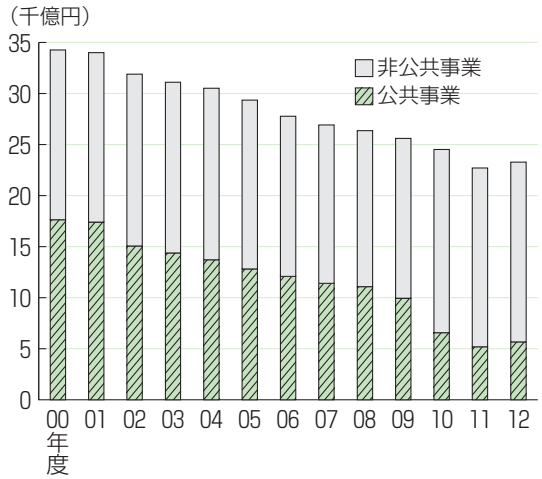

資料　農林水産省「食料・農業・農村白書」から作成

らず，この交渉経過をみると，日本が米国，豪州の入ったTPP交渉に参加しても容易に合意できるとはとても考えられない。また，現在の11か国であっても，各論になると交渉の難航が予想され，最終合意に達するまでにはまだかなり多くの時間がかかるであろうし，FTAA（米州自由貿易圏）のように合意できずに交渉中断に至る可能性もありうるだろう。

TPPは米国の利害が前面に出ている米国のアジア戦略であり，日本がTPPに入って得られるものは少ない。日本は安易にTPP交渉に参加すべきでなく，21世紀の国際経済秩序の再構築を視野に入れながらアジア諸国との連携を深め，米国に依存しない日本独自の外交戦略を展開すべきであろう。

〈執筆分担〉
はじめに，1，2，3（6）（7），4
清水徹朗（しみず　てつろう）
3（1）（2）　藤野信之（ふじの　のぶゆき）
3（3）（4）　一瀬裕一郎（いちのせ　ゆういちろう）
3（5）　平澤明彦（ひらさわ　あきひこ）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

談話室

東京に作る農業経営大学校

某氏が勤務先へ訪ねて来られ,「東京に農業者の高等教育機関を作る。ついては校長になってほしい」とご依頼を受けたのは，ちょうど１年前の11月だった。青天の霹靂とはこのこと。あと２か月で75歳，後期高齢者の仲間入りをしようという時である。とかく安請け合いするクセのある私も，今度ばかりは考え込んだ。２週間もお待たせしてしまったが，1959年以来，新聞社，大学，研究所の勤務を通じ，ほとんど農業問題ひと筋に歩いてきた者として，人生の最終局面で何かしら世の中のお役に立てればと，力不足を承知でお引き受けすることにした。それが来年４月に開校する日本農業経営大学校である。

私たちの大学校は次代の日本農業を背負って立つ人材を育てるため，年に20人の学生を受け入れ，２年間，全寮制で教育する。校長という立場になって初めて知ったことだが，「大学校」という名称は誰が名乗ってもいいのだという。防衛大学校，水産大学校など一部には特定の法律によるものもあるが，むろん本校はそうではない。性格からすれば松下政経塾などと同じ私塾である。近ごろは政治塾がはやりだが，私たちは政治家の育成には全く関心がない。あくまで卒業後の就農を前提にしての塾である。

４月に初めて本校のことが記事になった時，一部の新聞が「企業が作る」というような書き方をしたが，そうではない。本校の運営母体である一般社団法人アグリフューチャージャパン(略称AFJ)は，JAグループ，一般社団法人日本農業法人協会などの農業団体と，200社余りの企業などが会員になって２月に発足した。産業界と農業界は時に意見が分かれることもあるが，次代の農業の担い手を育てるという点では一致し，オールジャパンの組織ができたのである。AFJは農業支援のため，大学校の運営以外にも，農業経営セミナーやｅラーニングなど各種の事業を行う。

校長をお引き受けした時，東京に作ることのメリット，デメリットを考えた。デメリットはすぐに思い浮かぶ。大都会のことだから周辺に農場を持つことは不

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

可能であり，実習にはどこかの農場へ出かけるほかない。学生は２年間，自宅を離れて寮に入るから，授業料以外にも相当な費用がかかる。学生が農家の後継者だとすると，２年間は家の農業を手伝うことができなくなり，その分もまた家族の負担になりかねない……。

それでもなお，東京に出て来て学ぶメリットは何か。これもいろいろあるが，詰まるところ，東京には人と情報がいちばん集まりやすいということではなかろうか。国土の均衡ある発展という立場からは好ましくない一極集中の現実が，東京としては最大の有利性になる。東京だからこそ，誰もが学びたくなる講師を日本中から集めることができるに違いない。

結果にはいささか自信がある。具体的な顔ぶれは本校のホームページhttp://jaiam.afj.or.jp/ の学校案内をダウンロードしてご覧いただきたいが，各地の大学・研究機関からえり抜きの講師たちを招くことが決まった。いま私は「東大の学生は東大の先生からしか学べない。でも日本農業経営大学校では全国の大学の先生たちと顔見知りになれる」とPRしている。

本校では通常の授業のほかに，「特別講義」という時間を設けた。学者・研究者だけでなく，全国の農業者，企業人，消費者などに，タイミングを見計らって次々と登場していただく。自薦・他薦も大歓迎。私たちの手元には，特別講義の講師として招きたい方々の大きなリストができており，しかも日ごとに追加されている。あなたにもある日突然，講師の依頼状が舞い込むかも知れない。

本校のキーワードは「多様性」だと私は思っている。講師の多様さについては既に触れたが，学生も19歳から40歳まで幅広く受け入れる。出身や経歴は問わない。１，２年次それぞれ３～４か月かけて行う現地実習では，農場以外に企業の第一線にも出かける。生まれも育ちも多様な学生たちが同じ釜のメシを食い，さまざまな経営像を描いて２年後に全国へ散っていく。彼らが自分の経営を確立するとともに，地域のリーダーとしても根付いた時を想像するのは，私にとって若返りの妙薬である。

（日本農業経営大学校 校長　岸　康彦・きし　やすひこ**）**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

国際貿易交渉

──1927年の輸出入禁止制限撤廃条約交渉とその今日的意義──

林　正徳〈早稲田大学 日米研究機構 客員上級研究員〉

〔要　　旨〕

1　GATTやWTOのラウンド交渉のように大がかりな国際貿易交渉の起源は，1927年に国際連盟のもとで行われた輸出入禁止制限撤廃条約交渉にさかのぼる。この交渉とその結果合意された条約が85年を経た今日なお興味深い点は，①「非関税措置」をとりあげてルール化を行った最初の交渉であったこと，②GATTの基本原則に対する一般的例外を定める第20条のモデルとなったこと，③最も議論を呼んだのが動植物検疫と公衆衛生をめぐる条項をめぐってであったこと，そして④日本が参加した最初の多国間貿易交渉となったこの交渉で「米の例外扱い」が日本政府の最大の交渉目標だったことである。

2　この交渉は，国際連盟による第一次世界大戦後の世界経済の復興と国際経済体制の再構築のための取り組みの一つとして行われた。この交渉の特異な点は，準備検討の過程で2回にわたり非加盟国も含めて各国の意見を募ったこと，条約草案とその解説および条約草案についての各国と業界団体の意見が取りまとめられ，交渉会議に先立って有識者による国際経済会議の場で論議されるとともに公表されていたことである。

3　条約交渉の結果，すべての輸出入禁止制限措置を撤廃すること，ただし公衆衛生，動植物を疾病等から保護するための措置等は，「同様の条件にある外国を恣意的に差別する手段または偽装された貿易制限となるようなやり方で適用されない」ことを条件に撤廃対象としないことを内容とする条約が締結された。特に動植物や公衆衛生の保護のための措置については，貿易を妨害し差別するための手段として用いてはならないこと，有効性が証明されたもののみを採用し，予想される感染のリスクに比例した厳しさのものとすべきことなどが最終議定書に明記された。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　交渉の発端と準備プロセス
（1）　準備プロセス
（2）　条約草案
（3）　ジュネーブ国際経済会議
2　交渉のプロセス
（1）　成文化交渉
（2）　留保品目交渉
3　日本政府の交渉対応
4　条約のその後
5　今日的な意義

4　この交渉に臨むに当たっての日本政府の関心は，輸出入の禁止制限のための措置についてどのような国際ルールを作るかでなく，どのようにして例外を認めさせるのかにあった。特に米については，国民の主要食料であること，国民の多数が生産に従事していること，そしてわが国民「特異の食料品」であることを理由に，条約の例外とすることを基本方針とした。結局，米は繊維産業にとり重要な染料とともに一時的な留保品目とすることが認められた。

5　ウルグアイ・ラウンドで「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」（SPS協定）が成立したのは，関税水準がしだいに引き下げられてきた結果，「非関税措置」による問題，なかでも動植物検疫や食品安全措置が目立つようになってきたことによるものであるといった説明がなされている。このような理解は，ウルグアイ・ラウンドに60年近く先立つ1927年に，関税措置が大きな問題であったなかで「非関税措置」が国際貿易交渉の対象としてとりあげられ，動植物検疫や公衆衛生分野が論議の的となった事実を看過している。このように早い時点でとりあげられながら，ウルグアイ・ラウンドでのSPS協定の成立までに長い歳月を要したのは，これらの措置については①関税措置に比べ交渉対象とするには難しい分野であったこと，②各国政府の自由度に制限を加えるべきでないとする根強い考え方があったこと，③どのようなルールを作るのかについての有効な手掛かりが見いだせなかったこと，によるものであった。

6　今日，普遍的なルールの必要性は一層高まっているが，貿易ルールだけでなく関連する国際機関による国際基準作成の取り組みとの統合により国際ルールが作り出されるようになってきていること，このような国際ルール形成は単に「貿易自由化交渉」と呼ぶには余りに複雑な様相を呈するに至っていることを認識しなければならない。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

はじめに

「国際貿易交渉」のなかでも大がかりで困難なものは貿易ラウンド交渉であろう。来年（2013年）12月で交渉の実質終結から20周年を迎えるGATTウルグアイ・ラウンド交渉は合意までに８年の歳月を要し，WTOのもとで2001年に始められたドーハ・ラウンド交渉はなお終結のめどが立っていない。これらラウンド交渉は「多角的国際貿易交渉」とも呼ばれるが，いつから行われるようになったのだろうか。国際機関が主催して多数の参加国により貿易問題をめぐって行われた交渉という意味では，今から85年前の1927年秋，国際連盟によりスイスのジュネーブで行われた輸出入禁止制限撤廃会議が，最初の多角的国際貿易交渉であると言うことができる。この交渉には35か国の政府代表のほか，国際商業会議所をはじめ業界団体の代表者も参加し，３週間にわたる交渉の結果，「輸出入禁止制限撤廃条約」[(注1)]が29か国により調印された[(注2)]。20年後のGATTの調印国数が23か国であったから，当時としても画期的な国際交渉であった[(注3)]。この交渉は「GATT成立前における国際貿易分野での協調行動のためになされたもっとも野心的な努力」とも，「史上初の貿易ラウンド」とも呼ばれている[(注4)]。

この交渉とその結果合意された条約が今日なお興味を惹くのは，交渉参加国数の規模だけでなく，①「非関税措置」をとりあげてルール化を行った最初の交渉であったこと，②この条約が無差別原則，数量制限の一般的な禁止等といったGATTの基本原則の一般的例外を定めるGATT第20条のモデルとなったこと，③この交渉で最も議論を呼んだのが動植物検疫，公衆衛生に関する条項をめぐってであったこと，そして④日本が参加した初の多国間での貿易交渉の場となったこの会議で「米の例外扱い」の確保が日本政府の最大の交渉目標であったことである。

（注１） Convention for the Abolition of Import and Export Prohibitions and Restirictions 外務省条約集に「輸入及輸出ノ禁止及制限ノ撤廃ノ為ノ国際条約」として収録されている。訳文もすべて現代仮名遣い・表記とした。

（注２） 交渉参加国は，ヨーロッパ地域から英国，フランス，ドイツ，イタリア，ベルギー，オランダ，ルクセンブルク，デンマーク，スウェーデン，フィンランド，リトアニア，ポーランド，アイルランド，ギリシャ，ポルトガル，スイス，オーストリア，ハンガリー，チェコスロバキア，ブルガリア，ルーマニア，ユーゴスラビアの22か国，北米からはカナダと米国，南米からキューバ，チリ，コロンビア，アジアからは日本，中国，タイ，大洋州からはオーストラリア，アフリカ・中東からはエジプト，エチオピア，トルコが参加した。米国，エジプト，トルコは非加盟国である。このうち調印したのは，交渉会議終結時点で英国，フランス，ドイツ，イタリア，ベルギー，オランダ，ルクセンブルク，デンマーク，フィンランド，スイス，オーストリア，ハンガリー，チェコスロバキア，ブルガリア，ルーマニア，日本，タイ，エジプトの18か国。12月中にスウェーデン，翌1928年１月に米国，ノルウェー，ラトビア，エストニア，ポーランド，ポルトガル，ユーゴスラビア，その後６月までにインド，トルコ，チリが署名した。

（注３） なお，国際貿易機関憲章（ITO憲章）が合意されたハバナ会議への参加国は56か国であった。

（注４） 前者はShonfield（1976）45ページ，後者はCharnovitz（1991）４ページ。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

1　交渉の発端と準備プロセス

1920年代に入ると，第一次世界大戦直後の混乱が収まり，国際協調の機運が高まりをみせていた。1920年に発足した国際連盟は，世界経済の復興と国際経済体制の再構築のための取り組みを積極的に行っていた。国際連盟は，その規約で「交通および通過の自由ならびに一切の連盟国の通商に対する公平な待遇を確保するための方策」を講じることとしていた。1922年にイタリアのジェノバで開催された国際経済復興会議では，輸出入禁止制限の漸進的な撤廃，輸入制限を行う場合には関税のみにより行うこと，最恵国条項を含む貿易条約に基づく国際貿易関係の回復などが勧告されていた。翌年締結された「税関手続簡素化条約」にも「輸出入禁止制限により生じる国際貿易上の甚大な被害にかんがみ，これらを最小限にするための措置を採択し実行する」ことが規定されていた。

条約化の具体的検討は，1924年９月の国際連盟総会でイタリアからなされた「国際貿易の自由な発展の重大な阻害要因となっている輸出入の禁止制限の最終的な撤廃のための合意が国際連盟加盟国と非加盟国を含めた形で可能かどうかを検討する」旨の提案の採択により開始された。イタリアは第一次世界大戦中に英国，フランス等による資源産品の輸出制限により非常な困難をこうむっただけでなく，大戦後も経済不況により自国産業保護の見地から関税措置に加えて貿易制限措置を講じる国々が増加していたことから，「持たざる国」として懸念を強めていた。検討作業は国際連盟理事会の下部組織である経済委員会で行われることになった。

(1)　準備プロセス

大がかりな国際貿易交渉が開始されるまでには，長期間にわたる準備プロセスを要する。本交渉で何を目標に，いつまでに，どのような方法で交渉するのかを交渉に参加するであろう国々の間で大枠の合意に至らなければならないからである（これを明文化したのがGATT東京ラウンドの東京宣言，ウルグアイ・ラウンドのプンタ・デル・エステ宣言である）。1927年に行われた交渉の準備プロセスの顕著な特色は，①国際連盟非加盟国も含めて広く意見を募ったうえで条約草案が作成され，この草案について再び広く意見を――政府のみでなく民間業界団体にも――求めたこと，しかも②条約草案と各国政府・業界団体の意見およびこれらをもとにした経済委員会による詳細な説明文書[(注5)]が作成され，交渉会議の５か月前に開かれたジュネーブ国際経済会議（後述する）に提出され，しかも公表されていたことである。

条約化の検討開始が決定された翌10月には国際連盟事務局長から加盟国政府と非加盟国政府にあてて意見の提出を求める文書が発出され，28か国から回答が寄せられた。1925年６月，経済委員会は理事会に対し「濫用をもたらしやすく，国際貿易に不確

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

実性，遅延および不公正な差別といった深刻な害をもたらしている」輸出入禁止制限措置を廃止するか，最小限に減少させることについて十分なコンセンサスがあるとみられると報告した。当時，関税措置も大きな問題であったが，報告は「より一般的で論争の的となる」関税にまで問題を拡大するよりも，国際的な制限を設けることについて時期が熟したと考えられる本件に重点的に取り組むべきであるとした。

（注５）League of Nations（1927）この項の記述は，もっぱらこれによっている。

(2)　条約草案

経済委員会は専門家の参加を得て起草した条約草案を1925年10月に関係国政府に送付した。条約草案の主要部分の骨子は，次の通りであった。

（ァ）原則：別に定める例外を除き，一切の輸入禁止制限措置を６か月以内に撤廃する。それまでの間，現行措置を最小限のものとし，新たに措置を導入しない。

（ィ）原則の例外：一定の要件のもとに撤廃の対象外とする。

①通関手続：偽装された禁止または恣意的な制限の手段としない。

②平常時の例外（公安，公衆衛生，動植物を疾病等から保護するための措置等）：同様の条件下にあるすべての外国の国々に等しく適用され，かつ純粋に経済的な目的からの措置を隠すようなやり方で適用しない。

③特別異常時の例外（特別かつ異常な状況に対処し，国家の死活にかかわる経済的・財政的利益を保護するための措置）：例外的に必要な場合に限り，国産品を保護するためまたは他国を差別するための恣意的な手段であってはならず，措置が課される期間はその原因・状況の期間に限定する。

例外条項が設けられたのは，貿易の禁止制限措置のなかに必要に迫られてやむを得ずとられるものがあることが認識されていたからである。関税を徴収するための通関手続は当然必要であった。公衆衛生，動植物検疫措置等は「国家にとって不可欠であるとともに自由貿易システムとも両立するもの」として第一次世界大戦前にも一般的に認められていたとして，輸出入禁止制限の撤廃の対象としないことに反対するものはなかった。他方，「検疫や衛生上の理由を口実にこうした措置が貿易制限のためにとられることがあり，この犠牲となった国々には対抗手段がない」ことから，何らかのルールを設けることが必要であると考えられた。特別異常時についての例外は，「極めて深刻な例外的状況」の場合の「一種の安全弁」として設けられた。

条約草案についての意見は36か国の政府のほか，国際商業会議所などから1926年末までに提出された。これらの意見を検討した結果，経済委員会は条約草案についての修正の必要はないと判断し，条約交渉会議を開催することが適当であると理事会に報告した。この会議は当初1927年春に開催することが検討されたが，次に述べるジュネーブ国際経済会議が５月に開かれることとなったことから，秋に開催されることになった。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

(3) ジュネーブ国際経済会議

国際連盟は各国が世界経済について論議する機会を持つことができるよう，積極的に活動していた。1927年５月にジュネーブで50か国から300人を超える学識経験者の参加を得て３週間にわたり開かれた国際経済会議は，その代表的なものであった(注6)。規模もさることながら，国際連盟設立の立役者でありながら議会により加盟が否決された米国や，社会主義国として建国後間もないソ連邦が正式の代表団を派遣したことも注目を集めた。商業，工業，農業の３委員会に分かれて論議を行った結果取りまとめられた「国際経済会議報告書」は，世界経済を運営する上で指針となるべきものとみなされた(注7)。

会議の中心課題の一つは，大戦前に比較してもより「高率，複雑，不安定かつ多数」の関税措置であった。この当時，関税の設定・変更は政治的に重要な主権問題とみなされていただけでなく(注8)，関税交渉をGATTにおけるラウンド交渉のように多数国間で行うという発想もなかった。報告は，「関税は各国の主権的事項に属するものの純粋な国内的利益の問題ではなく，国際貿易に大きな影響を与える」ことから，今や「関税率の引き上げを停止して削減の方向に進むべき時機が到来したことを宣言」したほか，関税率の簡素化，関税分類の統一などについて触れるにとどまっていた。

輸出入禁止制限措置については，こうした措置とこれに起因する「恣意的な慣行と偽装された差別的措置があらゆる種類の障壁と相まって慨嘆すべき結果をもたらした」とし，国際連盟経済委員会による条約草案が交渉会議のベースとして満足すべき内容と認められ，これが最大多数の国家間の一般協定として利用されるべきこと，この諸原則が輸出税，数量制限，健康規制，資本の自由な移動に対する制限により覆されないようにすべきこと等を勧告した。

農業分野での最大の課題は農業生産の増大であり，農業協同組合による組織化の推進や農業金融，農業統計の整備などソフト面のインフラ整備がとりあげられた。農産物貿易については，「農産物の自由な流通と貿易に対するあらゆる障害を諸国家と労働者の死活的利益を害さない範囲で除去すること」の重要性が指摘された。関連して，動植物検疫もとりあげられた。報告は，「農業生産を減少させる動植物病害に対しては，国際的な計画と協定に基づき科学的に取り組むべきである」としたうえで，動物検疫について国際獣疫事務局が設置されたこと，植物検疫については万国農事協会により「統一された国際行動」のための国際会議が計画されていること(注9)を紹介し，「衛生上の取締りに関する国際協定が締約国に十分な保証を与えることにより，主権を侵害することなくこれら衛生取締規則から偽装された保護の疑いを除去するとともに，農業生産を促進する条件の一つである通商関係の安定に資するであろう」とした。

こうして条約草案は「お墨付き」を得た形となったが，本交渉は難航した。

(注６) 日本からは志立鉄次郎（元日本勧業銀行総

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

裁），上田貞次郎（東京商業高等学校＜現一橋大学＞教授），佐藤寛次（東京帝国大学教授）らが政府委員，荷見安（農林省農務局産業組合課長）ほかが随員として出席した。肩書は，出席時点のものである。この会議の状況については外務省による会議報告（外務省（1992a））のほか，出席者による解説書（上田貞次郎ほか（1927）），国際経済会議報告書の英文原文と日本語訳（国際連盟協会（1928））が出版された。

（注７）日本学術振興会（1951）354～355ページ。日本でも翌1928年１月，この決議の精神を踏まえ，「独立自主の気魄に乏しく，官辺に依頼して目前の利益を図る卑屈の風」があるわが実業界に「自主独立の精神を振興し，経済政策の保護的傾向を阻止し通商の自由を促進する」ことを目的に，井上準之助，池田成彬など財界人のほか国際経済会議に出席した志立鉄次郎，上田貞次郎も参加して「日本自由通商協会連盟」が設立された（1928年１月16日付中外商業新報）。

（注８）日本が関税自主権を回復したのは1911年のことである。多くの東欧諸国は旧オーストリア・ハンガリー帝国から独立して関税自主権を持ったばかりであり，中国についてはまだ回復していなかった。また，米国行政府は関税交渉を行う権限がなかった。

（注９）動物検疫分野では，ウィルス性の家畜伝染病である牛疫（Rinderpest）への国際的な取り組みの必要から，フランスの提唱で1921年に世界42か国による国際会議が開催された結果，1924年に「国際獣疫事務局をパリに設置する条約」が調印され，1927年３月に設立等のための第１回総会がパリで開催されていた（山脇（1939）592～593ページ）。植物検疫分野については，1860年代半ばにフランス南部に侵入し，1880年代にはヨーロッパ全域に蔓延してブドウ産業に甚大な被害をもたらしたフィロキセラ（米国からヨーロッパに輸入されたブドウ苗木に付着していたアブラムシの一種）の対策のためにヨーロッパ７か国により1878年に締結された「フィロキセラに対してとるべき措置に関する国際協定」（International Convention on Measures to be taken against Phylloxera vastatrix）（輸出国による公的な証明書の発行，病害を伝播する可能性のあるものの貿易禁止措置，輸入国当局による検査と条約の規定を順守していないものについての輸入差し止め，廃棄等の措置が定められていた。）をもとに，1908年にローマで設立された万国農事協会（FAOの前身）が植物防疫条約の制定に取り組んでおり，1929年に「国際植物保護条約」（International Convention for the Protection of Plants）が締結されることになる（Ebbels（2003）13～14ページ）。

2　交渉のプロセス

条約交渉会議はこの年の10月17日に開始され，３週間にわたる交渉ののち，翌11月８日に調印が行われて終了した。

条約草案ができあがっていたから，修正なしに条約化するのか，修正するとすればどのようにするかが焦点であった。多数の国々が参加する会議で重要なことは，民主的ではあるが効率的ではない全体会議の「場」と効率的だが民主的ではない小規模の「場」をいかに賢明に使い分けて合意に導くかの「交渉のマネジメント」である。この会議では，まず全体会議で各国の立場の表明が行われたのち，条約テキストをグループ分けして小規模の委員会で参加国からの修正提案を検討し，その結果を条文整理委員会で横断的にチェックしたうえで再度全体会議にかけて決定するプロセスをとった。また，国際連盟事務局は小規模の会議についての詳細な議事録を作成し，翌日には全交渉参加国に配布することにより，会議に加わっていない交渉参加国に対して「透明性」を確保する方法をとった。今日，この議事録はジュネーブの国際連盟欧州本部に残されており，これによってこの交渉会議がどのように行われたかを知ることができる。(注10)

この交渉会議の前半は提案された修正案をもとに論議を行って条約テキストを作成する成文化交渉であったが，後半は例外条

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

項では救済できない問題品目についての留保品目交渉となった。

(注10) この交渉会議の議事録等は国際連合欧州本部図書館に所蔵されている。本稿の記述はこれによっている。

(1) 成文化交渉

成文化交渉で最も議論を呼んだのは，平常時の例外条項の動植物検疫・公衆衛生に関してであった。

動植物検疫や公衆衛生のための措置が平常時の例外として認められるのは，無条件ではなかった。経済委員会草案は，①同様の条件下にあるすべての外国の国々に等しく適用され，かつ②純粋に経済的な目的からの措置を隠すようなやり方で適用されない限り，の二つの要件を満たすことを求めていた。まず，②の「純粋に経済的な目的」とは何かが議論となり，「偽装された国内保護」を排除することを明確にする見地から「国内生産に有利となるように経済的に保護するようなやり方で適用しない」とすることが考えられたが，国内保護を意図しないが結果的に国内生産が有利となるものもありうることを考慮して「国際貿易に対する隠された形式の制限となるようなやり方で適用されない」とされ，最終的に「隠された」が「偽装された」に改められた。①の「同様の条件下にあるすべての外国の国々に等しく適用され」も議論になった。健康を保護するための措置は，病気が発生した特定の国からの感染の拡大を防止するためにとられるから，異なる外国間の比較だけでなく自国も含めて「同様の条件下にある国々の間での恣意的な差別の手段として適用されるべきではない」とすることが適当であるとされた。

動植物検疫と公衆衛生についての規定は経済委員会草案では別々の号に規定されていたが，条文を簡素化するため「公衆衛生の保護または動植物の病害虫，有害な寄生動植物からの保護のために課される禁止または規制」とされた。表現について問題はなかったが，これらの措置についての考え方に対立があった。一つの考え方は，動植物検疫措置について多くの濫用の事例がみられることから，この条約で政府の行動の自由度に制約を設けるべきであるとするもの，もう一つは動植物の病気から自国を守るための政府の行動の自由は制限されるべきではないとするものであった。この二つの考え方のいずれをとるかについて決着をみないまま上述の要件がまとめられ，交渉会議の焦点はフランス代表が提案した二つの宣言案の取り扱いに移った。

フランス代表は，農業国の一つとして「表面的には健康・家畜衛生上の見地から課される腹立たしい禁止措置」に関し何らかのことをしなければならないとの見解を共有するとして，「動植物の病気に対する共同行動のための専門家による国際会議への参加」を本交渉会議の勧告として採択することを提案した。この提案は，国際連盟理事会に対して，①専門家による国際会議を開催し各国の主権と国際貿易上の利益を考慮しつつ，各国政府に対し共同行動を提案するために可及的速やかに調査を開始する

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

こと，また②二国間条約による努力が行われていることから，理事会が適切な組織にこれら条約の規定およびその効果につき調査することを勧告する内容の議定書として実現した。興味深いことは，この勧告の前文でこうした措置について，①動植物の保護または有害な食肉・植物の消費による公衆衛生の保護の見地からのみとられるべき，②農畜産物の輸出国の貿易を妨害し差別するための手段として用いられることがあってはならない，③有効性が証明されたもののみを採用し，予想される感染のリスクに比例した厳しさのものとするべき，と明記されていたことである。このほか，議論の過程では，輸入国が措置を検討する際には伝染病の性格と深刻度を考慮し，禁止措置の対象は輸出国の領域全体ではなく，病気に侵されている地域と侵されるおそれのある地域に限定すべきこと，貿易協定を締結する際にはあわせて検疫協定を締結することを義務付けることなども提案された。

フランス代表が持ち出したもう一つの提案は，米国で1919年から実施されている禁酒法制度に関するものであった。フランスは「積年の関心を持つ」国々の代表として米国によるワインの輸入禁止措置が「公衆衛生のための正当な措置」とは認められないとし，この旨を宣言として条約文書に付すことを提案した。この提案は，フランス，イタリア，ギリシャ，チリなど８か国による共同宣言として実現した。

動植物検疫や公衆衛生に関する紛争処理も焦点となった。経済委員会草案では，紛争の解決が当事国間では困難な場合には国際連盟理事会が任命した「専門組織」が問題の友好的解決のための勧告的意見を出すことができる規定を設けたうえで，法的な性格の紛争については当事国が求めた場合には国際司法裁判所に付託することができることとなっていた。本交渉での結論は，平常時の例外条項や特別異常時の例外条項についての紛争を，こうした手続の適用除外とすることであった。「経済問題に関与せず公衆衛生などに携わる官庁がこうした問題を国際規制のもとにおくことを欲しない態度」をとっており，平常時の例外条項に掲げられている諸措置を強制的な司法解決手続に服させないよう本国政府の正式な訓令を受けている参加国もあったこと等を理由に，時期尚早と判断された。異論もあった。大国と小国間の平等性の担保手段としての紛争処理手続の必要性を指摘するものや，動植物検疫や公衆衛生のための措置などについての紛争に関し「純粋に助言的な手続」の必要性を強調する意見も述べられた。

次いで，交渉の焦点は以上のルールでは救済できない品目を例外として「留保」することをどの程度まで認めるかに移ることになる。

(2)　留保品目交渉

多くの国々が参加する交渉で一つの合意が成立するためには，合意によって何らかの利益が得られるとの期待が満たされ，また自国の抱える問題が何らかの形で解決さ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

れるとの認識を，交渉参加国が持つことが必要である。しかしながら，このような必要条件を満たす共通のルールを見いだすことはしばしば困難である。この交渉の場合，主要な交渉参加国が平常時の例外条項で救済できない品目をそれぞれ持っていて，しかもこれを国内的に処理する用意がないことが明らかになった。当時世界最大の貿易国であった英国は，主要産業の一つであった繊維産業にとっての重要な原料である染料を国防の見地から輸入禁止する法律を1921年に制定しており（10年間の時限法であった），これを変更する用意はないと表明した。ドイツは英国が染料の貿易制限を撤廃しないのであれば，1919年に定めた法律に基づく石炭についての貿易制限を撤廃する用意はないとした。フランスもドイツが石炭を留保する以上，その製鉄業に対する脅威を防止する見地から屑鉄・金属屑の輸出禁止を留保するとした。米国については，軍需品として法律上貿易管理対象とされているヘリウムガスは平常時の例外条項の「軍需用品」に該当すると主張したが，フランスから民間飛行船にも用いられるものであるから該当しないと指摘され，これを留保品目とせざるを得ない立場に追い込まれた。こうして，主要貿易国がそれぞれ留保品目を表明することになった。

こうしたことから，経済委員会草案になかった留保品目条項が新たに設けられ，（ⅰ）３年程度の一時的例外品目または（ⅱ）貿易に影響がない品目のいずれかに該当するものに留保が認められることとなった。各国別に留保品目として認めるかどうかの「仕分け」が委員会，次いで全体会議の場で行われ，交渉参加国の承認が得られたものについて留保が認められた。

3　日本政府の交渉対応

日本政府がこの交渉でどのような対応をしたのかは，外務省外交史料館により公開されている外交文書[(注11)]により知ることができる。これによれば，日本政府の関心は，輸出入の禁止制限のための措置についてどのような国際ルールを作るのかではなく，どのようにして例外を認めさせるのかにあった。

準備プロセスでは，経済委員会草案について「国家存立の基本をなす重要産業の確立のために必要なとき」は条約の適用除外とするとの意見を提出した。しかし，何が「国家存立の基本をなす重要産業」であるのかの検討はされなかった。本交渉では，交渉会議開始の直前になって「国家存立の基礎となるべき重要産業を確立するため相当の保護を加える必要があるのみならず，国民の主要食料たる米は国民の多数が生産に従事し，かつわが国民特異の食料品たるをもって，この供給を円滑にし，生産の基礎を安固ならしむる必要」があり，これらは日本帝国にとって死活問題であることから，このための措置を「本件協約の適用より除外」するため，特別異常時の例外条項に「経済財政上国家の重大利益を保護するため」の措置を追加するよう訓令が発出さ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

れた。1918年の米騒動を経験して，米の供給の確保と価格の安定は当時の日本政府にとって政治的にも重要な課題であった。国内生産では需要を満たすことができず，朝鮮半島と台湾地域で米の増産が進められていた。その過不足分は英領インド，タイ，仏領インドシナなどからの「外米」で調節されていた。

しかし，交渉会議での主要国の関心は特別異常時の例外措置の発動をいかに制限するかであり，このような修文提案を出せる雰囲気ではなかった。また，現地の日本政府代表団から本省に打電したように，米の輸出を自由とする一方で輸入のみを禁止することはわが国の利益には合致するものの「多数国の国際会議において到底承認を得がたきことご承知の通り」であった。こうしたことから，米に加えて染料を平常時の例外条項の「軍需用品」として位置付けることが試みられたが，これも米国のヘリウムガスと同様失敗に終わった。残る道は留保品目とすることであった。難航の末，日本は米と染料を一時的な例外品目として留保することが認められた。日本政府は米に関する貿易制限措置は国際貿易に影響を及ぼさないとしたが，この主張が認められなかったことから，一時的な例外品目とせざるを得なかったのである。

今更言っても仕方のないことであるが，主要穀物が重要であるのは日本だけではなかった。この交渉で大きな役割を果たしたフランスでも主要穀物である小麦の国家管理が検討されており，1930年代に入ると多くのヨーロッパ諸国で穀物の国家管理が導入されることになる。条約草案の平常時の例外条項には国家貿易の対象品目も認められており，本交渉では現在国家貿易品目になっているものに加えて「将来国家貿易の対象とする予定の品目」も追加する修正がなされていた。これらの国々の主要穀物は平常時の例外条項の国家貿易品目に該当したから，わざわざ留保する必要はなかったのである。

日本政府の交渉記録から明らかなことは，交渉が行われることが予定され，交渉される内容が各国政府と民間業界団体の意見とともに明らかになっていたにもかかわらず，自国にとってどのような分野や品目が問題なのか，これらをどのようにするのかについて具体的な検討が行われていなかったことである。また，交渉で何が問題となっているのかを把握することも，交渉がどのようになってゆくのかについて「読み」を行うことなく，関心品目の国際ルールからの適用除外の実現に全力を集中した。本省と現地代表団ともに日本が植物検疫措置を行っていることは認識していたが，動物検疫措置をとっていることについての認識はなかった。交渉の結果勧告された動植物検疫に関する国際会議については，全く報告されていない。冷徹な情勢分析も交渉戦略もなかったのである。(注12)

(注11) 条約会議の報告書が外務省（1992a），関係公電が外務省（1992b）に収録されている。

(注12) この交渉会議については，通商自由化の見地から日本はこの条約の趣旨に賛成であったが，各国が留保や条件を多く付した等のこともあり，アド・レフェレンダムで署名し，「その後関係省

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

庁で審議した結果，条約の内容は甚だ不完全であるが，その主義は日本の主張と一致するものとして参加することとし」たとするもの（鹿島平和研究所（1972）186ページ），「戦後における世界の経済体制は制限主義に傾き，当初日本が主張したるがごとき無条件に輸出入制限撤廃を規定するがごとき国際条約の締結ははなはだしく困難となった」とするもの（日本学術振興会（1951）348ページ）など，実際の交渉経過とは全く異なる記述を行っているものがある。

4　条約のその後

以上の交渉ののち，1927年11月８日に条約と関連文書が調印された。しかし，留保品目はとりあえずの暫定的なものとされ，交渉参加国に翌1928年２月１日までに留保品目を追加する権利を認めるとともに，これに対する異議申し立てが許された。そのうえで，留保品目の確定と批准条件を決定するための会議が同年７月に開催され，補足協定が調印された。しかし，批准国数が発効要件を満たすことができなかったことから，未発効に終わった。(注13)

最大の理由は，世界経済が悪化に向かってゆくなかで，「政治的不安感」がこの条約を実施する意思よりも強かったことにあった。こうした状況は，「各国の保護政策はますます先鋭化し鎖国主義的な色彩が非常に濃厚となり」，「内においては関税引き上げ，輸入割当，為替管理，為替補償税等の実施ないしは金本位離脱または平価切り下げ等により輸入貿易を制限し輸出貿易を助長する措置を講じ，外に対しては右のような輸入制限措置をとる上の障害となる既存通商条約を廃棄して輸出入の均衡を調整し，またはブロック経済の発達を助成するような協定を締結する傾向を生じた」と端的に叙述されている。(注14)

(注13) 1929年９月末までに少なくとも18か国の批准が必要とされたが，批准国数がこれに達しなかった。日本，米国は批准を行った。

(注14) 来栖三郎（1936）７ページ。日本も外国の措置に対応して貿易の調整・通商擁護を行うため関税の増減または輸出入の禁止・制限を行うことができるようにする「貿易調節および通商擁護に関する法律」を1934年に実施した。

5　今日的な意義

第二次世界大戦後に発足したGATTでの動植物検疫や食品安全措置についてのルールは，1927年の「輸出入禁止制限撤廃条約」の規定をモデルに，①同様の条件下にある諸国間を恣意的ないし正当化できない差別待遇の手段となるようなやり方，または②国際貿易の偽装された制限となるようなやり方で適用しない，というものであった。人や動植物の生命や健康を保護するために必要な措置であれば，この要件を満たす限りGATTの基本原則――無差別，数量制限の原則禁止など――の例外とされた。これは「してはいけない」ことについての一般的なルールであり，「どのようにすべきか」の手掛りを与えるものではなかった。

GATTウルグアイ・ラウンドの結果成立した「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」（SPS協定）は，この分野について初めて具体的なルールを定めるものであった。この分野がこのラウンド交渉でとりあげられ，ルール化がなされた背景について，多

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

くの論述は，GATTにおいて関税水準が累次のラウンド交渉を通じて引き下げられてきた結果,「非関税措置」による問題がしだいに表面化し，また「非関税障壁」のなかでも動植物検疫・食品安全措置は他の措置が廃止ないしルール化されるにつれて輸入障壁としての問題がより目立つようになってきたことによるものであると説明している。(注15)

では，ウルグアイ・ラウンドが開始される60年近く前に行われた世界初の国際貿易交渉で動植物検疫や食品安全措置が大きな焦点となった事実はどう説明するのだろうか。また，なぜこれらの分野が国際貿易上の検討課題として認識されながら，SPS協定としてルール化されるまでに長い歳月が必要だったのだろうか。

第一に，動植物検疫や食品安全措置は，交渉対象とするには難しい分野であった。関税のように「小出し」にしたり,「足して２で割る」分配型の交渉は考えられなかった。また関税交渉と違い，交渉結果の金銭的な評価も困難である。1927年の交渉では関税は主権問題にかかわると判断され，交渉対象として「非関税措置」がとりあげられたものの，その実態について十分な検討がなされていたわけではなかった。こうしたこともあって，撤廃する対象を特定するのでなく，撤廃しなくてもよいものをどのような条件で例外として認めるかの「消去法」アプローチがとられた。成文化交渉が各国間の利害調整の「帳尻」を留保品目として認める交渉に転化したのは，いわば必然であった。また，撤廃された禁止制限措置が高関税によって置き換えられることを防ぐ手段もなかった。まず関税問題を正面からとりあげなければならなかったのである。

第二に，動植物検疫や食品安全措置については，そもそも交渉対象とすべきでないとの考え方があった。1927年の交渉の際には，各国政府の自由度に何らの制約も課されるべきではないとする考え方と，何らかのルールを設けるべきとする考え方の対立があった。「輸出入禁止制限撤廃条約」とこれを承継したGATT第20条の規定は，この二つの考え方の妥協の産物としてのいわば最低限のルールを定めたものであった。GATTの場で動植物検疫や食品安全措置が検討課題としてとりあげられたのは，東京ラウンドへの準備交渉プロセスにおいてであった。(注16) アプローチとして，この分野の「各国の措置をリストアップしたうえで関税のように交渉して譲許する」ものと,「貿易への影響をできるだけ少なくする見地から行動規範ないしガイドラインを定める」ものの二つが考えられ，結局東京ラウンド交渉では鉱工業品分野も含めたルールとして「貿易に対する技術的障害に関する協定」（スタンダード・コード）が合意されることになった。ウルグアイ・ラウンドへの準備交渉プロセスでは，1984年にこの分野を農産物市場アクセスや農業補助金とともに農業交渉の対象とすることが実質的に決まった(注17)後も，同様の議論が繰り返された。

第三に，動植物検疫や食品安全措置につ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

いては，どのようなルールを作るのかの具体的な手掛りが容易に見いだせなかった。「輸出入禁止制限撤廃条約」の「恣意的な差別」や「偽装された制限」の禁止，さらにGATTで加えられた「正当化できない差別」の要件と，病虫害の発生状況等によって輸入禁止制限措置をとらざるを得ない現実との接点を見いだしたうえで，ルールとして定式化する「鍵」が容易に発見できなかったのである。その答えがSPS協定の基本概念である「調和」と「科学」であった。(注18) SPS協定は，GATTという貿易ルールと関連する国際機関によって形作られてきた国際基準などの国際的な枠組みの二つが統合されたものである。1927年当時も，ジュネーブ国際経済会議報告でこの分野についての専門国際機関による「科学的な取り組み」の重要性が期待されていたものの，この当時は動物検疫に関する国際機関が設立されたばかりであった。ウルグアイ・ラウンドが開始された時点でも関連国際機関の発達度に差はあったものの，GATTの場で動植物検疫や食品安全措置の分野のルール化がとりあげられ，関連する国際機関とその国際基準の重要性が認識されることにより，後者の活動も一層活発化するようになった。

国際社会がますます相互依存関係を深めるなか，世界共通の普遍的なルールの重要性は一層高まってきている。貿易分野のルール形成の場は国際貿易交渉であるが，SPS協定に象徴されるように貿易ルールのみによってではなく，関連する国際機関による国際基準作成の取り組みとの統合により国際ルールが作り出されるようになってきていること，このような国際ルール形成は単に「貿易自由化交渉」と呼ぶには余りに複雑な様相を呈するに至っていることを認識しなければならない。

(注15) 例えば，Van den Bossche (2008) は関税，数量制限がWTOのもとでより効果的に規律されるようになってきたことから，スタンダード，動植物検疫・衛生措置のような“residual”な「非関税障壁」の重要性が増し，関税・数量制限よりも国際貿易においてより問題化するようになったとしている（461，741ページ）。Cottier (2005) は「貿易への障壁」を3つの世代に分類し，関税を第1世代の貿易障壁，数量制限，技術的規格・基準，表示要件，自主的貿易規制など「灰色措置」を第2世代の貿易障壁，そして1980年代からみられるようになった第3世代の貿易障壁として国内農業支持，サービス・投資規制，知的所有権保護を挙げたうえで，他の非関税障壁が廃止されるかルール化されるようになってきたなかで，しだいに市場アクセスへの影響が目立つようになってきたとしている（741ページ）。この分類法によればSPS措置は第3世代に属する。

(注16) 1974年2月18日付のGATT事務局文書(MTN/3E/W/2)で初めて“Sanitary and Phytosanitary”の表現が用いられた。

(注17) Committee on Trade in Agriculture: Recommendations Adopted by the Committee Meeting at Senior Policy Level on 15 November 1984 (L/5732) 直後に開かれたGATT閣僚会合でこの勧告が採択され，新ラウンドでの農業交渉に向けて準備作業が本格化した。

(注18) これらの概念がどのようにウルグアイ・ラウンドSPS交渉のなかで成文化されていったのかについては拙稿（2012a），SPS協定発効後の紛争事案の紛争処理パネル・上級委員会報告でこれらの概念に関する規定がどのように解されたのかについては拙稿（2012b）を参照されたい。

<引用文献>

・Charnovitz, S. (1991) “Exploring the Environmental Exceptions in GATT Article XX,” *Journal of World Trade*, Vol. 25, available at www.charnovitz.org/JWT.htm (as of April 1, 2010)

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

・Cottier, Th. (2005) “The Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights,” in Macrory, P.F.J., Appleton, A.E. and Plummer, M.G. (eds.), *The World Trade Organization: Legal, Economic and Political Analysis*, Volume I , Springer
・Ebbels, D.L. (2003) *Principles of Plant Quarantine*, CABI Publishing
・League of Nations (1927) *Abolition of Import and Export Prohibitions and Restriction, Commentary and Preliminary Draft International Agreement drawn up by the Economic Committee of the League of Nations to serve as a Basis for an International Diplomatic Conference* (League of Nations)
・Shonfield, A. (1976) “International Economic Relations of the Western World: An Overall View” Part I in Shonfield, A. (ed.) *International Economic Relations of the Western World 1959-1971*, Oxford University Press
・Van den Bossche, P. (2008) *The Law and Policy of the World Trade Organization, Text, Cases and Materials*, Cambridge University Press
・Winham, G.R. (1992) *The Evolution of International Trade Agreements*, University of Tronto Press
・上田貞次郎，志立鉄次郎，佐藤寛次，成瀬義春，高島誠一，倉橋藤治郎（1927）『国際経済会議と其問題』同文館
・外務省（1992a）『日本外交文書　昭和期国際連盟経済関係会議報告書集第1巻』外務省外交史料館
・外務省（1992b）『日本外交文書　昭和期Ⅰ（昭和２年～６年）第２部第２巻（国際会議関係）』外務省外交史料館
・鹿島平和研究所（1972）『日本外交史　第14巻　国際連盟における日本』鹿島平和研究所
・来栖三郎（1936）「本邦通商政策の基調」外務省通商局編『現下の我が通商問題』日本国際協会
・国際連盟協会（1928）『国際経済会議の決議』国際連盟協会
・日本学術振興会編・外務省監修（1951）『条約改正関係日本外交文書　別冊――通商条約と通商政策の変遷』世界経済調査会
・林　正徳（2012a）「WTO衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）における『科学』と『調和』概念の形成について」『横浜国際社会科学研究』第16巻第４・５号，１月
・林　正徳（2012b）「WTO衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）に関する紛争事案パネル・上級委員会報告における『科学』概念関連規定の解釈について」『横浜国際社会科学研究』第17巻第２号，８月

（はやし　まさのり）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

情勢

U・Iターンで活性化する海士町

理事研究員　石田信隆
研究員　寺林暁良

はじめに

隠岐諸島は，島根半島の沖合約60kmに位置する。海士（あま）町は，その一つ中ノ島にある，人口約2,400人の離島の町である。人口はピーク時の３分の１にまで減少し，高齢化率は39％で，10年ほど前までは「超過疎化・超少子高齢化・超財政悪化」の町であった。

その海士町に，Uターン・Iターンで定住する人が増えている。新しい挑戦を始めて以来215世帯327人のIターン者が海士町に定住し，定着率も７割にのぼっている（2004～2011年）。入ってきた若者たちによって町の経済やコミュニティが活性化し，新しい事業が起業され，町の財政も改善されてきた。統合寸前であった高校は県外からも志願者が増えて学級が増えた。「最後尾から最先端へ」と呼ばれるようなダイナミックな変化が起きている。

農林中央金庫が一橋大学で実施している寄附講義「自然資源経済論」プロジェクトのメンバーは，2012年６月，この海士町を訪問した。このプロジェクトは，豊かな自然資源に依存する農林水産業とそれに依拠する地域社会の持続可能な発展の道を考える研究と講義を行うもので，海士町の実践は大きな参考になると思われたからである。

本土から約３時間かけて着いたフェリーを迎える海士町の玄関口は，第３セクター（株）ふるさと海士が運営する「承久海道キンニャモニャセンター(注1)」である。木造の，周囲の自然にぴったりとマッチするこの建物は，またおしゃれな雰囲気も漂わせている。「ないものはない」というポスターがにぎやかに張られたなかで，到着した人たちはたくさんの笑顔によって迎えられる。

このようにして島を訪れた私たちは，海士町にIターンした若者たちによる事例報告，意見交換会，山内道雄町長による講演会，起業の現場訪問など，海士町を「まるごと体験」させていただいた。以下はその

「承久海道　キンニャモニャセンター」の内部

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

報告である。

（注１）キンニャモニャとは同町発祥の民謡で，毎年８月には，これに合わせてしゃもじ踊りを行う「キンニャモニャ祭」が盛大に開催されている。

１　海士町行政の取組みと地域再生戦略

海士町で続けられてきた挑戦は，02年に就任した山内町長が開始した思い切った行財政改革と自立して生き残るための戦略によって，新しい展開へのかじを切ることとなった。

山内町長は，「役場は住民サービス総合株式会社である」として職員の意識改革を図るとともに，当時構想されていた島嶼（とうしょ）同士の町村合併にはメリットがないとして，合併協議を解消し，単独町制での生き残りを決断した。しかし，国の財政改革もあり町の財政は放置すれば破綻すら懸念される状況であった。このため，町は，短期の守りの戦略と中・長期の攻めの戦略を構築し，実践に移していった。

守りの戦略は，徹底した行財政改革である。「自ら身を削らない改革は支持されない」との信念のもと，町長は自らの給与削減を申し出たところ，職員や議会からも自主的に給与削減の申し出があり，町長50％，三役50～40％，職員平均22％の給与カットが実施された。その後一部減額分を復元しつつ，現在も継続されている。

これは住民の意識を大きく変え，バス料金の値上げや補助金返上，各種委員の日当減額の申し出などが相次いだ。「危機感の共有」が行われたのである。そして，それによって生まれた財政的余裕の一部は，子育て支援などの，目に見える前向きの事業に生かされていった。

攻めの戦略は，海士町の豊かな資源を生かし，島に産業を創り，雇用を増やし，島への資金流入を図り，島を活性化することを目指す。

そのために，「現場第一主義」の体制作りとして，産業振興と定住対策を重点とする人員のシフトが行われた。また，交流促進課（観光・定住対策），地産地商課（１次産業振興），産業創出課（新たな産業の創出）を設置し，これを現場重視のためにキンニャモニャセンターに置いた。これらの課では，お正月を除き土日・休日も含め，早朝６時から夜７時まで業務が行われている。

さらに，「島まるごとブランド化」による地域再生戦略が，次々に実践されていった。後にとりあげるさざえカレーやイワガキなどの事業であるが，これらを実践するうえで町はたくさんの役割を果たしている。その大きな特徴は，島外から若者を呼び込み，彼らと力を合わせ，よい相乗効果を出しつつ，新しい事業を進めていることである。

町は1998年度に「商品開発研修生」制度を設け，地元の地域資源にスポットをあてた商品開発に取り組んでもらっており，そこから定住者も生まれている。また，新しい事業に取り組む人はＩターン者が多いが，町は積極的にＩターンのPRをするとともに，Ｉターン者には住宅の提供，就業あっせん，

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

Iターン者用の町営住宅

町が施設を所有しての起業支援など，多様な支援を行っている。

以下，海士町で起きていることを具体的に見ていく。

2 「最後尾から最先端へ」をけん引するプロジェクト

(1)「島じゃ常識さざえカレー」の商品化

海士町のような離島地域は，産業基盤のぜい弱さや生活環境整備の遅れから「条件不利地域」と呼ばれることも多い。しかし，島の人的資源と自然資源を活用して新たな産業を作り出すという攻めの戦略は，着実に島を「最後尾から最先端へ」と導いている。

その戦略から生まれた商品の第１弾は，「島じゃ常識さざえカレー」というレトルトカレーである。この開発事業は，97年にJA隠岐どうぜん女性部が中心となって始めたが，商品化の過程では，海士町の「商品開発研修生」も大きな役割を果たした。

町民にとって，島の周囲でとれるサザエをカレーに入れることは「常識」である。しかし，島外の人々にとってサザエの入ったカレーは珍しいし，贅沢にさえ映る。「よそ者」の視点で島の魅力を商品化し，それを島外へ売り出す，という島の産業スタイルの先駆けとなったさざえカレーは，現在も年間約３万個を売り上げるヒット商品となった。

(2) イワガキ「春香」の養殖

次の産業創出の取組みは，海士町の自然環境を生かしたイワガキの養殖である。これは，隣接する西ノ島でイワガキの稚貝育成に成功したことをきっかけに，2000年にＵ・Ｉターン者と地元漁師とが協力して，海士いわがき生産（株）を設立したことに始まる。

同社が養殖場を構える保々見湾は，日本名水百選にも選ばれた「天川の水」が注ぎ込み，イワガキの成長に不可欠な栄養分も豊富である。流通量の多いマガキの旬が冬なのに対し，イワガキの旬は３～５月であ

保々見湾のイワガキ養殖場

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ることから，商品には「春香」というブランド名が付けられている。

海士町は，この取組みを支援するため，01年にイワガキの共同作業・出荷施設を建設した。施設の建設費は7,000万円であったが，その６割に当たる4,200万円は沿岸漁業漁村振興構造改善事業及び漁業経営担い手対策事業として国庫補助金を受け，残金は元利償還金の７割が地方交付税に算入される過疎対策事業債（過疎債）で賄ったため，実質的な町の負担はごくわずかに抑えられている。

「春香」の主な出荷先は評価の厳しい首都圏市場であるが，当初は販売面の壁に突き当たった。そこで生産者自ら首都圏のレストラン等を訪問して直接の販路開拓に力を注いだ。その結果首都圏で好評価を勝ち得たことで，さらなるブランド価値の向上につながり，創業当初約６万個だった出荷量は，11年には24.5万個にまで拡大した。これもまた，Ｕ・Ｉターン者が海士町の自然をうまく活用し，商品開発を成功させた事例である。

(3)　(株）ふるさと海士の事業

海士町は，島内外の人的交流と島の自然資源の付加価値を高めるため，05年に第３セクター（株）ふるさと海士を設立した。同社は，前述の「承久海道　キンニャモニャセンター」のほか，冷凍食品の加工・製造事業所であるCAS凍結センター，塩の製造事業である海士御塩司所（あまおんしおつかさどころ）という２施設の運営も行っている。

各施設とも，イワガキ生産施設と同様に，建設費用の約５割に国庫補助金を受け，残りを過疎債あるいは辺地対策事業債（辺地債）で賄う方式で建設されている。

a　CAS凍結センター

05年に稼働したCAS凍結センターは，細胞を破壊せず，生鮮の風味を保つことのできる特殊冷凍技術であるCAS（Cells alive system）によって島の農水産物を冷凍・加工する施設である。

海士町は離島に位置するがゆえ，本土の卸売市場へ出荷する途中で鮮度が落ちてしまい，せっかくの漁獲物が安く買いたたかれてしまうことも多かった。そこで，遠隔地に自慢の海産物を新鮮なまま届けるための秘策としてCASが導入されたのである。また，CASの強みはそれだけではなく，旬以外の季節でも生鮮な海産物を提供できるという付加価値も生み，漁業者の所得向上にも寄与している。

CAS冷凍は，イワガキ「春香」やシロイカ，タイなどの魚介類だけではなく，岩がきご飯やさざえご飯などの加工食品にも活用されており，「島風便」ブランドとして全国各地に出荷されている。売上高も10年には１億円に迫るなど好調である。海士町のCASの取組みは，新たな技術の導入によって離島というハンディを克服し，むしろ新たなビジネスチャンスを生みだした好事例である。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

b　海士御塩司所

05年には，天然塩「海士乃塩」の生産事業も始まった。隠岐の海産物は，奈良時代に朝廷へ献上されていた記録も残っているが，献上品の保存に不可欠だったのが塩である。こうした歴史的・文化的なつながりを生かし，「商品開発研修生」として島に入り，その後Ｉターンした若者が中心となって，天然塩のブランド化に取り組んだのである。海士御塩司所と名づけられた製塩所も，古風でおもむき深い造りとなっている。

「海士乃塩」は，それ自体をブランド塩として単独で売り出すだけではなく，各集落で梅干しや塩辛などの新たな商品開発にも活用されている。塩はほとんどの食品加工に不可欠であるため，島の産品の高付加価値化に大きな役割を果たすことが期待されている。

また，海士御塩司所は，塩づくり体験施設も兼ねており，島外からの訪問者との重要な交流拠点施設にもなっている。

(4)　隠岐牛の肥育

民間主導の産業創出も始まっている。04年には新たな産業と雇用の場を創出するため，地元建設会社が（有）隠岐潮風ファームを立ち上げ，和牛の肥育を柱とする新規事業を始めた。

子牛生産は従来から海士町の産業の１つであり，ここから出荷された子牛は，本土の各産地で松坂牛や但馬牛などの有名和牛として肥育されている。この素質の良い牛を海士町内で肥育することによって「島生まれ，島育ち」の隠岐牛ブランドを確立させ，島の産業活性化に役立てようというのである。

この取組みを支援するため，海士町は同年，島全体に事業者でも農地を扱える国の「潮風農業特区（構造改革特区）」の認定を受けた。

隠岐牛は，イワガキ「春香」などと同様，あえて品質競争の激しい東京の食肉市場に出荷されている。潮風のミネラルを含んだ放牧地の牧草をはみ，島の崖地で足腰を鍛えた「隠岐牛」の肉質は良好であり，枝肉格付けで上物とされるＡ４等級・Ａ５等級の比率は合わせて８割を超えている。生産体制も軌道に乗り，毎月12頭を継続出荷できるようになったことで，ブランドとしての認知度も高まっている。

隠岐牛のブランド価値が高まるなかで，地元市場での子牛単価も上昇するなど，地元畜産農家にとってもプラスになっているほか，隠岐牛の担い手になることを希望してＩターンする若者も出始めている。

(5)　隠岐産干しナマコの輸出

今後の拡大が期待されるのが，（株）たじまやの隠岐産干しナマコの製造・輸出事業である。この事業は，一橋大学を卒業して民宿で働くためにＩターンした若者が興したもので，09年からは中国への輸出を本格的にスタートした。

海士町は，先の事例と同様の方式でナマコ処理加工施設を建設することで，この取組みを支援している。また，町はナマコや

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

海藻の種苗生産技術の確立を図るため，研究者が常駐する海藻資源研究施設も建設し，海洋資源の持続可能な利用に向けた体制を整えている。

Ｉターン者が始めたナマコの事業は，地元漁師の新たな収入源にもなっており，漁獲量も着実に増加している。ここでも，若いU・Ｉターン者の活躍が，地元の人々の奮起にもつながるという相乗効果が起こっているのである。

3　成果をあげる人づくり

(1)　都市の学生との交流

海士町は，（株）ふるさと海士と一体となって都市圏で販路拡大を進めることで築かれた人的ネットワークを生かし，都市農村交流を進めてきた。都市圏の教育機関や企業等からの研修・視察旅行は，多い月には10団体を超えることすらある。都市との交流を積極的に進めることは，都市の人々に海士町の魅力を知ってもらい，海士町ブランドを振興するとともに，新たなＩターン者の獲得などにもつながっている。

また，町立海士中学校の生徒たちが都市を訪れる交流事業である「逆出前授業」も大きな成果をあげている。これは，修学旅行で一橋大学や東京大学，京都造形芸術大学といった都市圏の大学を訪れた生徒が，大学生や市民を対象に，海士町についての講義を行う取組みである。

「逆出前授業」は，都会の学生に海士町の魅力を知ってもらうよい機会となるだけではない。むしろ生徒自身が海士町のことを島外の視点で見直し，その魅力を再発見することにこそ大きな成果がある。都市の学生との交流は，海士町の生徒にとっても，ふるさとについて考え直す確かな刺激になっている。

(2)　島前高校魅力化プロジェクト

島の未来を担う人づくりの集大成ともいえるのが，島根県立隠岐島前（どうぜん）高等学校（以下「同校」という）の魅力化プロジェクトである。

海士町に位置する同校は，隠岐諸島の島前３島で唯一の高校である。しかし，20年ほど前までは70人程度いた同校の入学生は，08年には30人弱にまで減少し，統廃合の寸前まで追い込まれていた。教職員数も減り，一部科目が履修できないなど，生徒の教育上の不利も生じた。同校がなくなれば中学卒業と同時に島外へ進学せざるを得なくなり，子どもを抱える家庭の家計への影響も大きい。

そこで島前３市町村は，同年に高校改革を推進する「島前高校魅力化の会」を発足させ，教員や保護者も加わって魅力化プロジェクトを始動した。海士町教育委員会の高校魅力化プロデューサーとして同プロジェクトをけん引するのは，有名企業で社会教育事業を担当していた経験を持つＩターン者である。

プロジェクトの１つめの成果は，進路に応じた２つのコースを設けたことである。「地域創造コース」は，島ならではのカリ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

キュラムをもとに，地域社会で自立・活躍する地域起業家としての能力を養成するコースである。一方の「特別進学コース」は，少人数集中指導やインターネット・衛星システムによる補習受講などによって，徹底的に学力を伸ばすコースである。

２つめの成果は，島外から生徒を受け入れる「島留学制度」を開始したことである。現在では約３割が島前地区以外からの入学者であり，全国各地から多様な価値観が出会うことで，よい刺激と競争にもつながっている。

メリハリある個性的な２つのコースを用意し，島留学を積極展開した結果，同校の生徒数は徐々に増え，12年度には離島としては異例なことに，２学級への学級増を果たした。同校を巣立った個性的かつ優秀な学生たちは，海士町活性化の担い手として近い将来に活躍してくれることだろう。

おわりに

海士町で会った若いＩターン者の方々は，とても生き生きとして，生きがいにあふれていた。総じて高学歴で，著名企業に勤務していた人も少なくない彼ら・彼女らはなぜ海士町に来たのか。そこに共通するのは，事前に調べて海士町を選んで来たというよりは，むしろ，たまたま海士町との接触ができ，ここには自分のやりたいこと，やりがいがありそうだ，と思ってＩターンしたということである。09年に策定された第４次海士町総合振興計画「島の幸福論」は徹底した住民参加によって策定され，海士町の戦略が具体的に盛り込まれているが，Ｉターンした若者たちの話を聞いていると，海士町がまさに，豊かで美しい自然，温かいコミュニティ，固有の文化を生かして幸せを追求する場になっていることを実感させられた。

次に印象に残ったことは，この島で生じているダイナミズムである。町行政の痛みを伴う改革が町民の意識を変え，Ｉターンした「よそ者」と従来の町民との間の相互作用が新しい発展を呼び，Ｉターンした若者に刺激を受けてまた新しい若者がやってくるという，よい動きが生まれている。

では，なぜこのようなダイナミズムが生まれたのか。その要因として，２点を指摘しておきたい。

一つは，小さな離島であるからこそ，行政や人々の動きがお互いに見えやすく，コミュニケーションを通して島内に伝わりやすいことである。島内で起きていることが伝わり合い，刺激し合うためのよい「場」となっている。そのようにして活発な相互作用が生じることによって，離島という不利な条件を有利な条件に変えることができているといえよう。

二つ目は，町の職員が，これらの相互作用が起きるための仲立ち，いわば触媒としての役割をよく果たしていることである。山内町長が就任当初から手掛けた意識改革の成果がよく表れている。

こうして海士町は，町政の指針とする「自立・挑戦・交流～そして人と自然が輝

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

く島」に向けて確かな足取りを歩んでいるように思われる。全国的に地域経済やコミュニティの困難さが目につく今日，離島という大変困難な条件のなかで最先端をめざす海士町の挑戦からは，学ぶところがたくさんあると思われた。

最後に，この海士町訪問は，同町の取組みに長く関わってこられた保母武彦島根大学名誉教授のご支援によって実現した。厚くお礼申しあげたい。

（いしだ　のぶたか，てらばやし　あきら）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

［訂　正］

前月号（2012年11月号・通巻801号）「多様化する新規就農者の動向と就農支援の取組体制」に誤りがありました。お詫びして，訂正いたします。

頁	所在	誤	正
22	本文右側上から7行目(注9)の2行目	門間**俊**幸編	門間**敏**幸編

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2012

A4判，180頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか，農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

〈頒布取扱方法〉

編　　集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794

発　　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱…農林中金ファシリティーズ（株）系統サポート部
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8　TEL 03(5295)7580
FAX 03(5295)1916

〈発行〉 2012年12月

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

統　計　資　料

目　　次

1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(71)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(71)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(71)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(72)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定　……(72)
6. 農業協同組合　主要勘定　……(72)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定　……(74)
8. 漁業協同組合　主要勘定　……(74)
9. 金融機関別預貯金残高　……(75)
10. 金融機関別貸出金残高　……(76)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3233）7745
ＦＡＸ 03（3233）7794

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字　「Ｐ」速報値

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2007. 9	**39,782,801**	**4,659,654**	**20,104,942**	**804,415**	**41,526,270**	**11,993,797**	**10,222,915**	**64,547,397**
2008. 9	**38,098,695**	**5,031,163**	**13,817,848**	**2,040,087**	**32,927,297**	**8,446,077**	**13,534,245**	**56,947,706**
2009. 9	**37,973,708**	**5,441,135**	**24,055,465**	**1,156,375**	**43,158,694**	**11,594,985**	**11,560,254**	**67,470,308**
2010. 9	**39,237,598**	**5,576,231**	**25,131,728**	**817,123**	**46,042,647**	**12,142,184**	**10,943,603**	**69,945,557**
2011. 9	**41,590,419**	**5,246,668**	**21,542,196**	**3,387,499**	**39,529,581**	**14,475,040**	**10,987,163**	**68,379,283**
2012. 4	42,959,002	5,079,690	22,106,683	1,603,847	45,976,841	14,770,506	7,794,181	70,145,375
5	43,003,367	5,036,356	21,048,742	339,895	45,824,855	15,165,418	7,758,297	69,088,465
6	43,189,224	4,995,223	22,878,064	1,876,542	45,477,254	15,156,477	8,552,238	71,062,511
7	43,039,546	4,947,742	21,255,028	1,784,859	42,873,246	15,695,023	8,889,188	69,242,316
8	43,162,601	4,904,809	22,663,355	3,339,030	44,790,290	15,913,424	6,688,021	70,730,765
9	43,186,231	4,858,349	24,132,523	611,315	44,806,147	15,883,042	10,876,599	72,177,103

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2012年9月末現在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	36,091,608	-	434,093	924	187,782	-	36,714,407
水産団体	1,257,045	-	64,522	1	11,213	-	1,332,781
森林団体	1,655	9	3,501	19	106	-	5,290
その他会員	937	-	3,258	-	-	-	4,195
会員計	37,351,244	9	505,374	944	199,101	-	38,056,673
会員以外の者計	209,601	85,711	284,025	80,797	4,464,804	4,620	5,129,559
合計	**37,560,845**	**85,720**	**789,400**	**81,741**	**4,663,905**	**4,620**	**43,186,232**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計　186,406百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2012年9月末現在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	58,242	84,452	56,949	-	199,643
	開拓団体	79	14	-	-	93
	水産団体	9,071	6,115	5,983	23	21,192
	森林団体	2,239	6,039	1,670	10	9,958
	その他会員	367	740	20	-	1,127
	会員小計	69,997	97,361	64,622	33	232,013
	その他系統団体等小計	65,023	24,782	43,315	79	133,199
	計	135,020	122,143	107,937	112	365,212
関連産業		2,067,627	43,622	1,130,046	4,626	3,245,921
その他		12,135,148	3,307	133,455	-	12,271,910
合計		**14,337,795**	**169,072**	**1,371,438**	**4,738**	**15,883,043**

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

4. 農林中央金

（貸方）

年月末	預金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2012. 4	6,137,572	36,821,430	42,959,002	-	5,079,690
5	6,051,919	36,951,448	43,003,367	-	5,036,356
6	5,906,781	37,282,443	43,189,224	500	4,995,223
7	5,632,812	37,406,734	43,039,546	-	4,947,742
8	5,677,050	37,485,551	43,162,601	2,000	4,904,809
9	5,625,276	37,560,955	43,186,231	-	4,858,349
2011. 9	5,635,009	35,955,410	41,590,419	-	5,246,668

（借方）

年月末	現金	預け金	有価証券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2012. 4	43,815	1,560,031	45,976,841	18,643,730	127,610	-	172,536
5	86,846	253,048	45,824,855	18,999,247	132,823	-	166,958
6	57,278	1,819,264	45,477,254	18,373,666	33,763	-	159,389
7	49,427	1,735,431	42,873,246	16,156,761	33,791	-	166,266
8	75,556	3,263,473	44,790,290	17,442,605	34,748	-	172,689
9	47,816	563,498	44,806,147	16,532,974	34,731	-	169,071
2011. 9	146,836	3,240,662	39,529,581	14,762,729	20,031	-	160,155

（注） 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信用農業協同組

年月末	貸方				
	貯金		譲渡性貯金	借入金	出資金
	計	うち定期性			
2012. 4	54,065,569	52,564,912	937,645	913,110	1,764,850
5	53,956,816	52,647,709	981,512	913,111	1,764,850
6	55,067,475	53,388,452	903,301	913,110	1,775,199
7	55,175,686	53,623,518	931,631	913,107	1,789,514
8	55,227,361	53,648,626	980,567	913,106	1,791,107
9	54,895,018	53,560,458	886,283	913,107	1,791,483
2011. 9	54,307,435	52,860,630	891,125	859,224	1,758,214

（注） 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農業協同組

年月末	貸方				
	貯金			借入金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2012. 3	27,609,828	60,586,440	88,196,268	558,527	388,119
4	27,964,813	60,663,177	88,627,990	574,659	404,344
5	27,548,877	60,852,484	88,401,361	594,099	422,658
6	27,927,245	61,781,405	89,708,650	566,259	395,440
7	27,270,029	62,232,496	89,502,525	589,702	419,887
8	27,562,828	62,230,786	89,793,614	562,794	391,315
2011. 8	26,882,539	61,220,458	88,102,997	516,243	342,073

（注） 1 貯金のうち当座性は当座･普通･貯蓄･通知･出資予約･別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金･譲渡性貯金･定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
642,000	5,850,872	3,425,909	12,187,902	70,145,375
692,000	5,578,047	3,425,909	11,352,786	69,088,465
635,000	6,799,513	3,425,909	12,017,142	71,062,511
588,373	6,608,809	3,425,909	10,631,937	69,242,316
478,000	6,620,406	3,425,909	12,137,040	70,730,765
531,000	6,163,289	3,425,909	14,012,325	72,177,103
554,000	5,551,883	3,425,909	12,010,404	68,379,283

貸出金				コール・ローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
13,220,466	1,372,222	5,280	14,770,506	570,000	7,096,572	70,145,375
13,639,876	1,354,350	4,232	15,165,418	523,947	7,101,528	69,088,465
13,617,011	1,374,917	5,159	15,156,477	1,333,000	7,185,475	71,062,511
14,178,950	1,345,748	4,056	15,695,023	1,134,223	7,721,175	69,242,316
14,429,397	1,307,446	3,891	15,913,424	620,000	6,033,274	70,730,765
14,337,794	1,371,437	4,738	15,883,042	973,877	9,867,992	72,177,103
12,999,483	1,310,943	4,458	14,475,040	930,000	10,037,133	68,379,283

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
64,011	32,218,586	32,135,963	-	404,650	17,301,170	6,811,991	1,512,253
60,615	32,138,581	32,051,297	2,000	421,212	17,310,428	6,804,195	1,502,498
64,069	33,405,696	33,325,638	2,000	423,686	17,192,065	6,767,162	1,503,626
66,643	33,410,908	33,327,721	2,000	425,468	17,190,449	6,780,632	1,498,849
60,076	33,548,997	33,465,967	2,000	424,972	17,320,537	6,746,670	1,499,228
57,991	33,222,076	33,123,819	-	425,363	17,134,574	6,809,590	1,472,380
55,933	32,253,619	32,152,270	2,000	426,510	17,239,788	6,795,894	1,517,149

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫(農)貸付金	
369,658	60,507,659	60,258,934	4,950,681	1,762,651	23,524,447	221,351	714
382,425	61,233,018	60,984,276	4,820,010	1,667,529	23,391,118	220,532	713
388,407	60,988,101	60,735,192	4,766,520	1,638,807	23,403,878	220,092	713
393,345	62,270,685	62,037,320	4,712,718	1,598,768	23,392,422	220,916	713
409,331	62,185,617	61,957,237	4,722,556	1,616,973	23,409,972	220,715	713
400,949	62,321,688	62,085,733	4,826,925	1,713,118	23,380,510	221,082	713
396,313	60,707,026	60,443,645	4,842,066	1,642,527	23,759,367	236,314	718

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2012．6	2,121,132	1,457,633	8,902	56,554	13,197	1,434,629	1,413,176	139,712	566,355
7	2,113,480	1,455,157	8,902	56,574	14,123	1,418,919	1,397,007	140,328	569,837
8	2,118,473	1,462,022	8,901	56,700	14,035	1,424,441	1,403,245	141,470	569,542
9	2,116,239	1,456,419	8,900	56,700	12,868	1,433,126	1,412,143	141,467	569,200
2011．9	2,061,677	1,395,879	6,439	56,548	13,436	1,352,952	1,331,398	146,440	574,568

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち公庫(農)資金	
2012．4	871,541	518,100	133,736	102,152	121,826	6,849	839,610	828,698	2,398	206,704	12,587	145
5	872,017	518,160	137,208	104,531	120,259	7,241	832,266	821,584	2,484	210,869	12,658	145
6	876,883	523,377	139,575	106,222	120,324	6,763	838,933	827,722	2,284	211,342	12,662	145
7	874,458	520,507	140,045	106,699	120,297	7,643	830,555	819,390	2,084	212,507	12,745	145
2011．7	887,974	536,009	149,109	118,024	117,537	7,156	838,519	827,446	2,710	216,020	7,936	151

（注） 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2009. 3**	**833,096**	**508,917**	**2,575,584**	**2,002,165**	**560,995**	**1,154,531**	**163,634**
	2010. 3	**844,772**	**511,870**	**2,633,256**	**2,072,150**	**567,701**	**1,173,807**	**167,336**
	2011. 3	**858,182**	**526,362**	**2,742,676**	**2,124,424**	**576,041**	**1,197,465**	**172,138**
	2011. 9	876,612	543,074	2,668,955	2,145,286	585,530	1,223,774	176,995
	10	880,916	534,341	2,644,245	2,140,909	582,972	1,225,081	176,816
	11	880,500	534,699	2,695,341	2,143,822	583,691	1,222,801	176,589
	12	891,142	541,707	2,673,692	2,167,776	592,373	1,236,065	178,638
	2012. 1	885,399	538,268	2,682,451	2,150,149	586,019	1,227,326	177,776
	2	886,678	539,244	2,682,553	2,154,644	587,888	1,230,955	178,466
	3	881,963	533,670	2,758,508	2,207,560	596,704	1,225,885	177,766
	4	886,280	540,656	2,724,868	2,209,213	597,368	1,242,242	179,647
	5	884,013	539,568	2,751,255	2,190,264	590,938	1,234,790	178,957
	6	897,086	550,675	2,727,744	2,215,090	599,105	1,247,751	181,206
	7	895,026	551,757	2,711,070	2,187,118	593,033	1,241,301	180,508
	8	897,936	552,274	2,691,614	2,190,955	593,550	1,244,745	181,313
	9	P 895,110	548,950	P 2,717,819	P 2,210,830	P 594,075	1,250,282	182,598
前年同月比増減率	**2009. 3**	**1.5**	**△0.2**	**2.0**	**2.3**	**1.0**	**1.5**	**0.2**
	2010. 3	**1.4**	**0.6**	**2.2**	**3.5**	**1.2**	**1.7**	**2.3**
	2011. 3	**1.6**	**2.8**	**4.2**	**2.5**	**1.5**	**2.0**	**2.9**
	2011. 9	2.7	3.5	1.9	3.6	2.6	2.3	3.1
	10	2.8	1.2	2.5	3.5	2.4	2.3	3.1
	11	2.8	1.4	3.6	3.4	2.7	2.3	3.1
	12	2.9	1.8	3.8	3.3	2.9	2.3	3.1
	2012. 1	2.9	2.0	3.5	3.3	2.7	2.3	3.2
	2	2.8	1.9	2.4	3.0	2.5	2.1	3.1
	3	2.8	1.4	0.6	3.9	3.6	2.4	3.3
	4	2.5	1.4	1.2	2.7	2.7	2.1	3.1
	5	2.2	1.2	1.5	2.2	2.2	1.9	3.0
	6	2.0	1.0	2.1	2.3	2.4	2.0	3.0
	7	1.8	1.1	3.4	1.8	1.7	1.6	2.6
	8	1.9	0.7	2.1	2.1	1.8	1.7	2.8
	9	P 2.1	1.1	P 1.8	P 3.1	P 1.5	2.2	3.2

（注）1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	**2009. 3**	**223,750**	**56,420**	**1,897,811**	**1,544,616**	**432,999**	**648,785**	**94,073**
	2010. 3	**226,784**	**55,916**	**1,797,912**	**1,544,708**	**433,144**	**641,575**	**94,025**
	2011. 3	**223,241**	**53,591**	**1,741,986**	**1,571,010**	**436,880**	**637,551**	**94,151**
	2011. 9	221,982	52,788	1,719,574	1,578,698	437,727	635,665	94,295
	10	221,452	54,088	1,708,423	1,570,860	433,394	631,853	93,920
	11	220,938	53,486	1,705,563	1,575,521	434,234	631,475	93,917
	12	219,882	53,702	1,729,629	1,593,547	440,101	638,352	94,788
	2012. 1	219,420	53,697	1,711,395	1,587,149	435,600	631,492	94,286
	2	219,329	53,317	1,722,767	1,589,102	435,687	631,323	94,372
	3	219,823	53,451	1,741,033	1,613,079	444,428	637,888	94,761
	4	218,553	52,997	1,721,264	1,599,448	438,904	631,520	94,040
	5	218,624	53,017	1,707,586	1,597,547	437,067	628,390	93,844
	6	218,535	52,636	1,717,887	1,606,176	440,606	630,590	93,993
	7	218,696	52,818	1,709,423	1,605,938	439,361	628,385	94,018
	8	218,360	52,475	1,693,809	1,612,888	439,084	628,566	94,075
	9	P 218,013	53,372	P 1,773,728	P 1,640,167	P 444,605	635,222	94,920
前年同月比増減率	**2009. 3**	**3.6**	**7.5**	**5.2**	**4.3**	**1.5**	**2.1**	**0.3**
	2010. 3	**1.4**	**△0.9**	**△5.3**	**0.0**	**0.0**	**△1.1**	**△0.1**
	2011. 3	**△1.6**	**△4.2**	**△3.1**	**1.7**	**0.9**	**△0.6**	**0.1**
	2011. 9	△1.7	△2.7	△2.5	2.1	1.3	△0.2	0.3
	10	△1.9	△2.3	△1.7	1.7	0.8	△0.6	0.1
	11	△1.9	△2.1	△1.2	2.2	1.3	△0.2	0.3
	12	△2.0	△1.8	△0.2	2.4	1.2	△0.4	0.6
	2012. 1	△2.0	△1.4	△1.0	2.5	1.0	△0.4	0.7
	2	△2.0	△1.9	△0.4	2.4	1.1	△0.3	0.7
	3	△1.5	△0.3	△0.1	2.7	1.7	0.1	0.6
	4	△1.8	△0.0	△0.3	2.6	1.4	△0.4	0.2
	5	△2.1	△0.1	△1.1	2.7	1.4	△0.4	0.3
	6	△2.0	0.4	0.3	3.2	1.9	△0.2	0.2
	7	△2.1	0.3	△0.3	2.6	1.2	△0.9	0.0
	8	△2.1	△1.1	△0.5	3.2	1.7	△0.5	0.3
	9	P △1.8	1.1	P 3.1	P 3.9	P 1.6	△0.1	0.7

（注） 1 表9（注）に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

農 林 金 融　第65巻　総 目 次

（2012年１～12月）

Ⅰ 論　　調　　Ⅱ 情　　勢　　Ⅲ 外国事情
Ⅳ 談 話 室　　Ⅴ 本　　棚　　Ⅵ シンポジウム

〈2012年テーマ〉

１月号　内外経済金融・組合金融の見通しと稲作農業の課題
２月号　農協論・農協金融
３月号　復旧・復興への取組み―東日本大震災から１年―
４月号　農協の事業・組織の考察
５月号　金融政策の考察
６月号　漁業の復興に向けて
７月号　地域農業振興の取組み
８月号　海外にみる農業の動向
９月号　共生する社会を目指して
10月号　再生可能エネルギー推進の課題
11月号　農業の構造変化と農協
12月号　農業と国際貿易交渉を考える

〈今月の窓〉

１月号　JAを取り巻く環境変化と今後の課題（常務取締役　鈴木利徳）
２月号　危機への農協の対応力（調査第一部長　斉藤由理子）
３月号　震災を経て（取締役基礎研究部長　原　弘平）
４月号　組合員の要望にオーダーメイドで対応
（調査第一部長　斉藤由理子）
５月号　「取引コスト理論」から見た農協の総合事業制
（前　調査第二部長　矢島　格）
６月号　日本型沿岸漁業モデルの模索（常務取締役　鈴木利徳）
７月号　再生可能エネルギーを活かせる社会へ（常務取締役　原　弘平）
８月号　組合金融論の先行き（常任顧問　田中久義）
９月号　正気の群島（代表取締役専務　岡山信夫）
10月号　次世代への責任（常務取締役　柳田　茂）
11月号　農業の復旧・復興への公的支援と農協の関わり
（取締役調査第一部長　斉藤由理子）
12月号　今どきの若者の生活意識・社会意識（調査第二部長　堀内芳彦）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

月号　頁

Ⅰ　論　　調

2012年の内外経済金融の展望
——欧州債務危機への警戒下，復興需要の押上げ効果に期待——
…… 南　武志・山口勝義・木村俊文・王　雷軒… 1　（2）
農協信用事業の回顧と展望 …… 田口さつき・若林剛志… 1　（18）
日本の稲作の現状と政策課題 …… 清水徹朗… 1　（35）
協同組合法の系譜と将来展望 …… 農林中央金庫　JAバンク統括部主監　明田　作… 2　（2）
専門農協論序説
——専門農協の定義と論点について—— …… 若林剛志… 2　（15）
組合金融論の展開方向
——与信重視の相互金融に向けて—— …… 田中久義… 2　（34）
次期CAP（共通農業政策）改革とEUの財政・成長戦略
——直接支払いの「緑化」，公共財供給の重視へ—— …… 平澤明彦… 2　（46）
原発事故の行政対応の問題点と系統機関の支援
——福島県農業の原発事故被害とJA等の支援活動を中心に——…… 渡部喜智… 3　（2）
米国における経済学からの農協論の諸潮流
——新古典派と組織の経済学を中心に—— …… 小野澤康晴… 4　（2）
JAグループにおける農産物販売力強化の取組み
——野菜の加工・業務用需要対応における連合組織の役割を中心に—— … 尾高恵美… 4　（24）
JAの介護保険事業の現段階の課題と対応
——先進事例を参考に—— …… 小田志保… 4　（39）
マクロプルーデンス政策主体としての日本銀行のガバナンスについて
——エージェンシー理論からの一考察—— …… 前　調査第二部長　矢島　格… 5　（2）
地域銀行の年金受給口座推進戦略 …… 寺林暁良… 5　（20）
地域営漁組織の育成と漁業再生の課題
——集落を基盤とする漁業の協業化と今日的役割——…… 鴻巣　正… 6　（2）
地域農業振興に果たすJAの役割
——いまJAの地域農業振興対策に求められているものは何か——
…… （社）農業開発研修センター　会長理事　小池恒男… 7　（2）
農業経営体の経営多角化と農協系統の農業金融
——農産物加工を中心に—— …… 長谷川晃生… 7　（15）
農業法人における人材育成の取組み
——雇用就農者の育成を中心に—— …… 小針美和… 7　（32）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

月号　頁

拡大するブラジルの農業投資
——中国の輸入増がもたらす世界食糧供給構造の変化—— …… 阮　蔚…8　(2)
チリの食料需給と農産物貿易 …… 藤野信之…8　(19)
ミャンマーの稲作農業
——「コメ輸出大国」の可能性と課題——　…… 室屋有宏…8　(38)
社会的経済・協同組合とリレーショナル・スキル
——境界を超える人材と組織のつながりを求めて——
…… 東洋大学経済学部総合政策学科　教授　今村　肇…9　(48)
都市農協の地域に根ざした取組み
…… 筑波大学大学院生命環境科学研究科　教授　茂野隆一
一般財団法人農村金融研究会　主任研究員　尾中謙治…9　(64)
EU競争法における国家補助と協同組合
——協同組合税制と国家補助問題——
…… 農林中央金庫　JAバンク統括部主監　明田　作…9　(79)
小水力発電の現状と普及の課題 …… 清水徹朗…10　(2)
木質バイオマス発電の特性・特徴と課題 …… 渡部喜智…10　(21)
デンマークの再生可能エネルギーに対する取組み ……
…… 一般財団法人農村金融研究会　主席研究員　坂内　久…10　(37)
2011年夏の節電効果と節電の継続可能性について
……明治大学農学部　教授　大江徹男…10　(54)

経営耕地の集積の動向とその課題 …… 内田多喜生…11　(2)
多様化する新規就農者の動向と就農支援の取組体制
…… 農林水産政策研究所　主任研究官　江川　章…11　(14)
IT活用による農業所得確保と農協系統の役割
——大規模農家対策の視点からのIT活用——　…… 蔦谷栄一…11　(30)
農協のダイバーシティ・マネジメント
——障がい者雇用の取組みを中心に——　…… 古江晋也…11　(48)
日中韓FTAと農業
——アジアの経済連携にどう位置づけるか——　…… 石田信隆…12　(2)
貿易自由化と日本農業の重要品目
…… 清水徹朗・藤野信之・平澤明彦・一瀬裕一郎…12　(20)
国際貿易交渉
——1927年の輸出入禁止制限撤廃条約交渉とその今日的意義——
…… 早稲田大学　日米研究機構　客員上級研究員　林　正徳…12　(46)

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

月号　頁

Ⅱ　情　　勢

大震災からの農業復旧・復興へ向けた農協の取組みについて …… 内田多喜生… 3　(23)
東日本大震災からの復興に向けて
　――農協系統全国機関の取組み―― …… 岡山信夫… 3　(32)
大震災からの漁業復興に向けて
　――全国漁業協同組合連合会の取組み―― …… 鈴木利徳… 6　(17)
森林組合の事業・経営動向
　――第24回森林組合アンケート調査結果から――
　…… 一般財団法人農村金融研究会　調査研究部長　室　孝明… 6　(36)
ウナギをめぐる最近の情勢 …… 出村雅晴… 8　(58)
2010年度の農協経営の動向 …… 古江晋也… 9　(95)
U・Iターンで活性化する海士町…… 石田信隆・寺林暁良…12　(61)

Ⅲ　外国事情

チェルノブイリの25年
　――ベラルーシ・ウクライナ福島調査団に参加して―― …… 石田信隆… 3　(73)
次期EU共通農業政策（CAP）改革の規則案概要
　――直接支払い，単一CMO，農村振興―― …… 平澤明彦… 3　(80)
韓国の協同組合基本法制定とその意味
　…… 韓国農協経済研究所　首席研究員　金　應圭… 4　(54)
ライファイゼンバンクが貢献した太陽光発電事業協同組合の組織化
　…… 小田志保…10　(69)
欧州債務危機における欧州協同組合銀行の動向 …… 重頭ユカリ…11　(60)

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

月号　頁

Ⅳ　談 話 室

「均しからざるを患う」視点 ……（株）農林中金総合研究所　代表取締役専務　岡山信夫… 1　(32)
汚染地域の農業再生は成るか ……　福島大学　理事・副学長　清水修二… 2　(32)
担い手育成対策への期待 ……（株）農林中金総合研究所　顧問　小林芳雄… 3　(52)
相互扶助―協同組合の伝統的ビジョン ……　シカゴ大学　名誉教授　Tetsuo Najita… 4　(22)
「偶然」や「たまたま」の効果 ……　京都大学大学院農学研究科　教授　小田滋晃… 5　(18)
気になる基準値の引き下げ競争 ……（株）農林中金総合研究所　顧問　野村一正… 6　(34)
13年ぶりに支部座談会を復活させた都市農協
……　一般財団法人農村金融研究会　前専務理事　木原　久… 7　(30)
一体的な復興が浜を蘇らせる ……　全国漁業協同組合連合会　常務理事　長屋信博… 8　(56)
地域の復興に果たす協同組合の役割
……　元ストックホルム大学教授　ビクター・A・ペストフ… 9　(62)
不老長寿の尻尾を把んだ ……　協同乳業株式会社　代表取締役社長　山崎直昭…10　(52)
木曽御嶽山で出合った生き物たち ……（株）農林中金総合研究所　特任研究員　行友　弥…11　(28)
東京に作る農業経営大学校 ……日本農業経営大学校　校長　岸　康彦…12　(44)

Ⅴ　本　　棚

（株）農林中金総合研究所　企画　古江晋也　著
『地域金融機関のCSR戦略』……　日本大学　名誉教授　安田原三… 2　(63)
白須敏朗　著
『東日本大震災とこれからの水産業』……　鴻巣　正… 3　(31)
宋基昊（ソン キホ）　著　金哲洙・姜暻求　訳
『恐怖の契約　米韓FTA ―TPPで日本もこうなる―』……　石田信隆…10　(79)
矢口芳生　著
『農業貿易摩擦論』……　平澤明彦…12　(19)

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

月号　頁

Ⅵ　シンポジウム

＜市民公開シンポジウムの記録＞
福島原発被災からの復興・再生を考える
　――チェルノブイリの悲劇と教訓をどう生かすか――
……開催日：2012年１月28日（土）　場所：一橋大学… 3　（54）
＜シンポジウムの記録＞
寄附講座「農林中央金庫」次世代を担う農企業戦略論講座
オープニング・シンポジウム
「六次産業化を担う農企業経営者像」
……開催日：2012年５月12日（土）　場所：京都大学… 7　（46）
＜2012国際協同組合年記念シンポジウム　講演録＞
共生する社会を目指して
　――重要性を増す「社会的経済」の役割と協同組合への期待――
……開催日：2012年４月17日（火）　場所：帝国ホテル東京… 9　（２）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

東日本大震災発生から１年が経ち，被災市町村においては，復興計画が策定され，本格的な復興事業に着手されたところです。

過去の大災害と比べ，東日本大震災は，①東北から関東にかけて約600キロにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと，②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ，広範囲に被害をもたらしていること，に際立った特徴があります。それゆえ，阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても，さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり，それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また，福島原発事故による被害の複雑性は，復興の形態をより多様なものにすることになるでしょう。

農中総研では，全中・全漁連・全森連と連携し，東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を，過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために，ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を３月に開設しました。

その目的は，地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより，その記録を将来に残すと同時に，情報の共有化を図ろうとするものです。

このホームページが，復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

農林中金総合研究所は，農林漁業・環境問題などの中長期的な研究，農林漁業・協同組合の実践的研究，そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など，幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。

本誌に掲載の論文，資料，データ等の無断転載を禁止いたします。

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2012年12月号第65巻第12号〈通巻802号〉12月1日発行

編　集

株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700
編集TEL 03-3233-7748 FAX 03-3233-7795

発　行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

農林中金ファシリティーズ株式会社／〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7580 FAX 03-5295-1916

定　価

400円（税込み）1年分4,800円（送料共）

印刷所

永井印刷工業株式会社

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/